

# 令和4年度 第3回川西市子ども・若者未来会議 次第

令和4年9月29日(木) 14:00~16:00

場所: 市役所2階202会議室 (Zoom 併用)

## 1. 開会

## 2. 議事

### (1) 報告事項

- ・令和3年度川西市子ども・子育て計画の進捗状況について【資料1-1、1-2】

### (2) 協議事項

- ・「(仮称)子ども・若者未来計画(案)」について【資料2】

### (3) その他

## 3. 閉会

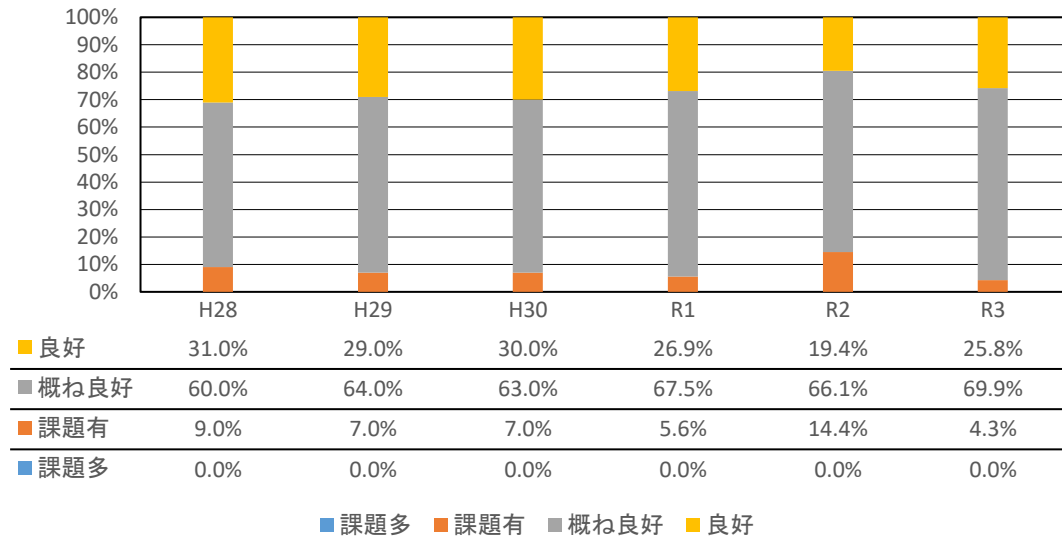
【令和3年度】  
第2期川西市子ども・子育て計画  
第4章事業計画実績報告書

## 事業実績評価の概要

### 1. 各評価の件数・割合

評価区分	件数	割合
良好 (◎)	48	25.8%
概ね良好 (○)	130	69.9%
課題有 (△)	8	4.3%
課題多 (×)	0	0.0%
計	186	100.0%

【実績値の推移】



上記以外に、14事業未評価（新型コロナによる未実施13件、事業廃止1件）

### 2. 課題有・多とされた事業

事業No.	資料ページ	評価区分	取り組み名
01-①-①-11	2	△	赤ちゃん交流会
02-②-①-2	4	△	乳児保育
02-②-①-3	4	△	産休明け乳児保育
02-②-⑧-6	7	△	利用者支援事業の実施
03-①-①-2	12	△	遊び場の開放
03-①-⑧-1	14	△	親子料理教室
03-②-①-9	16	△	ボランティア活動支援
04-③-①-2	18	△	交通安全教室の実施

第2期川西市子ども・子育て計画第4章「評価指標シート」

No.	評価指標名称	評価指標値					目標値	備考	担当所管
		基準値	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度			
1	妊娠から出産及び産後の保健・医療サービスについて満足している母親の割合 (健幸政策課アンケート)	84.3%	80.3%	85.3%	83.9%		90.0%		保健センター・ 予防歯科センター
2	合計特殊出生率	1.28	1.16	1.21	未算出		上昇 させる		こども支援課
3	乳幼児健康診査受診率	99.1%	98.6%	97.7%	99.9%		上昇 させる		保健センター・ 予防歯科センター
4	「子育てがしやすいまちだ」と思う市民の割合 (市民実感調査)	53.2%	57.0%	61.9%	60.5%		67.0%		こども支援課
5	「子育て支援が充実している」と思う市民の割合 (市民実感調査)	31.4%	35.9%	44.7%	40.7%		50.0%		こども支援課
6	保育所入所待機児童数	29人	17人	16人	0人		0人		入園所相談課
7	児童扶養手当受給資格者に対する全部支給の割合	52.4%	60.5%	59.8%	57.1%		43.7%		こども支援課

第2期川西市子ども・子育て計画第4章取り組み「実績評価シート」

No.				取り組み名	取り組み概要	担当所管	評価内容				参考（昨年度分）			
目標	方向	項目	取組				指標	実績値	コメント	評価	指標	実績値	コメント	評価
01	①	①	1	母子健康手帳の交付	妊娠・出産・親になることに主体的に取り組めるよう母子健康手帳を交付し支援する。また、マタニティマークの普及・啓発を行う。	保健センター・予防歯科センター	交付数	825人	妊娠届出数825人の内、妊娠11週未満の届出が 96.0%と初期に届出されている割合が高い。	◎	交付数	848人	妊娠届出数848人の内、妊娠11週未満の届出が 94.8%と初期に届出されている割合が高い。	◎
01	①	①	2	妊婦健康診査費の助成	妊婦健康診査費用の一部を助成する。	保健センター・予防歯科センター	新規助成者数	929人	経済的負担を軽減し、早期から適切に積極的な受診を勧奨した。	○	新規助成者数	959人	経済的負担を軽減し、早期から適切に積極的な受診を勧奨した。	○
01	①	①	3	妊婦歯科健診	妊娠期間中に1回、市内歯科医師会会員診療所で無料で歯科健診を実施する。	保健センター・予防歯科センター	受診率	32.73%	妊婦健診費用助成申請時に保健師から個別に案内している。妊娠中の口腔の健康の重要性を伝えられるよう努めた。	◎	受診率	25.30%	妊婦健診費用助成申請時に保健師から個別に案内している。新型コロナ禍ではあるが、妊娠中の口腔の健康の重要性を伝えられるよう努めた。	○
01	①	①	4	妊婦への面接指導	妊娠届出や妊婦健康診査費用助成申請時等に相談、保健指導を行う。また、支援を要する妊婦や家庭を早期に把握し、必要時には関係所管と連携し、妊娠期からの支援を行う。	保健センター・予防歯科センター	妊婦面接数	952人	来所で妊娠届出をされた方には、保健師等がほぼ全ての妊婦に面接することができた。令和3年度も引き続き郵送での妊娠届出を受け付け、その際には保健師等が電話で妊婦の状況や相談事の有無等を聞き取り対応している。また必要時には関係所管と連携し、妊娠期からの継続支援を行った。	○	妊婦面接数	902人	来所で妊娠届出をされた方には、保健師等がほぼ全ての妊婦に面接することができた。新型コロナウイルス感染症対策として令和2年度より郵送での妊娠届出を受け付け、その際には保健師等が電話で妊婦の状況や相談事の有無等を聞き取り対応している。また必要時には関係所管と連携し、妊娠期からの継続支援を行った。	○
01	①	①	5	妊娠中の学習会	出産の準備、沐浴実習、菌周病予防等の学習会を実施する。妊娠期からの仲間づくりにつなげ、子育て期の孤立や育児不安の軽減を図る。また、父親の育児や家事への参加意欲の向上に努める。	保健センター・予防歯科センター	延べ参加者数	465人	新型コロナウイルス感染症対策のもと、母親学級と両親学級は来所型、プレママ&パパの離乳食教室はオンラインで実施し、子育て期の孤立や育児不安の軽減に努めた。母親学級23回150人、両親学級16回290人、プレママ&パパの離乳食教室12回25人	○	延べ参加者数	467人	新型コロナウイルス感染症対策のため、オンライン型と来所型で実施し、子育て期の孤立や育児不安の軽減に努めた。母親学級32回252人（オンライン型16回89人・来所型16回163人）、両親学級18回215人（オンライン型8回53人、来所型10回162人）、プレママ&パパの離乳食教室11回54人	○
01	①	①	6	支援を要する母子への保健指導	妊娠から出産・育児について、養育上の支援を要する家庭を早期に把握し、適切なフォローに努める。	保健センター・予防歯科センター	延べ参加者数	推進	未熟児訪問指導を実施した対象児について、医師に相談する機会を持ち、支援の充実を図った。 未熟児訪問指導 22件 未熟児訪問指導相談1回実施 10件	○	推進	推進	未熟児訪問指導を実施した対象児について、医師に相談する機会を持ち、支援の充実を図っている。 未熟児訪問指導24件 未熟児訪問指導相談2回実施18件	○
01	①	①	7	妊婦・新生児等への訪問指導	妊婦の要望に応じて、出産に関する相談や保健指導を家庭に訪問して行う。また、新生児・母親の心身の健康管理・保持増進のため、希望のある方や必要な方へ家庭訪問を行い、産後の生活や育児に関し必要な保健指導を行う。	保健センター・予防歯科センター	訪問件数	994件	新生児等への訪問指導を行い、育児不安の軽減等に努めた。 妊婦訪問 延36件、産婦訪問 延416件 新生児訪問 延230件、乳児訪問 延214件 幼児訪問 延98件	○	訪問件数	984件	新生児等への訪問指導を行い、育児不安の軽減等に努めた。 妊婦訪問36件、産婦訪問396件 新生児訪問208件、乳児訪問189件 幼児訪問155件	○
01	①	①	8	乳幼児健康診査	小児の健康の保持増進のため、疾病または異常の早期発見に努めるとともに、身体的発育及び精神的発達ならびに社会適応に関する指導や相談を行い、支援する。（4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査）	保健センター・予防歯科センター	状況把握率	99.90%	4か月児健康診査 99.0% 1歳6か月児健康診査102.3 % 3歳児健康診査 98.9 % 新型コロナウイルス感染症の影響により、法定健診（1歳6か月・3歳児）と成長の著しい時期である4か月健診を優先し、10か月児健診については、「10か月児子育て相談票」の回答から必要な方へ健診を案内する方法へ変更したため、状況把握率を省いている。 未受診児については、訪問等により、状況把握に努めた。	○	状況把握率	97.70%	4か月児健康診査 98.1% 1歳6か月児健康診査 98.0% 3歳児健康診査 96.9% 新型コロナウイルス感染症の影響により、法定健診（1歳6か月・3歳児）と成長の著しい時期である4か月健診を優先し、10か月児健診については、「10か月児子育て相談票」の回答から必要な方へ健診を案内する方法へ変更したため、状況把握率を省いている。 未受診児については、訪問等により、状況把握に努めた。（No.11参照）	○
01	①	①	9	乳幼児健康診査未受診児への訪問	各種乳幼児健康診査未受診児に対して訪問を実施する。また、3歳児健康診査未受診児については、地域の主任児童委員の訪問協力も得て実施する。訪問しても会えないなど必要時には、関係機関とも連携し状況把握に努める。	保健センター・予防歯科センター	推進	推進	乳幼児健康診査未受診児について、訪問等により状況把握に努めた。	○	推進	推進	乳幼児健康診査未受診児について、訪問等により状況把握に努めた。	○
01	①	①	10	未熟児養育医療制度	未熟児養育医療制度に基づき、医療費等を給付する。	保健センター・予防歯科センター	養育医療費支出延べ人数	37人	未熟児養育医療制度について、保護者の自己負担金相当分を市が負担した。	○	養育医療費支出延べ人数	36人	未熟児養育医療制度について、保護者の自己負担金相当分を市が負担した。	○

01	①	①	11	赤ちゃん交流会	親子で気軽に集え、相談できる場として、地区の公民館等で赤ちゃん交流会を開催し、保健師等による育児相談とともに、地域の方々や活動グループの協力を得て、体操を行う。	保健センター・予防歯科センター	延べ参加者	0人	新型コロナウイルス感染症の影響により、3密回避等の感染症対策をとることが困難な会場が多く、全ての会場で赤ちゃん交流会の実施を中止している。しかし、交流の場がなくなることは保護者の不安につながると考えられるため、地域で感染防止対策を行いながら相談できる場を確保する方法を検討している。	△	延べ参加者	0人	新型コロナウイルス感染症の影響により、3密回避等の感染症対策をとることが困難な会場が多く、全ての会場で赤ちゃん交流会の実施を中止している。しかし、交流の場がなくなることは保護者の不安につながると考えられるため、地域で感染防止対策を行いながら相談できる場を確保する方法を検討する必要がある。	△
01	①	①	12	幼児精神精密健康診査	医師等による発達相談、助言により、幼児の健全な発達を促し、必要に応じて、療育機関等を紹介する。	保健センター・予防歯科センター	相談件数	137人	医師等による発達相談、助言により、幼児の健全な発達を促すことに努めた。また、必要に応じて、療育機関等を紹介した。	○	相談件数	134人	医師等による発達相談、助言により、幼児の健全な発達を促すことに努めた。また、必要に応じて、療育機関等を紹介した。	○
01	①	①	13	就学までの継続支援	3歳児健康診査の終了後においても、5歳児発達相談事業等で、関係機関や関係所管と連携しながら、相談体制や相談内容の充実にも努め、子どもの成長に応じた支援を行う。	保健センター・予防歯科センター	推進	推進	3歳児健診終了後も必要に応じて関係機関と連携し、子どもの成長に応じた支援に努めている。	○	推進	推進	3歳児健診終了後も必要に応じて関係機関と連携し、子どもの成長に応じた支援に努めている。	○
01	①	①	14	もぐもぐ離乳食教室	離乳食指導や試食、歯科健康教育により、乳幼児の食べる力を育てるための支援をする。	保健センター・予防歯科センター	参加者数	104人	離乳食の基本から学べる教室として取り組んでいる。新型コロナウイルス感染予防対策上、参加者数の制限、プログラムの変更を状況に合わせて行った。	○	参加者数	73人	離乳食の基本から学べる教室として取り組んでいる。新型コロナウイルス感染予防対策上、参加者数の制限、プログラムの変更を行った。	○
01	①	①	15	2歳児のびのび教室	育児や栄養の情報提供、歯科チェックの実施により、子どもの健やかな成長をめざす。	保健センター・予防歯科センター	参加者数	259人	新型コロナウイルス感染症による法定乳幼児健診の時期の見直しにより、3歳児健診に繋ぐフォローチェックとして、対象を2歳6か月児に変更して実施した。	○	参加者数	303人	歯みがき嫌いな時期であることから生活習慣の見直しなどに重点を置いている。また1.6歳児健診からのフォローとしての位置づけもあるため。三密、滞在時間の縮小のため問診票の事前送付を行った。	○
01	①	①	16	2次救急医療の確保	「2次救急医療」については、市内及び阪神北圏域での病院群輪番制を維持し連携を継続する。	保健センター・予防歯科センター	推進	推進	県等と連携しながら、阪神北圏域内における小児2次救急医療体制の維持に努めた。	○	推進	推進	県等と連携しながら、阪神北圏域内における小児2次救急医療体制の維持に努めた。	○
01	①	①	17	定期予防接種の推進	国における定期予防接種化等の制度変更に対応するため、接種機関の確保等の体制づくりとともに、市民への周知を図る。	保健センター・予防歯科センター	延べ接種人数（乳幼児）	24,395人	川西市医師会と連携しながら、定期予防接種を安全に受けられるような環境の確保に努めるとともに、市民への周知を図った。	○	延べ接種人数（乳幼児）	24,959人	川西市医師会と連携しながら、定期予防接種を安全に受けられるような環境の確保に努めるとともに、市民への周知を図った。	○
01	①	①	18	助産施設入所委託	保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により入院し助産を受けることができない場合、助産施設において助産を受けさせる。	こども若者相談センター	助産施設入所人数	2人	妊婦にとって適切な助産施設を紹介し、安心して出産に臨めるようサポートした。	◎	助産施設入所人数	2人	妊婦にとって適切な助産施設を紹介し、安心して出産に臨めるようサポートした。	◎
01	①	①	19	かかりつけ医等の普及と定着	市広報誌の活用をはじめ、かかりつけ医等の医療マップの作成、インターネットによる情報発信等、様々なPR媒体による広報活動に努める。	保健センター・予防歯科センター	推進	推進	川西市医師会及び川西市歯科医師会と協力し、医療機関一覧を掲載している健康づくり事業のご案内を全戸配布を行うとともに健康まちづくり計画により周知を図った。	○	推進	推進	川西市医師会及び川西市歯科医師会と協力し、広報誌でコロナ禍におけるかかりつけ医の重要性を紹介する記事を掲載した。医療機関一覧を掲載している健康づくり事業のご案内をリニューアルし、全戸配布を行った。	○
01	①	①	20	阪神北広域こども急病センター	夜間・休日での子どもの初期救急対応として、阪神北広域こども急病センターでの診療や電話による小児救急医療相談の周知を図る。	保健センター・予防歯科センター	市民延べ受診者数	1,779人	阪神北広域こども急病センターの周知・普及に努めるとともに医療体制の維持に努めた	○	市民延べ受診者数	1,077人	阪神北広域こども急病センターの周知・普及に努めるとともに医療体制の維持に努めた	○
01	①	①	21	産科医療の環境整備	妊産婦が安心して安全なお産ができるよう、適切な医療の提供を行う。	保健・医療政策課	出産件数	128件	令和3年3月末に近隣の医療機関が産婦人科を閉鎖したことにより、分娩件数は前年度比で増となった。今後は、市立川西病院と第二協立病院の産婦人科を統合し、川西市立総合医療センターにおける周産期医療体制を整える。	○	出産件数	116件	近隣の医療機関が産婦人科を閉鎖したことにより分娩件数は前年度比で増となった。今後は、キセラの川西市立総合医療センターの開設に向けて移転準備を進め、医療体制を整える。	○
01	①	①	22	不育症治療支援	不育症についての検査及び治療費の一部を助成する。	保健センター・予防歯科センター	不育症治療費支出延べ人数	6人	不育症についての検査及び治療費について保護者の自己負担分の一部を市が負担し、経済的負担を軽減した。	○	不育症治療費支出延べ人数	6人	不育症についての検査及び治療費について保護者の自己負担分の一部を市が負担し、経済的負担を軽減した。	○
01	①	①	23	ブレママ&パパの離乳食教室	妊婦中の父母を対象に、離乳食についての講話のほか、乳児の食べる姿勢や大人の一品料理からの取り分け方を、調理実習を通じて学べる教室を開催する。	保健センター・予防歯科センター	参加者数	25人/12回/年	保健師等と連携し、妊婦との面接時や他教室等で勧奨したほか、市広報誌での情報提供で父親の参加も見られた。また、令和2年度に引き続き令和3年度もオンラインで開催し、コロナ禍においても参加しやすい環境整備に努めた。	○	参加者数	54人/11回/年	保健師等と連携し、妊婦との面接時や他教室等で勧奨したほか、市広報誌での情報提供で父親の参加も見られた。また、令和2年度はオンラインで開催し、コロナ禍においても参加しやすい環境整備に努めた。	○
01	①	①	24	障がい児歯科診療	一般の歯科医院では治療が困難な方の歯科診療、定期歯科健診、指導を行う。	保健センター・予防歯科センター	推進	推進	治療後も引き続きリコールを行い、お口の健康の維持に努めた。	○	推進	推進	治療後も引き続きリコールを行い、お口の健康の維持に努めた。	○

01	①	①	25	乳幼児歯科健診	乳幼児健康診査（1歳6か月、3歳児）のほか、1歳児親子、2歳6か月児、3歳6か月児、4歳児、5歳児の歯科健診、歯科保健指導を実施する。年齢に応じて、歯科健診、歯磨き練習、個別指導等を行うことで、口腔の発達にあわせた切れ目のない支援を行い、健全な口腔育成のサポートをする。	保健センター・予防歯科センター	受診者数	2643人		健診や相談の機会を増やすことで受診や相談がしやすい体制を整えている。引き続き、新型コロナウイルス感染防止対策上、予約の制限等を行った。それにより希望日に予約ができなかった人には個別で相談時間を設けた。	○	受診者数	2453人	健診や相談の機会を増やすことで受診や相談がしやすい体制を整えている。新型コロナウイルス感染防止対策上、予約の制限、内容の変更やオンライン教室を行った。それにより希望日に予約ができなかった人には個別で相談時間を設けた。	○
01	①	①	26	(仮称)子育てコーディネーター	産前から産後、子育て期の一貫したサポート体制として、助産師や保健師などの専門家が子育ての相談や情報提供、アドバイスをを行う。	こども支援課(こども・若者ステーション)	-	-		令和4年度の開始に向けて、内部調整と実施計画立案を行うことが出来た。(先行事例として、丹波篠山市への視察等実施)	◎	-	-	新型コロナウイルス感染症拡大等により、視察が出来ず、担当課との内部調整のみとなった。	△
01	①	②	1	性的指向・性自認への理解・人権研修	兵庫県教育委員会作成資料「『性的マイノリティ』に対する正しい理解のために」を参考に、人権尊重の観点から性的指向・性自認についての理解を推進する。	教育保育課	人権研修実施回数	10回		令和3年度は、兵庫県教育委員会作成資料「『性的マイノリティ』に対する正しい理解のために」を参考に、「LGBT」についての理解促進に努めた。主に教職員を対象とした研修では、セクシャルマイノリティの子どもたちの思いや悩み、不安を知り、寄り添うための理解を深めるとともに、人権意識の高揚を図ることにつながった。	○	人権研修実施回数	12回	主に教職員を対象とした研修において、兵庫県教育委員会作成資料「『性的マイノリティ』に対する正しい理解のために」を活用した。今後も人権尊重の観点から性的指向・性自認についての理解を推進する。	○
02	①	①	1	保育所の整備	保護者の就労等により、保育を必要とする児童が入所する民間認可保育所の整備に対し補助を行う。	こども支援課	利用定員増加数	-		該当施設無	-	利用定員増加数	-	該当施設無	-
02	①	①	2	認定こども園の整備	保護者の就労状況等にかかわらず、児童に教育・保育を提供する認定こども園の普及を図るため、既存施設からの移行を中心として、必要な施設の整備に対し補助を行う。	こども支援課	利用定員増加数	-		該当施設無	-	利用定員増加数	-	該当施設無	-
02	①	①	3	地域型保育事業施設の整備	保護者の就労等により保育を必要とする0～2歳の児童に対して保育を実施する、地域型保育事業の施設整備に対し補助を行う。	こども支援課	利用定員増加数	-		該当施設無	-	利用定員増加数	-	該当施設無	-
02	①	①	4	地域型保育事業等への移行支援	川西市地域保育園をはじめ、市内の認可外保育施設が地域型保育事業や認可保育所等へ移行する際に必要な支援を行う。	こども支援課	利用定員増加数	-		該当施設無	-	利用定員増加数	-	該当施設無	-
02	①	②	1	保育施設の安全確保と設備の充実	施設の安全の確保及び保育の環境を改善するために、教育・保育施設の改修や備品の充実に努める。必要な場合、施設の耐震補強を実施するとともに、大規模改修について検討する。	教育政策課	①公立幼稚園数 ②公立保育所数 ③公立こども園数	①4園 ②4所 ③4園		老朽化した川西北幼稚園と川西北保育所を一体化し、新たに川西北こども園を建設した。また、その他の施設においても、安全確保及び保育環境を改善するための修繕や備品購入に努めた。	◎	①公立幼稚園数 ②公立保育所数 ③公立こども園数	①5園 ②5所 ③3園	老朽化した川西北幼稚園と川西保育所を一体化し、新たに川西こども園を建設した。また、その他の施設においても、安全確保及び保育環境を改善するための修繕や備品購入に努めた。	◎
02	①	②	2	市立幼稚園・保育所の再編	市立幼稚園・保育所における、施設の耐震・老朽化対策及び、待機児童の解消や幼稚園の入園児童数の減少等の課題へ対応するため、各施設や地域の状況に応じた方策を検討・実施する。	こども支援課	推進	-		川西北こども園建設工事が完了し、令和4年4月から開園となった。また、令和3年度に「市立就学前教育保育施設のあり方(素案)」を策定し、令和4年度以降原案を策定するとともに、同原案を(仮称)子ども・若者未来計画に反映予定。その後、市立就学前教育保育施設の再編等に取り組んでいく。	◎	推進	-	基本方針・方策に基づき各事業の推進を図った。(仮称)川西北こども園一工事着手	◎
02	①	③	1	就学前児の通園(所)施設と小学校の連携推進	小学校との交流活動や情報交流等の連携をより一層推進するとともに、「接続期カリキュラム」の策定を進め、育ちや学びの連続性・一貫性を確かなものとし、就学前児童の通園(所)施設から小学校への円滑な接続を図る。	教育保育課	保幼小連絡協議会出席職員数	小学校16園所13		第1回就学前・小学校連絡協議会(6/7)は新型コロナウイルス感染防止のため中止したが、第2回協議会(1/28)を開催し、市立・私立園所と市立小学校の職員間で情報交流を行った。「川西市 幼児教育と小学校教育の接続期カリキュラム」を策定し、令和3年度までの取り組みと今後の方向性を共有した。各学校園所において、令和5年度に向けてカリキュラムの作成に取り組んでいく。	○	保幼小連絡協議会出席職員数	小養学校17園所13	就学前と小学校との接続における市教委指定研究会は新型コロナウイルス感染防止の観点から公開授業を実施できなかったが、子どもの成長に合わせたカリキュラムの策定に向けて取り組みを継続し、小学校・認定こども園の取り組みと接続期カリキュラム策定のねらい等を教育実践発表大会の場で共有した。	○
02	①	③	1	就学前児の通園(所)施設と小学校の連携推進	小学校との交流活動や情報交流等の連携をより一層推進するとともに、「接続期カリキュラム」の策定を進め、育ちや学びの連続性・一貫性を確かなものとし、就学前児童の通園(所)施設から小学校への円滑な接続を図る。	教育保育課	小学校との交流を実施した公立の就学前児通園(所)施設数	13園所		幼児と児童の行事交流は新型コロナウイルス感染防止の観点から実施が難しかったが、小学校入学児童について、各園所、学校間で保育観察や協議の機会をもち、情報交流に努めた。	○	小学校との交流を実施した公立の就学前児通園(所)施設数	14園所	幼児と児童の行事交流は新型コロナウイルス感染症感染防止のために実施が難しかったが、小学校入学児童の申し送りや教職員間の協議を通して、交流に努めた。	○

02	①	⑤	2	保育の質の向上に向けた研修等の充実	保育に必要な知識と技術を身につけるねらいや目的に応じて体系的な研修を実施し保育の専門性を高める。さらに保育指導専門員による実地研修や、保育の質を定期的・継続的に検討を重ねるため職員及び教育・保育施設の自己評価の取り組みを浸透させ、具体的に進める。	教育保育課	施設実地指導回数	40回	職員の資質向上をめざし、小規模保育事業所等に、保育指導専門員を派遣し、実地指導を行った。	○	施設実地指導回数	33回	時代の変化に対応できる知識と技術の習得をめざし、新型コロナウイルス感染症に配慮した上で小規模保育事業所等へ保育指導専門員の派遣を実施した。	○
02	①	⑤	3	教職員研修	県教育委員会主催の研修との関連性に鑑みながら、必要性に応じた研修計画の改善を図り、実習回数も含め、研修内容の精査を行った上で実施する。	教育保育課	研修講座数	9研修（初任者・20年経験者・養護教諭・救命リーダー・研究リーダー・夏季教職員・コンプライアンス・課題別研究）	「主体的・対話的で深い学び」を柱とする新学習指導要領実施を受けて教職員の資質向上、教職員としての在り方、社会に開かれた教育課程の実現につながる事業として支援に努めた。感染症拡大状況を踏まえ、オンライン開催や対面とのハイブリッド研修を中心に実施を行った。	○	研修講座数	6研修（初任者研修・養護教諭研修・救命リーダー研修・研究リーダー研修・課題別研究）	「主体的・対話的で深い学び」を柱とする新学習指導要領実施を受けて、教職員の資質向上を図り、社会に開かれた教育課程の実現につながる事業として支援に努めたが、感染症拡大状況を踏まえ充実した研修機会を設けることが出来なかった。次年度以降は、コロナ禍の中でも実施可能な事業として内容を見直していく。	△
02	①	⑤	4	保育士確保対策	待機児童解消に向けた保育定員の増員に対応した保育士の確保に努める。	入園所相談課 教育保育職員課	潜在保育士復職支援事業への参加者数	-	コロナの影響で中止。ホームページ等での情報発信。	-	潜在保育士復職支援事業への参加者数	-	コロナの影響で中止。ホームページ等での情報発信。	-
02	②	①	1	通常保育	保育を要する児童に対し、養護と教育を行う。	入園所相談課	利用定員	2,280人	利用定員は前年と変わらないが、入所調整により国基準の待機児童数が0人となり、保育を要する児童のほとんどに用語と教育を行うことができた。	○	利用定員	2,280人	民間保育所を新たに3か所整備したことで、より多くの保育を要する児童に養護と教育を行うことができた。	◎
02	②	①	2	乳児保育	乳児保育を実施し、乳児の定員の増加を図る。	入園所相談課	0歳児の乳児定員	218人	利用定員は前年と変わらないが、入所調整により国基準の待機児童数が0人となり、乳児保育を実施することができた。	△	0歳児の乳児定員	218人	民間保育所を3か所整備したことに加え、市立川西こども園において0歳児の受け入れを行ったことで、乳児定員が増加した。	◎
02	②	①	3	産休明け乳児保育	市立保育所において、乳児の受け入れを生後6カ月から産休明け（出生後57日から）を対象の拡大を図る。	入園所相談課	実施 公立保育施設数	6所（園）	令和4年3月末で廃止の市立川西北保育所に代わって、令和4年4月開所の市立川西北こども園で産休明け保育を実施する。	△	実施 公立保育施設数	6所（園）	令和2年4月に開所した市立川西こども園において、産休明け保育事業を実施し、公立施設における受け入れを拡大した。	○
02	②	①	4	低年齢児保育	待機児童の多い3歳未満児について、民間保育施設の整備等にあわせ受入枠の拡大を図る。	入園所相談課	3歳未満児の待機児童数	0人（令和4年4月1日現在）	利用定員は前年と変わらないが、入所調整により国基準の待機児童数が0人となり、保育を要する児童のほとんどに養護と教育を行うことができた。	○	3歳未満児の待機児童数	12人（令和2年4月1日現在）	令和2年4月から民間保育所を新たに3か所整備したため、令和3年4月も同定員での受入れ枠とした。	△
02	②	①	5	延長保育	午後7時もしくは午後8時までの延長保育を実施する。	入園所相談課	実施 保育施設数	33所（園） （認定こども園、小規模保育事業所含む）	実施施設数は前年と同じ。通勤時間などにより需要が多い延長保育を実施した。	○	実施 保育施設数	33所（園） （認定こども園、小規模保育事業所含む）	民間保育所を3か所整備したことで、延長保育の受け入れ可能施設が増加した。	◎
02	②	①	6	休日保育	日曜・祝日等においても保育を必要とする児童を対象に保育を実施する。	入園所相談課	延べ 利用者数	180人	日曜・祝日等においても保育に欠ける児童を対象に認定こども園2箇所 で保育を実施した。	○	延べ 利用者数	58人	日曜・祝日等においても保育に欠ける児童を対象に認定こども園2箇所 で保育を実施した。	○
02	②	①	7	障がい児保育	専門機関や入所検討会等の所見を踏まえながら障がい児保育を実施する。	入園所相談課	実施保育施設数	19所（園）	専門機関や入所検討会等の所見を踏まえながら障がい児保育を実施した。	○	実施保育施設数	20所（園）	専門機関や入所検討会等の所見を踏まえながら障がい児保育を実施した。	○
02	②	①	8	病児・病後児保育	保護者が安心して働けるよう、病気（安定期・回復期）の児童（小学3年生まで）への保育を実施し、子育てと就労の支援をするとともに児童の健全な育成を図る。実施にあたっては、各施設が連携を図りつつ対応できるよう努める。	入園所相談課	延べ 利用者数	115人	保護者が安心して働けるよう、病気（安定期・回復期）の児童（小学3年生まで）への保育を実施し、子育てと就労の支援をするとともに、子どもの健全な育成を図ることができた。	○	延べ 利用者数	105件	保護者が安心して働けるよう、病気（安定期・回復期）の児童（小学3年生まで）への保育を実施し、子育てと就労の支援をするとともに、子どもの健全な育成を図ることができた。	○
02	②	①	9	一時預かり（一般型）	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、主に昼間一時的に預かり、必要な保護を行う。	入園所相談課	実施園数	16所（園）	核家族化などによる一時的な保育需要のニーズに応えることができた。	○	実施園数	16所（園）	民間保育所1施設において新たに一時預かりを実施したため、受け入れ施設数が拡大した。核家族化などによる一時的な保育需要のニーズに応えることができた。	○
02	②	①	9	一時預かり（一般型）	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、主に昼間一時的に預かり、必要な保護を行う。	こども支援課（こども・若者ステーション）	延べ利用者数	716人	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、利用人数の制限は3人とすることは継続したが、利用人数が3%増加した。利用目的の内訳は、用事が37%と最も多く、次いで病院受診が23%、仕事が18%、兄弟の用事が10%、リフレッシュ8%であった。	○	延べ利用者数	609人	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、定員を5名から3名に縮小し、事業を実施した。定員が減少したことに伴い、予約が埋まりやすくなり、お断りするケースもあった。	△
02	②	①	10	一時預かり（幼稚園型）	幼稚園・認定こども園の在園児を対象に、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童を預かり、必要な保護を行う。	入園所相談課	実施園数	20所（園）	在園児の保護者のさまざまな事情による預かり保育のニーズに応えることができた。	○	実施園数	21所（園）	在園児の保護者のさまざまな事情による預かり保育のニーズに応えることができた。	○



02	②	①	11	認可外保育所の支援	認可外保育所の運営の安定化と保育の質的確保を図るため、助成金を交付するとともに、認可保育所への移行を支援する。	入園所相談課	対象施設数	1所（園）	1か所の認可外保育所において入所児童数に応じて助成金を交付した。	○	対象施設数	1所（園）	1か所の認可外保育所において入所児童数に応じて助成金を交付した。	○
02	②	①	12	子育て家庭ショートステイ	児童を養育している家庭の保護者が、社会的な事由等により養育が一時的に困難になった場合、児童福祉施設において一定期間、養育・保護する。	こども若者相談センター	延べ利用日数	24日	保護者の要望に沿いながら、児童福祉施設と連携し、児童の養育を行うとともに、保護者等の子育ての負担軽減を図った。	◎	延べ利用日数	34日	保護者の要望に沿いながら、児童福祉施設と連携し、児童の養育を行うとともに、保護者等の子育ての負担軽減を図った。	◎
02	②	①	13	ファミリーサポートセンターの運営	会員の拡大や相互援助活動の調整に努め、子育てに関する相談、会員に対する講習会、交流会の開催等を猪名川町と共同で実施する。また、地域で取り組む子育て事業との連携を図り、近隣市町との連絡調整に努める。	こども支援課（こども・若者ステーション）	延活動件数	753名 （内訳：川西市708名・猪名川町45名）	市民の方のニーズに対応することで、利用者数は令和2年度より45%増加した。活動内容は保育前や保育終了後の預かりが31%と最も多く、次いで、習い事への送迎が28%、保育施設への送迎が12%、障がい児の習い事等への送迎が9%、放課後児童クラブ終了後の預かり5%、子どもの預かり5%であった。利用に対応できる体制を確保できた。	○	延活動件数	517件	新型コロナウイルスの影響で、利用のキャンセルなどの利用控えがあった。また、時短勤務や在宅ワークなど、保護者の勤務形態の変化により、預かり数は伸び悩んだ。	△
02	②	①	14	民間保育施設の運営支援拡充	支援が必要な子どもたちの受入体制を強化するため、民間保育施設による保育士加配等への補助を拡充する。	入園所相談課	補助対象施設数	11所（園）	支援が必要な子どもの受け入れを行った民間保育施設に対し、前年度に拡充した保育士等の加配への補助を引き続き実施した。	○	補助対象施設数	12所（園）	支援が必要な子どもの受け入れを行った民間保育施設に対し、保育士等の加配や環境改善への補助を拡充した。	○
02	②	②	1	放課後子ども教室	各小学校区において小学校の放課後や週末、夏休みなどに学校の施設等を活用し、各小学校区の市民の方々などに放課後子ども教室の運営を委託し、子どもの安心、安全な居場所づくりに努める。	社会教育課	延べ実施日数	799日	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、昨年度と同様に7小学校区が事業中止となったが各小学校区ではコロナ対策を徹底し、教室を開催したため昨年度比は全体的に増加した。また、1小学校区では常々懸念されていた指導者の高齢化による後継者不足が浮き彫りとなって活動休止となっており、今後は解決に向けての取り組みを検討する必要がある。	○	延べ実施日数	644日	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、7小学校区が事業中止となったため、実施日数が減少したが、英語教室や書道教室、将棋教室など多岐にわたっている。今後、放課後子ども教室での後継者不足を解決するため、地域学校協働本部との連携・協働を図り、地域人材の発掘につなげる。	○
02	②	②	2	市立留守家庭児童育成クラブ	小学校の余裕教室等を利用し、放課後や土曜日、長期休業中に家庭で保育を受けることのできない小学生児童に対して、家庭的な雰囲気の中で、遊びと生活の場を提供し、児童の健全な育成を支援する。国が示すこれらのクラブの役割を果たす観点から、育成支援内容をホームページや広報誌、入所式などで周知する。また、特別な配慮を必要とする児童へは、関係機関が連携・協力し、情報提供を図ること、支援を強化していく。	入園所相談課	待機数	48人 （令和3年5月1日時点）	令和3年度4月から加茂小学校内に公設クラブを新たに開所した。また、待機児童対策として川西北小学校の一室において、夏季休業中のみの育成クラブを試行的に開所することで、待機児童が減少し、児童の健全な育成を支援することができた。特別な配慮が必要な児童に係るクラブからの相談に対し、運営マネージャーにより関係機関と連携を図り支援を行うことができた。	◎	待機数	122人 （令和2年5月1日時点）	令和3年4月に加茂小学校内に公設クラブを1クラブ新設するための準備を行った。また、待機児童対策として、令和3年度に川西北小学校の一室において、夏季休業中のみの育成クラブを試行的に開所することとし、その対応を図った。特別な配慮が必要な児童に係るクラブからの相談に対し、運営マネージャーにより関係機関と連携を図り支援を行うことができた。	◎
02	②	②	3	民間留守家庭児童育成クラブ	平成29年度から民間の留守家庭児童育成クラブが開設されており、今後も民間参入を促進するほか、安定的な運営を支援し、児童の健全育成を図る場を確保する。	入園所相談課	クラブ数	7クラブ	令和4年4月から川西北小学校区を対象に開設する民間留守家庭児童育成クラブの公募を行い、決定事業者に改修費等の支援を行った。また、他の民間留守家庭児童育成クラブへの視察や助言を行い、安定的な運営を支援した。	◎	クラブ数	6クラブ	けやき坂・明峰小学校区を対象に令和2年5月1日から開所した民間留守家庭児童育成クラブ（1か所）を支援した。また、民間留守家庭児童育成クラブへの視察や助言を行い、安定的な運営を支援した。	○
02	②	②	4	留守家庭児童育成クラブの開所時間の拡充	保護者負担の軽減を図るため、平日（学校休業日を含む）の終了時間や学校休業日の開始時間を拡大し、受け入れ体制が整ったクラブから実施する。	入園所相談課	延長拡充月極利用者数	39人	令和3年7月から、保護者負担の軽減を図るため、留守家庭児童育成クラブの平日の終了時間（延長育成）を18時30分から19時へ、学校休業日の開始時間を8時30分から8時へ拡充した。	◎	延長拡充月極開始時間8：30 終了時間18：30 利用者数	開始時間8：30 終了時間18：30	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の実施を令和3年度に延期した。令和3年7月から、留守家庭児童育成クラブの平日の終了時間や学校休業日の開始時間拡充を図るため、拡充に向けた準備を行った。	△
02	②	②	5	留守家庭児童育成クラブ職員の確保・育成	職員の確保に努め、内部の支援員研修や兵庫県児童保育協議会が実施する研修講座への支援員の派遣等を行うとともに、特別な配慮を必要とする児童への対応に関しては、必要に応じて加配支援員を配置し、専門的な研修への参加の促進等により支援員の資質向上を図る。また、支援員の新規採用時の研修や実務を通じ、クラブの役割理解向上を図るとともに、児童の発達や高学年児童への対応等について資質向上のための研修を行っていく。	入園所相談課	回数	17回	市主催の主任支援員への研修会を実施した。また、新型コロナウイルス感染拡大防止・予防の観点から、オンライン研修を取り入れた。主任支援員研修では、感染症予防、児童トラブルの解決、公務員倫理など幅広いテーマで行い支援員の資質向上を図った。また、新規採用の主任支援員に対しての採用時研修を実施するとともに、支援員の資質向上や認定資格取得のための外部研修派遣も行った。令和4年度の夏季休業期間中のみの育成クラブ開所に向け、支援員の確保に努めた。	◎	回数	11回	市主催の主任支援員への研修会を実施した。支援が必要な児童への対応やおやつ提供に伴う食物アレルギー等をテーマとして資質の向上を図ったが、例年と比べ新型コロナウイルス感染症の影響により、実施回数が少なかった。また、令和3年度のクラブ増設に向け、支援員の確保を行った。	△

02	②	②	6	留守家庭児童育成クラブの環境整備	児童の健全育成において、適正な環境で留守家庭児童育成クラブを運営するため、必要に応じ施設の改修等を行い、運営や施設等の環境を整備する。	入園所相談課	整備箇所数	3か所	空調修繕などを実施した。今後においては、新型コロナウイルス感染症対策も含めて、必要に応じ施設の改修等を行い、運営や施設等の環境を整備する。	○	整備箇所数	1か所	庇の老朽化により、児童の通行上、安全を損なう可能性があるため、庇を改修した。今後も必要に応じ施設の改修等を行い、運営や施設等の環境を整備する。	○
02	②	②	7	留守家庭児童育成クラブと放課後子ども教室の実施方針	留守家庭児童育成クラブと放課後子ども教室の一体的・連携による実施をめざし、留守家庭児童育成クラブを利用する児童が放課後子ども教室を利用する場合の児童の受け入れや引き渡し等について、双方が連携を図っていく。また、余裕教室の活用に関しては、留守家庭児童育成クラブ及び放課後子ども教室の設置にあたり、小学校と事前に十分な協議を行う。さらに、教育委員会・福祉部局の連携のため、教育委員会・市長部局間での情報共有を図り課題解決をめざす。	社会教育課	一体的・連携による実施をしている小学校数	8か所	新型コロナウイルス感染症拡大の影響で一部の放課後子ども教室が事業中止となったが、8小学校で留守家庭児童育成クラブと放課後子ども教室の一体型または連携型による実施ができた。今後も留守家庭児童育成クラブに放課後子ども教室の実施内容の情報共有をし、児童の受け入れや引き渡し等について、双方が連携を図っていく。	○	一体的・連携による実施をしている小学校数	9か所	新型コロナウイルス感染症拡大の影響で一部の放課後子ども教室が事業中止となったが、9小学校で留守家庭児童育成クラブと放課後子ども教室の一体型または連携型による実施ができた。今後も留守家庭児童育成クラブに放課後子ども教室の実施内容の情報共有をし、児童の受け入れや引き渡し等について、双方が連携を図っていく。	○
02	②	②	8	留守家庭児童育成クラブの夏季休業中のみの受け入れ	通年を基本としている留守家庭児童育成クラブの利用について、ニーズを把握したうえで、夏季休業中のみの受け入れの実施を検討する。	入園所相談課	実施箇所数	1か所	令和3年度においては、待機児童対策として川西北小学校の一室で、夏季休業中のみの育成クラブの開所を試行的に実施した。令和4年度からは、待機児童が多い校区を中心に本格実施する。	◎	実施箇所数	1か所	令和3年度に待機児童対策として、川西北小学校の一室にて、夏季休業中のみの育成クラブを試行的に実施するための対応を図った。	○
02	②	②	9	クラブ運営マネージャーの配置	留守家庭児童育成クラブにおける保育の質の向上を図るため、クラブ運営マネージャーを配置し、各クラブの支援を実施する。	入園所相談課	訪問回数	90回	クラブ運営の支援やクラブ間のコーディネートを行うため、支援員対象の研修会の企画実施や支援員からの相談やトラブルに迅速な対応を行った。また、各クラブの運営状況調査から洗い出した問題点を中心にクラブ調査を実施し、問題点の改善や課題解決に向けての取り組みの検討を行った。今後も引き続き検討課題への取組を行う。また、ケース会議や入所カンファレンスへの出席、支援員面談のためクラブへの訪問も行った。	○	訪問回数	92回	クラブ運営の支援やクラブ間のコーディネートを行う運営マネージャーを配置し、支援員対象の研修会の企画実施や支援員からの相談やトラブルに迅速な対応を行った。また、各クラブの運営状況調査を行い問題点の洗い出しを行った。ケース会議や入所カンファレンスへの出席、支援員面談のためクラブへ訪問したが、新型コロナウイルス感染症の影響のため定期的なクラブ訪問ができなかった。	△
02	②	③	1	こんにちは赤ちゃん	生後4か月までの乳児がいる家庭を保育士の資格を持った職員が訪問し、子育てについての不安や悩みを聞き、子育てに関する情報を提供する。また、訪問の際絵本のプレゼントを行う。	こども支援課（こども・若者ステーション）	訪問率	80.7%	保育士の訪問で、地域の子育て家庭へ訪問することで、個々の家庭の実情に応じた地域の細やかな子育て支援の情報を提供することができた。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、令和2年度より訪問の拒否件数の増加により、訪問率が低下した。しかし、訪問により子育て支援の情報提供から外出支援や子育てサービスの利用につながっている。	○	訪問率	88.80%	個々の家庭の状況に合わせた確かな子育て情報（プレイルーム・医療機関情報等）を届けることが出来た。また、保護者の状況に合わせて産後のサービスの提案を実施したり、コロナ禍での不安などを傾聴するなど、訪問先の家庭に応じた、寄り添った支援を実施することが出来た。訪問率については、緊急事態宣言発出中はアポなしでの訪問を自粛したため、減少している。	○
02	②	③	2	親子の絆づくりプログラム“赤ちゃんがきた!”	生後2か月から5か月までの第一子を持つ母親が、子育て力をつけ生き生きと子育てができ、心身とも健康な子どもを育てられるよう、親子の絆づくりプログラム“赤ちゃんがきた!”を開催する。	こども支援課（こども・若者ステーション）	開催回数	対面開催：未実施 オンライン開催：9回	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、プログラム内容を鑑み、対面での事業は中止した。しかし、親子の絆づくりプログラムではないが、オンラインで赤ちゃんと一緒にプログラムを開催し、オンライン上で乳児期の子育て中の親子の交流会を開催でき、楽しく過ごしていただくことができた。	○	開催回数	4回	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、対面事業となる本事業は実施できなかった。そのため、「赤ちゃんと一緒に（オンライン）」というプログラムを設定し、オンラインでの講座を開催した。参加者同士の交流から仲間づくりが出来、子育てについての自信を持ってもらうことが出来た。	△
02	②	③	3	育児支援家庭訪問	児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めることが困難な状況にある家庭に、過重な負担がかかる前に保健師や保育士等を派遣し、養育上の諸問題の解消を図り、家庭の養育力の育成及び向上を支援する。	こども若者相談センター	訪問件数	78件	委託業者による支援実績はなかったものの、市の専門的相談支援として家庭訪問を実施し、個々の家庭に合わせた適切な指導や支援の導入を実施することで、養育上の困難さを軽減することができた。	○	訪問件数	68件	家庭訪問を実施し、個々の家庭に合わせた適切な指導や支援の導入を実施することで、養育上の困難さを軽減することができた。	◎
02	②	③	4	産後ヘルパー派遣	出産後6か月以内で、体調不良等のため家事や育児を行うことが困難で、日中家族の支援を受けることが困難な場合、家事や育児の支援を行う。	こども支援課（こども・若者ステーション）	派遣回数	91回	令和2年度より派遣回数が2.5倍になった。利用回数の増加の要因として、多胎児の利用が多かったことがあげられる。新型コロナウイルスの影響により、祖父母や兄弟の訪問が困難な家庭も多くみられ、親族以外の支援が必要であったと考えられ、利用することで育児負担の軽減につながっている。	◎	派遣回数	36回	新型コロナウイルス感染症拡大や緊急事態宣言発出・まん延防止対策などにより、年度当初は申請・利用控えがあった。また、利用者側・派遣員側も感染への懸念から、派遣回数が減少した。しかし利用者の中には、移動自粛により里帰りを断念したり親族の支援が得られない状況になっておられる方もおり、利用することで様々な負担感を軽減できた。	○

02	②	⑤	5	家庭児童相談室の運営	18歳以下の子どもを養育している家庭の相談に応じる。また、研修会への参加等により、家庭児童相談員の資質向上を図るなど、相談体制の充実にも努める。	こども若者相談センター	相談延件数	7,623件		関係機関と連携をとりながら家庭訪問や相談対応に努めている。相談内容は複雑化、深刻化、長期化の傾向にある。	◎	相談延件数	8,526件	関係機関と連携をとりながら家庭訪問や相談対応に努めているが、相談内容の複雑化、深刻化、長期化傾向により、相談件数は増加した。	◎
02	②	⑤	6	利用者支援事業の実施	子ども及びその保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所（地域子育て支援拠点等）で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施し支援する。	こども支援課（こども・若者ステーション）	窓口及び電話相談件数	1645件		基本型および母子保健型として500件、キセラ460件、久代157件、アステ404件、TSUNAGARI184件、出張ブレイルーム40件の相談対応を行った。身近な場所で気軽に相談できる体制を整えた。相談内容により関係機関との連携を図ることにつながっている。	△	窓口及び電話相談件数	1940	新型コロナの影響で外出自粛などもあり、直接市の窓口に行けない等の不安や悩みを窓口や電話で対応した。相談者の話を聞き不安に寄り添いながら、相談・助言などを行うとともに関係機関と連携して対応できた。	○
02	②	⑤	7	地域子育て支援拠点の運営	親子の交流の機会や子育て関連情報を提供するとともに、保育士や相談員が子育ての不安や悩みなどの相談に応じる。また、地域に向いて地域支援活動もあわせて行う。	こども支援課（こども・若者ステーション）	ブレイルーム設置箇所数	6カ所		アステ、キセラ、TSUNAGARI（明峰地区）の常設のブレイルーム、出張ブレイルーム（北陵・東谷・けやき坂）で実施した。育児する親子の生活スタイルに合わせて、参加がしやすいように川西市の様々な地区で実施した。そのため、多くの方が子育て支援拠点の利用ができています。	◎	ブレイルーム設置箇所数	6カ所	常設の拠点は、こども・若者ステーションとアステ市民プラザの合わせて2カ所であったが、北陵・清和台・けやき坂公民館・明峰公民館でも出張ブレイルームの形で解放し、地域の子育て支援に努めた。	○
02	②	⑤	7	地域子育て支援拠点の運営	親子の交流の機会や子育て関連情報を提供するとともに、保育士や相談員が子育ての不安や悩みなどの相談に応じる。また、地域に向いて地域支援活動もあわせて行う。	教育保育課	平均利用家庭数／日	アップルみなみ…6組 アップルちゅうおう…5組 アップルただ…8組 アップルまきのだい…13組 アップルかも…11組 タブリエ…4組 キオラクラブ…1組 まるの間…3組		子育て中の親子の交流促進や育児相談を行い、子育て家庭を支える取り組みの充実を図った。	○	平均利用家庭数／日	アップルみなみ…9.3組 アップルちゅうおう…3.8組 アップルただ…12.0組 アップルまきのだい…15.5組 アップルかも…17.3組 タブリエ…2.1組 キオラクラブ…1.2組	子育て中の親子の交流促進や育児相談を行い、子育て家庭を支える取り組みの充実を図った。	○
02	②	⑤	8	地域子育て支援拠点の整備	地域子育て支援拠点施設を市内中学校区単位で設置する。	こども支援課（こども・若者ステーション）	新規拠点施設設置数	2カ所		TSUNAGARI（明峰地区）、清和台（まるの間）の常設の子育て支援拠点の開設ができた。新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から人数制限が設けられているが、身近な地域で通える場が広がった。	◎	新規拠点施設設置数	2カ所	地域子育て支援拠点未整備であった明峰および清和台中学校区に、プロポーザルを実施し、令和3年4月1日開所に向け、それぞれ常設の新規拠点開設を支援した。	◎
02	②	⑤	9	赤ちゃん交流会	地域子育て支援拠点において、0歳児親子の交流会を開き、手遊びや絵本の読み聞かせなどを行うほか、子育てについて話し合う機会を提供する。	こども支援課（こども・若者ステーション）	開催回数	17回		新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、予定していた実施回数ができなかったが、感染対策を講じて、キセラ、北陵公民館、東谷公民館で実施でき、参加者は同年代のママとの育児交流を楽しまれた。	◎	開催回数	未開催	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、対面事業となる本事業は実施できなかった。	-
02	②	⑤	10	多胎児交流会	多胎児のいる親同士の交流の場として、手遊びや絵本の読み聞かせ、先輩ママからのアドバイス等を行う。	こども支援課（こども・若者ステーション）	開催数	対面6回 オンライン3回		対面6回（うち土曜日開催1回を含む）を開催し、コロナ禍により外出を自粛する保護者へ対応するため、オンラインでの交流会の実施回数を増やした。多胎児ならではの悩みを共有でき、情報交換ができる機会となり、保護者にとって有意義な時間となった。	◎	開催数	1回	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、対面事業となる本事業は実施できなかった。令和3年2月にはオンライン講座を計画し、実施した。	△
02	②	⑤	11	幼児クラブ（未就学児対象）	久代児童センターにおいて、親子教室、プールでの水遊び（夏期）、季節ごとの行事、交通安全指導、赤ちゃん交流会、4歳児ひろば、まちの子育てひろば（遊び場の開放・相談）等を実施する。	こども支援課（こども・若者ステーション）	人数	508人		新型コロナウイルス感染症拡大により、児童クラブ、幼児クラブにおいて実施できないものが多くあった。その中でも実施できた活動には多くの方が参加した。児童対象ではカブラ遊び、お雛様制作、小学生のカブラクラブで延べ144人の参加があった。幼児クラブではのびのびクラブ、読み聞かせ、リトミック、赤ちゃん交流会、お雛様制作、パパと遊ぼう、ハロウィン制作、いっしょにあそぼう、クリスマス制作で延べ364人の参加があった。	◎	人数	177人	新型コロナウイルス感染症拡大防止や緊急事態宣言などによる社会情勢の変化により、対面事業の中止が相次いだ。感染対策を行い、4事業を実施した。	△
02	②	⑤	12	かわにし子育てフェスティバル	子育てに関わる機関・団体が一堂に集まり、おもちゃづくりや人形劇、子育てサロン等を通じて、子育て情報の提供を行い、楽しい子育てを応援する。	こども支援課（こども・若者ステーション）	参加者数	未開催		新型コロナウイルス感染症拡大により、令和2年度に引き続きおよび3年度のフェスティバルも開催中止となった。	-	参加者数	未開催	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、対面事業となる本事業は実施できなかった。	-
02	②	⑤	13	子育て講座等の開催	親子で参加し楽しめる講座や、父親が参加しやすい講座、妊婦や0歳児とその保護者を対象にしたファミリーコンサート等を開催し、楽しい子育てを支援する。	こども支援課（こども・若者ステーション）	子育てステップアップ講座参加者数	1回（36名参加） オンライン20回		「親子で忍者」「ファミリーコンサート」を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施できなかった。「親子で運動会」は感染対策を行い実施し親子で楽しめる時間をもてるよう支援ができた。また、コロナ禍で外出を自粛されている方に向けてオンラインで親子が触れ合う遊びの紹介やオンライン上で交流会を実施し、育児の合間の楽しめる時間につながった。	○	子育てステップアップ講座参加者数	未開催	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、対面事業となる本事業は実施できなかった。	-

02	②	⑤	14	すくすくガイドブックの発行	各種の子育て支援事業の紹介、幼稚園や保育所、親子で出かけることができる場所等を掲載し、子育て中の人や転入者に配布する。	こども支援課（こども・若者ステーション）	配布数	10000冊	毎年内容を検討・更新のうえ、健幸政策課に依頼し、妊娠届時に配布することで、妊娠期から子育て情報の提供を実施している。多くの子育て家庭に届けられるよう、子育て支援拠点、保育所、幼稚園に配布している。	○	配布数	10,000冊	毎年内容を検討・更新のうえ、健幸政策課に依頼し、妊娠届時に配布することで、妊娠期から子育て情報の提供を実施している。また、こんには赤ちゃん訪問事業を始め、市内在住の未就学児家庭にも届くように保育所・幼稚園など配布している。	○
02	②	⑤	15	子育て情報提供の充実	保育所の子育て情報誌の発行や子育て情報紙などの各種媒体を活用した子育て支援に関する情報提供など従来の広報媒体での発信に加え、スマートフォン対応アプリを活用し、未就学児の保護者に対し子育て支援情報を発信する。	こども支援課	登録件数	1,722件 令和4年3月末時点	令和2年度に引き続き、子育て支援アプリ「かわにし子育てNavi」による、子育て情報などに関する情報発信に努めた。	◎	登録件数	1,123件 令和2年3月末時点	新たな子育て支援アプリ「かわにし子育てNavi」を導入し、子育て情報などに関する情報発信に努めた。	◎
02	②	⑤	15	子育て情報提供の充実	保育所の子育て情報誌の発行や子育て情報紙などの各種媒体を活用した子育て支援に関する情報提供など従来の広報媒体での発信に加え、スマートフォン対応アプリを活用し、未就学児の保護者に対し子育て支援情報を発信する。	こども支援課（こども・若者ステーション）	情報発行回数（媒体数）	3媒体	かわにし子育てNaviの登録者数が増加している。子育てNaviの登録促進を図っており、子育て中の親子に紹介を行っている。また、子育てNaviを活用し事業の通知を行っており、事業の参加者の増加につながっている。	○	情報発行回数（媒体数）	3媒体	子育て情報誌の発行や、市のホームページおよび「かわにし子育てNavi」により、子育て情報を必要な人にタイムリーに発信することが出来た。また、「かわにし子育てNavi」によりプッシュアップ通知のシステムが導入され、よりスムーズな情報発信が展開できた。	○
02	②	⑤	16	民生児童委員の活動	地域における子育て支援の充実を図るため、児童福祉に精通した民生委員・児童委員、主任児童委員に対し、子育て相談や見守り等、子育て支援の円滑実施に資するための活動助成を実施する。	地域福祉課	子どもに関する相談・支援件数	311件	地域福祉に精通した民生委員・児童委員、主任児童委員に対して活動補助金を支給し、子育て相談や見守り活動、まちの子育て広場の開催など、福祉委員会等関係団体との連携を図りながら支援活動の推進に努めた。	○	子どもに関する相談・支援件数	448件	地域福祉に精通した民生委員児童委員、主任児童委員に対して活動補助金を支給し、子育て相談や見守り活動、まちの子育て広場の開催など、福祉委員会等関係団体との連携を図りながら支援活動の推進に努めた。	○
02	②	⑤	17	ブレババ・ブレママ支援	乳幼児のいる親や妊婦とその家族を対象に絵本の読み聞かせや絵本の選び方等を紹介する。	中央図書館	参加者数	-	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施できなかった。	-	参加者数	-	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施できなかった。	-
02	②	⑤	18	市立保育所苦情解決制度	「川西市立保育所苦情解決制度」を設け、市立保育所における保育の実施にかかる苦情、意見及び要望について適切な解決を図る。	教育保育課	制度を利用した苦情解決件数	0件	「川西市立保育所苦情解決制度」を整備し、保護者への周知を徹底している。	○	制度を利用した苦情解決件数	0件	苦情解決制度の整備を整え、保護者への周知を徹底している。	○
02	②	⑤	19	産後ケア	産後、家族・親族などから支援が得られず、産後の体調や育児について不安などがある母子に対し、助産師の訪問や協力医療機関などへの宿泊等を提供する。専門家からの相談やアドバイスを受けることにより、家族の養育能力の底上げを図る。	こども支援課（こども・若者ステーション）	延べ利用日数	601日	コロナ禍の育児となり、祖父母の支援を受けられない家庭もあり、より本事業の需要が多かった。子育てする親子の交流が制限されるコロナ禍において、育児について情報を得る場が少ないこともあり、母親の不安を解消できる機会が少なかったため、利用者が1.6倍に増加した。	◎	延べ利用日数	379日	新型コロナウイルス感染症拡大や緊急事態宣言発出・まん延防止対策などにより利用が少ない月もあったが、市内医療機関や助産所等の協力を得て、事業を中止することなく継続することが出来た。コロナ禍で支援者が限られる中、専門職の手厚い支援により産後うつ等の予防等が出来た。	○
02	②	④	1	こども医療費助成制度	小学4年生から中学3年生の医療費を助成する。所得制限あり。	医療助成・年金課	受給者数	6,141人	川西市こども医療費助成事業実施要綱に基づき医療費の助成を実施した。※令和3年7月1日診療分から自己負担額を1割から無料に変更した。	◎	受給者数	5,817人	川西市こども医療費助成事業実施要綱に基づき医療費の助成を実施した。	○
02	②	④	2	乳幼児等医療費助成制度	0歳児から小学3年生の児童に対し医療費を助成する。所得制限あり（未就学児は所得制限なし）。	医療助成・年金課	受給者数	10,321人	川西市福祉医療費の助成に関する条例に基づき医療費の助成を実施した。	○	受給者数	9,516人	川西市福祉医療費の助成に関する条例に基づき医療費の助成を実施した。	○
02	②	④	3	出産育児一時金	国民健康保険の加入者が出産した場合、出産育児一時金を支給する。	国民健康保険課	被保険者数に対する申請割合	0.0019	申請件数はR2年度は64件、R3年度は56件と減少している。一方被保険者数も少子高齢化に伴い減少しているため、4月～3月の平均被保険者数に対する申請割合では、R2年度0.21%、R3年度0.19%と微減となっている。	○	被保険者数に対する申請割合	0.0021	申請件数はR元年度は72件、R2年度は64件と減少している。一方被保険者数も少子高齢化に伴い減少しているため、4月～3月の平均被保険者数に対する申請割合では、R元年度0.23%、R2年度0.21%と微減となっている。	○
02	②	④	4	利用者負担の適正な設定	教育・保育認定を受けた子どもの施設型給付・地域型保育給付の対象となる幼稚園・保育所等の利用者負担について、多子世帯を軽減するとともに、負担能力に応じて適正に設定する。	入園所相談課	対象者数	1,289人	2人以上の子どもが保育所等に同時入所している家庭や、多子世帯の保育料を軽減するとともに、負担能力に応じた保育料を設定した。	○	対象者数	632人	2人以上の子どもが保育所等に同時入所している家庭や、多子世帯の保育料を軽減するとともに、負担能力に応じた保育料を設定した。	○

02	②	④	5	留守家庭児童育成クラブ育成料の減免	子どもが留守家庭児童育成クラブに入所している人を対象に、一定の基準に応じて、育成料の全部または一部を減免するとともに、多子世帯の育成料の軽減を行う。	入園所相談課	人数	317人	育成料減免申請書を提出した者の中で、減免理由に該当する世帯に対し、育成料の軽減を行った。	◎	人数	357	育成料減免申請書を提出した者の中で、減免理由に該当する世帯に対し、育成料の軽減を行った。	◎
02	②	④	6	児童手当の支給	国制度に基づきながら、次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、中学校修了前までの児童を養育している人を対象に支給する。	こども支援課	受給対象児童数	200,503人	適正な事務処理に努めた。	○	受給対象児童数	205,363人	適正な事務処理に努めた。	○
02	②	④	7	要保護・準要保護児童生徒就学援助	義務教育年齢のお子さんがある世帯で、経済的理由により就学に要する費用の支払いが困難な保護者に対して、その費用の一部を援助する。	就学・給食課	対象児童生徒数	1,341人	経済的事由により、就学困難な児童・生徒の保護者へ就学に係る費用の一部を援助した。	○	対象児童生徒数	1534人	経済的事由により、就学困難な児童・生徒の保護者へ就学に係る費用の一部を援助した。	○
02	②	④	8	特定優良賃貸住宅の供給	若年ファミリー層を中心とする中堅所得者層向けの賃貸住宅を提供する。	住宅政策課	戸数	30戸	令和3年度で終了。	○	戸数	30戸	令和2年度末時点での入居率は86.7%であった。	○
02	②	④	9	幼児教育・保育無償化	0歳～2歳児（住民非課税世帯）の保育料を無償とし、3～5歳児の幼稚園、保育所、認定こども園等の保育料を無償とする。	入園所相談課	対象者数	3,340人	対象者の認可保育施設の保育料を無償とするほか、私立幼稚園、預かり保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業においても施設等利用費の給付を行った。	○	対象者数	3,406人	対象者の認可保育施設の保育料を無償とするほか、私立幼稚園、預かり保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業においても施設等利用費の給付を行った。	○
02	②	⑤	1	母（父）子家庭等医療費助成制度	ひとり親家庭の親と児童及び両親のいない児童に対し、医療費を助成する。所得制限あり。	医療助成・年金課	受給者数	589人	川西市福祉医療費の助成に関する条例に基づき医療費の助成を実施した。（0歳～小学3年生は乳幼児等医療費助成制度を利用している。）	○	受給者数	726人	川西市福祉医療費の助成に関する条例に基づき医療費の助成を実施した。（0歳～小学3年生は乳幼児等医療費助成制度を利用している。）	○
02	②	⑤	2	利用者負担の算定における寡婦（夫）控除のみなし適用	教育・保育認定を受けた子どもの利用者負担について、所得が同じであっても婚姻歴の有無で差異が生じていることから、対象の家庭に対して「寡婦（夫）控除のみなし適用」を実施する。	入園所相談課	みなし寡婦控除適用人数	1人	保育料の算定において、みなし寡婦控除を適用することができた。	○	みなし寡婦控除適用人数	1人	保育料の算定において、みなし寡婦控除を適用することができた。	○
02	②	⑤	3	ひとり親家庭相談	母子家庭、父子家庭の子どもを養育していくうえでの悩みや就労についての支援を行う。	こども支援課	相談延件数	2,511件	ひとり親家庭の養育相談、就労についての支援を行った。より一層寄り添い支援を図る。	○	相談延件数	2,646件	ひとり親家庭の養育相談、就労についての支援を行った。より一層寄り添い支援を図る。	○
02	②	⑤	4	児童扶養手当の支給	父または母と生計を共にできない児童を養育している母子及び父子家庭等を対象に支給する。所得制限あり。	こども支援課	受給資格者数	1,043件	適正な事務処理に努めた。	○	受給資格者数	1,063件	適正な事務処理に努めた。	○
02	②	⑤	6	母子・父子及び寡婦福祉資金の貸付	県事業で、母子家庭、父子家庭の自立と生活の安定を図るために、貸し付けを行う。	こども支援課	新規貸付者数	0人	さらに制度の周知を図るよう努める。	○	新規貸付者数	2人	さらに制度の周知を図るよう努める。	○
02	②	⑤	7	母子・父子自立支援プログラム策定	児童扶養手当受給者の自立を促進するため、母子・父子自立支援プログラムを策定する。	こども支援課	自立支援プログラム策定人数	4人	母子・父子自立支援プログラムを生活支援室やハローワークと連携し支援を行った。	○	自立支援プログラム策定人数	12人	母子・父子自立支援プログラムを生活支援室やハローワークと連携し支援を行った。	○
02	②	⑤	8	母子生活支援施設入所委託	母子生活支援施設に委託し、離別し18歳未満の子どもを育てている母親や、特別な事情で緊急保護を要する母子を入所させる。	こども若者相談センター	入所世帯数	3世帯	母子が安心して生活でき、自立できるよう支援を行った。	◎	入所世帯数	4世帯	母子が安心して生活でき、自立できるよう支援を行った。	◎
02	②	⑤	9	母子・父子福祉応急資金貸付	母子家庭、父子家庭が一時的に生活困窮に陥った際に、貸し付けを行う。	こども支援課	給付決定数	0人	経済的な自立へつながるよう支援していく。	○	給付決定数	0人	経済的な自立へつながるよう支援していく。	○
02	②	⑤	10	自立支援教育訓練給付金	児童扶養手当受給者または同様の所得水準にある方を対象に、就職やキャリアアップのために雇用保険制度教育訓練給付金の対象となる講座を受講した場合、受講に要した費用の60%を支給する。	こども支援課	支給対象者数	5人	スキルアップは、ひとり親家庭の安定した就業につながるため、引き続き周知を図る。	○	支給対象者数	1人	スキルアップは、ひとり親家庭の安定した就業につながるため、引き続き周知を図る。	○

02	②	⑤	11	高等職業訓練促進給付金	児童扶養手当受給者または同様の所得水準の方を対象に、看護師や介護福祉士等の資格取得のために1年以上養成機関で修業する場合、生活の負担軽減のため、高等職業訓練促進給付金を支給する。	こども支援課	支給対象者数	7人		資格の取得は、ひとり親家庭の安定した就業につながるため、引き続き周知を図る。	○	支給対象者数	7人		資格の取得は、ひとり親家庭の安定した就業につながるため、引き続き周知を図る。	○
02	②	⑤	12	母子加算の実施	生活保護におけるひとり親世帯の自立を支援するため、母子加算を実施する。	生活支援課	母子加算実施世帯数	78世帯		生活保護における母子加算の要件を満たす全世帯に母子加算を実施した。	◎	母子加算実施世帯数	90世帯		生活保護における母子加算の要件を満たす全世帯に母子加算を実施した。	◎
02	②	⑤	13	市営住宅の維持管理	年間空き家募集戸数のうち、母子家庭等の優先枠を確保する。	住宅政策課	戸数	6戸		第1回入居者募集で3戸、第2回入居者募集で3戸。年間6戸の優先枠を確保した。	○	戸数	1戸		市営住宅の募集を再開し、1戸の優先枠を確保したが、今後優先枠住宅のさらなる拡充を目指す。	○
02	②	⑤	14	障がい児への医療扶助	重度障がい児に対し、通院・入院医療費の一部を助成する。また、中度障がい児に対し、通院・入院医療費の自己負担額の1/3を助成する。所得制限あり。	医療助成・年金課	受給者数	23人		川西市福祉医療費の助成に関する条例に基づき医療費の助成を実施した。(対象年齢は0歳～74歳。0歳～小学3年生は乳幼児等医療費助成制度を利用している。)	○	受給者数	35人		川西市福祉医療費の助成に関する条例に基づき医療費の助成を実施した。(対象年齢は0歳～74歳。0歳～小学3年生は乳幼児等医療費助成制度を利用している。)	○
02	②	⑤	15	障がいのある子どもへの支援	保育所、幼稚園、小中学校、留守家庭児童育成クラブ等において、障がいのある幼児・児童生徒一人ひとりの状況に応じて保育士・教諭等の加配(介助員)を配置し、ニーズに対応した支援を行う。	教育保育課	加配職員数(保育施設)	26人		幼稚園、保育所、認定こども園の障害のある子どもの状況に応じて、必要な加配を配置し、ニーズに対応した支援に努めることができた。	○	加配職員数(保育施設)	71人		幼稚園、保育所、認定こども園の障害のある子どもの状況に応じて、必要な加配を配置し、ニーズに対応した支援に努めることができた。	○
02	②	⑤	15	障がいのある子どもへの支援	保育所、幼稚園、認定こども園、小中養護学校、留守家庭児童育成クラブにおいて、障がいのある幼児・児童生徒一人ひとりの状況に応じて保育士・教諭等の加配(介助員)を配置し、ニーズに対応した支援を行う。	教育保育職員課(入園所相談課、教育保育課)	加配人数	119人うち、就学前59人(令和3年3月9日時点)		支援の必要な子どもがいる施設において、状況に応じて加配の配置に配慮した。(内訳)公立保育所16人、公立こども園18人、民間保育所59人、民間こども園7人、公立幼稚園8人、小学校41人、中学校11人、養護学校8人	○	加配人数	124人(令和2年5月1日時点)		支援の必要な子どもがいる施設において、状況に応じて加配の配置に配慮した。	◎
02	②	⑤	15	障がいのある子どもへの支援	市立学校を訪問し、特別な支援が必要な児童の観察や、特別支援加配、生活指導相談員、管理職との面談を実施し、指導助言を行う。	こども支援課(育成支援担当)	学校訪問	48回		担当指導主事が各学校へ年2回訪問して対象児童の状況を把握し、全ての介助員等に面談を行い、指導助言を行った。	○	学校訪問	48回		担当指導主事が各学校へ年2回訪問して対象児童の状況を把握し、全ての介助員等に面談を行い、指導助言を行った。	○
02	②	⑤	16	特別支援教育児童生徒就学奨励	市立小中学校の特別支援学級に在籍する児童及び生徒の保護者に対して、就学に必要な費用の一部を援助する。	就学・給食課	対象児童生徒数	390人		特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者へ就学に係る費用の一部を援助した。	○	対象児童生徒数	287人		特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者へ就学に係る費用の一部を援助した。	○
02	②	⑤	17	特別児童扶養手当の支給	20歳未満の身体または精神に障がいがある児童を養育している保護者を対象に支給する。所得制限あり。	こども支援課(育成支援担当)	受給権者数	425人		適正な事務処理に努めた。	○	受給権者数	411人		適正な事務処理に努めた。	○
02	②	⑤	18	児童居宅生活支援	居宅介護、移動支援及び短期入所にかかる給付金を支給し、児童の居宅生活を支援する。	こども支援課(育成支援担当)	利用者実人数	46人		居宅介護3人、移動支援21人、短期入所22人、合計46人が利用。必要に応じて的確なサービスの支給決定を行っている。	○	利用者実人数	39人		居宅介護7人、移動支援16人、短期入所16人、合計39人が利用。必要に応じて的確なサービスの支給決定を行っている。	○
02	②	⑤	19	障害児相談支援	在宅の障がい児の地域生活を支援するため、障がい児の心身の状況や環境、障がい児及びその保護者の意向を聴取し、障害児支援利用計画を作成するとともに、福祉サービス等の利用に関する援助・調整や相談を行う。	こども支援課(育成支援担当)	利用者実人数	1153人		令和3年度末時点で、すべての障害児通所支援利用者に対して、相談支援事業所が作成した障害児支援利用計画が作成されている。	◎	利用者実人数	1,041人		令和2年度末時点で、すべての障害児通所支援利用者に対する障害児支援利用計画が作成されている(うち、セルフプランは約1%)。	◎

02	②	⑤	20	放課後等デイサービス	療育の必要な20歳未満の就学児童を対象として、学校と連携・協働し、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う。	こども支援課（育成支援担当）	利用者 実人数	643人	事業者数の増加により、供給量は充実してきた。利用人数が依然として増えている一方、個々のニーズに応じた良質なサービスが求められる。平成30年度から新規事業所の開設における総量規制が県により実施され、真に必要とする事業所の参入、全体的なサービスレベルの向上が必要である。	○	利用者 実人数	532人	事業者数の増加により、供給量は充実してきた。利用人数が依然として増えている一方、個々のニーズに応じた良質なサービスが求められる。平成30年度から新規事業所の開設における総量規制が県により実施され、真に必要とする事業所の参入、全体的なサービスレベルの向上が必要である。	○
02	②	⑤	21	児童発達支援センター	川西さくら園において、施設や病院等で療育を勧められた就学前の児童及びその家族を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、機能回復訓練、生活適応訓練等の療育及び療育方法の指導を実施する。	こども支援課（育成支援担当）	利用者 実人数	74人	作業療法士等の専門職員を配置し、障がいや発達の状態に応じて訓練、指導及び保育等の療育を行っている。保護者に対しても療育に必要な知識、技術の指導を行い、施設と家庭が一体となって療育できる体制の整備に努めている。	○	利用者 実人数	74人	作業療法士等の専門職員を配置し、障がいや発達の状態に応じて訓練、指導及び保育等の療育を行っている。保護者に対しても療育に必要な知識、技術の指導を行い、施設と家庭が一体となって療育できる体制の整備に努めている。	○
02	②	⑤	22	児童発達支援	施設や病院等で療育を勧められた就学前の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。	こども支援課（育成支援担当）	利用者 実人数	548人	事業者数の増加により、供給量は充実してきた。利用人数が依然として増えている一方、個々のニーズに応じた良質なサービスが求められる。平成30年度から新規事業所の開設における総量規制が県により実施され、真に必要とする事業所の参入、全体的なサービスレベルの向上が必要である。	○	利用者 実人数	427人	事業者数の増加により、供給量は充実してきた。利用人数が依然として増えている一方、個々のニーズに応じた良質なサービスが求められる。平成30年度から新規事業所の開設における総量規制が県により実施され、真に必要とする事業所の参入、全体的なサービスレベルの向上が必要である。	○
02	②	⑤	23	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を実施する。	こども支援課（育成支援担当）	利用者 実人数	57人	保育所等と保護者、事業者間の取り決めの基準および実施手順を定め、関係機関に周知を行っている。	◎	利用者 実人数	8人	保育所等と保護者、事業者間の取り決めの基準および実施手順を定め、関係機関に周知を行っている。	◎
02	②	⑤	24	自立支援医療（育成医療）	18歳未満の障がい児、または治療を行わない場合将来障がいを残すと認められる疾患がある児童に対し、その身体障がいを除去、軽減、または防止するための医療について、医療費の一部を給付する。	こども支援課（育成支援担当）	受給者 実人数	20人	障がいの軽減等のために必要な医療を受けられるよう、申請に基づき給付を行い、医療費負担の軽減を図っている。	◎	受給者 実人数	27人	障がいの軽減等のために必要な医療を受けられるよう、申請に基づき給付を行い、医療費負担の軽減を図っている。	◎
02	②	⑤	25	障害児福祉手当	重度の障がいがあるために常時介護を必要とする20歳未満の人に支給する。所得制限あり。	こども支援課（育成支援担当）	受給者 延人数	1,133人	常時介護を要する在宅の障がい児に月額14,880円を支給し、経済的負担を軽減することで、生活支援を図っている。また、障害者手帳交付時、該当者に対し手当の申請を促している。	○	受給者 延人数	1,116人	常時介護を要する在宅の障がい児に月額14,580円を支給し、経済的負担を軽減することで、生活支援を図っている。また、障害者手帳交付時、該当者に対し手当の申請を促している。	○
02	②	⑤	26	重度心身障害者（児）介護手当	常時介護を必要とする在宅の重度心身障がい児（者）を介護している人を対象に支給する。所得等の制限あり。	こども支援課（育成支援担当）	受給者 実人数	4人	市民税非課税世帯であり、重度心身障がい児（者）が自立支援給付サービスまたは介護保険サービスを利用していない場合、その介護者に対して月額10万円を支給し、負担軽減を図っている。	◎	受給者 実人数	3人	市民税非課税世帯であり、重度心身障がい児（者）が自立支援給付サービスまたは介護保険サービスを利用していない場合、その介護者に対して月額10万円を支給し、負担軽減を図っている。	◎
02	②	⑤	27	軽・中度難聴児補聴器購入費等の助成	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度または中等度の難聴児について、補聴器購入費の一部を助成する。	こども支援課（育成支援担当）	助成人数	2人	助成対象者が限られていることもあり、毎年件数は少ないものの、購入費用の一部を助成することにより負担軽減を図り、言語の習得等、発育を支援している。	◎	助成人数	4人	助成対象者が限られていることもあり、毎年件数は少ないものの、購入費用の一部を助成することにより負担軽減を図り、言語の習得等、発育を支援している。	◎
02	②	⑤	28	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等があり、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施する。	こども支援課（育成支援担当）	利用者 実人数	0人	令和2年4月1日より児童発達支援センター川西さくら園において、居宅訪問型児童発達支援事業を実施している。利用対象者はいなかったが、利用者のニーズを把握しながら、必要な人に適切なサービスを実施できるよう進めていく。	○	利用者 実人数	0人	令和2年4月1日より児童発達支援センター川西さくら園において、居宅訪問型児童発達支援事業を実施。利用者のニーズを把握しながら、必要な人に適切なサービスを実施できるよう進めていく。	○
02	②	⑤	29	医療的ケア児に対する支援体制の充実	医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図る協議の場を設置し、支援体制の充実を図る。	こども支援課（育成支援担当）	協議の場	1箇所	平成30年度に川西市障がい者自立支援協議会専門部会である「こども支援部会」において、協議の場を設置した。令和3年度は、2回会議を開催し、医療的ケア児等への支援における課題等を議論した。	○	協議の場	1箇所	平成30年度に川西市障がい者自立支援協議会専門部会である「こども支援部会」において、協議の場を設置した。令和2年度は、4回会議を開催し、医療的ケア児等への支援における課題等を議論した。	○
02	②	⑤	30	重症心身障がい児への支援体制の整備	重症心身障がい児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるよう、支援体制の整備・充実を図る。	こども支援課（育成支援担当）	事業所数	1箇所	令和3年3月に重症心身障がい児向け（重心型）放課後等デイサービス事業所を開設した法人へ補助金を交付し、事業所の安定した運営に寄与した。また、同事業所が令和3年5月1日に重心型児童発達支援として機能を追加し、全ての年齢の障がい児を受け入れられるようになった。	◎	事業所数	1箇所	重症心身障がい児が身近な地域において児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるよう、県の助成制度を活用しながら新規開設事業者への補助制度を創設し、事業所の開設を促進した。	○

03	①	①	1	久代児童センターの運営	幼児を対象にしたリズム遊びや制作遊びや児童を対象にした大正琴、囲碁等のクラブ等の季節の行事を実施する。また、中・高校生に対して異年齢交流機会の提供や自由来館形式による居場所づくりを行う。	こども支援課（こども・若者ステーション）	人数	8269人	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、事業が実施できなかったものが多くあったが、実施できた事業には多数の参加者があり、また、自由来館により異年齢の方ができた。コロナ禍であるが、来館数は令和2年度の1.5倍の利用があり、地域の方にとっての必要な施設となっている。	◎	人数	5,807人	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、対面事業では1事業しか実施出来なかった。自由来館では休館以外の期間での利用があったが、前年比44%にとどまった。	△
03	①	①	2	遊び場の開放	幼児とその保護者を対象に遊戯室・体育室を、小学生を対象に体育室を開放し、幼児・児童の仲間づくりの場を提供する。	総合センター	参加者数	2238人	引き続き、新型コロナウイルスの影響で参加者数が減少した。今後の回復に向け、国の補助金を活用して、感染対策にも取り組んだ。今後はコロナの収束状況をみながら、徐々に事業をもとに戻していく必要がある。保護者の体育室や遊戯室の開放では継続的に実施し、児童・幼児の仲間づくりの場の提供には寄与していると考えている。	△	参加者数	2698人	プレイルームの移転に加え、新型コロナウイルスの影響で参加者数が減少した。今後の回復に向け周知や安全対策の実施等課題がある。体育室や遊戯室の開放では継続的に実施し、児童・幼児の仲間づくりの場の提供には寄与していると考えている。	△
03	①	①	3	知明湖キャンプ場管理の運営	知明湖キャンプ場を管理・運営する。	文化・観光・スポーツ課	利用者	16,904人	新型コロナウイルス感染症の影響により自主事業は中止となったが、多くの子どもたちに、野外活動に触れる場を提供することができた。	○	利用者	11,652人	新型コロナウイルスの影響により4月7日～5月31日まで閉園していたが、開園中は多くの子どもたちに、野外活動に触れる場を提供することができた。	○
03	①	①	4	丹波少年自然の家の運営	丹波少年自然の家を、阪神丹波地区9市1町一部事務組合の事業として実施する。	教育保育課	利用者数	1638人	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から2学期以降に実施する自然学校は泊を伴わない日帰りでの活動を実施したことによりコロナウイルス感染症拡大前より利用人数は減少した。	○	利用者数	1078人	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から自然学校は泊を伴わない日帰りでの活動を実施したため、丹波少年自然の家の利用人数が減少した。	○
03	①	①	5	公民館の運営	市内の公民館において、子ども・親子・世代間交流、伝統文化等の講座を開催する。	公民館	講座回数	17回	令和4年1月以降、子どもと保護者対象の「読み聞かせ」や子ども対象の「科学実験教室」などを実施した。（新型コロナウイルス感染拡大防止のため公民館講座は年末まで中止していた。）	○	講座回数	0回	多数の人が集まるリスクを避けることから新型コロナウイルス感染拡大防止のため、公民館講座は2年度は全て中止した。	-
03	①	①	6	図書館の運営	司書の選定した絵本や児童図書を収集、整理、保存し、貸し出しを行うとともに、閲覧の場を提供する。	中央図書館	貸出者数	18,426人	貸出人数は全体で前年度比20.5%増加した。高校生以下の貸出者数は、前年度比35.1%増加した。前年度がコロナ禍により著しく減少していたため、回復傾向にある。	◎	貸出者数	13,639人	高校生以下の貸出者数は、前年度比35.1%減少した。コロナ禍における緊急事態措置実施期間の4・5月は臨時休館したことにより大幅減となった。	△
03	①	①	7	地域の声を生かした公園のリノベーション	市民のニーズを把握し、公園の理想的な使い方について地域の意思を収集したうえで、ワークショップを通じて地域の声をまとめるしくみを構築し、それを反映したリノベーションを進めていく。	公園緑地課	地域団体等との協議(ワークショップ)回数	1回	ようやくキックオフすることができ、まずは自治会による地域内の公園の課題の発表をいただいた。大学の教授を招いて公園のルール作りについて、他市の事例を交えながらお話をいただいた。R4年度以降に、引き続き地域住民たちによるワークショップを通じて、公園のルール作りについて、検討を進めていく。	○	地域団体等との協議(ワークショップ)回数	0回	地域の声を聞くために、ワークショップを開催できるように調整等を進めていたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からR2年度内の開催は見送り、R3年度以降に開催することになった。	-
03	①	②	1	自然ふれあい講座の開催	市内の豊かな自然環境について講師とともに観察・体感することにより、子どもの自然に対する興味や知識を深めるとともに、親子で参加することによる家族のふれあいの機会を提供する。	社会教育課	参加者数	0人	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、開催を見合わせた。	-	参加者数	0人	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、開催を見合わせた。	-
03	①	②	2	青少年団体活動補助金	川西市子ども会連絡協議会や川西リーダー隊、ボーイ・ガールスカウトの青少年育成団体の活動を支援するための補助を行う。	社会教育課	対象団体数	5団体	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、活動を縮小される団体も見られたが、各青少年育成団体の活動補助を行うことで、子どもたちの健全育成を支援することができた。	◎	対象団体数	5団体	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、活動を縮小される団体も見られたが、各青少年育成団体の活動補助を行うことで、子どもたちの健全育成を支援することができた。	◎
03	①	②	3	世代間交流	久代児童センターにおいて、併設している老人福祉センターの利用者にボランティアで講師を依頼し、茶道・大正琴・囲碁・詩吟等を子どもたちに伝える。	こども支援課（こども・若者ステーション）	事業実施件数	未開催	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、対面事業となる本事業は実施できなかった。	-	事業実施件数	未開催	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、対面事業となる本事業は実施できなかった。	-
03	①	②	4	幼児教室の開催	0歳とその保護者を対象に「BPプログラム」、1歳とその保護者を対象に「1歳のひろばONEだーらんど」、2歳児とその保護者を対象に「たんぼぼくらぶ」、3歳児とその保護者を対象に「ぱんだくらぶ」、1歳から3歳の幼児とその保護者を対象に「親子で遊ぼうDAY」、外部講師による読み聞かせ「おはなしらんど」を実施する。	総合センター	参加者数	479人	新型コロナウイルスの影響で各教室が中止もしくは減となり、対面での親子のふれあいや、保護者同士の交流支援は実施できず参加者も減少した。代わりにZoomを活用したオンライン教室やワークキットの配布を実施し、新しい生活様式に対応した。	○	参加者数	308人	新型コロナウイルスの影響で各教室が中止もしくは減となり、対面での親子のふれあいや、保護者同士の交流支援は実施できず参加者も減少した。代わりにZoomを活用したオンライン教室やワークキットの配布を実施し、新しい生活様式に対応した。	△



03	①	②	5	児童教室の開催	小学生を対象に、将棋、ダンス、ショートテニス、七夕飾り作り、クリスマスリース作り等の教室を実施する。	総合センター	参加者数	参加者数 出前講座 ①1回 ②250人	新型コロナウイルス感染症拡大のため夏休みくらしの親子講座は実施できず、出前講座もほとんど実施できなかった。代わりに小・中学校、留守家庭児童育成クラブへ消費者教育DVDの貸出しを次の通り貸出した。 ・小学生「食を学ぼう！」…2クラブ91人、「しっかり学ぼう！ ネットと契約 小学生高学年用」…4クラス151人。 ・中学生「しっかり学ぼう！ ネットと契約 中学生用」…4クラス152人。 また、民法改正による令和4年4月からの成年年齢引き下げを見据え、次の通り啓発を実施した。 ・市広報誌で2ページに渡り啓発記事掲載。 ・出前講座を高校生250人に契約するときの注意点や消費者トラブルの事例などを伝え実施。 ・令和4年4月1日時点で18歳の市民へ啓発冊子を送付。 ・くらしの講座「成年年齢引き下げで18歳から狙われる！」をテーマに実施。22人参加のうち18歳以下の参加者1人。	◎	参加者数	92	新型コロナウイルスの影響により多くの教室が中止となり、参加者数も減少した。接触の少ない工作キットの配布を行うなど、児童の健全育成への取り組みを可能な限り実施した。	△
03	①	②	6	文化財団の運営	青少年を対象とする様々な事業を通して、青少年に音楽や伝統文化等に触れる機会を提供し、その育成を図る。	文化・観光・スポーツ課	参加者数	574人	青少年にさまざまな音楽や伝統文化などに触れる機会を提供することができた。	○	参加者数	410人	青少年にさまざまな音楽や伝統文化などに触れる機会を提供することができた。	○
03	①	②	7	学校・地域の連携推進	大学生が学校支援ボランティアとして学校教育に参画し、子どもたちの豊かな体験活動を支援するとともに、地域の教育力を高め、学校・家庭・地域が協力して、子どもたちの生きる力を育成する。	教育保育課	希望校への学生ボランティアの配置	45人	学校のニーズに応じて学生ボランティアを派遣することで、教科の学習を中心に、児童生徒への支援を充実させることができた。また、大阪大学と連携し、「総合演習」で学生を受け入れたことよって、より多くの希望校に学生を配置することができた。	○	希望校への学生ボランティアの配置	9人	阪大等と連携し、学校のニーズに応じて学生ボランティアを派遣することで、教科の学習を中心に、児童生徒への支援を充実させることができた。希望校には学生ボランティアを配置できている。しかしながら、感染症拡大により前年度より減少した。	△
03	①	②	8	文化財関連講座	小学生を対象に、文化財に関する教室や昔遊び等の体験講座を実施する。広報誌等を通じて一般公募した参加者とともに、史跡巡りハイキングやスタンプラリーを実施する。	社会教育課	参加人数	604人	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により参加人数を限定しながらも、子どもたちに興味を持ってもらえるような講座等を開催し、多くの方に参加していただくことができた。	○	参加人数	86人	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、小学校への出前講座を除き、教室等の主催事業をすべて中止した。	△
03	①	②	9	おはなし会の実施	主に乳幼児から小学生を対象に、絵本の読み聞かせ等を行うおはなし会を実施する。	中央図書館	参加者数	143人	開催回数が9回に増加したため、参加者も増加した。 (前年度開催回数5回)	◎	参加者数	62人	開催回数が1割弱に減少したことにより参加者数も減少した。	△
03	①	②	10	読書週間	子ども読書週間(4/23～5/12)と読書週間(10/27～11/9)に、子どもを対象にした行事を開催する。	中央図書館	-	-	読書週間に、書名がわからないように英字新聞でくるんだ本を「メグミくんとトモちゃんのお楽しみ袋」として貸し出した。子ども向けDVD映画会と、どんぐりを使った工作講座を行った。	◎	-	-	読書週間に、書名がわからないように英字新聞でくるんだ本を「メグミくんとトモちゃんのお楽しみ袋」として貸し出した。また、子ども向けDVD映画会を行った。	○
03	①	②	11	スポーツ少年団支援	スポーツや交流事業等による青少年の健全育成を図るため、スポーツ少年団の活動を支援する。	文化・観光・スポーツ課	スポーツ少年団の登録者数	609人	広報紙に掲載、ホームページの更新などの支援を行い、会員数の確保にむけて、団体の周知を行った。子どもの数が減少傾向にある中、会員の確保に努めた。	○	スポーツ少年団の登録者数	617人	広報紙に掲載、ホームページの更新などの支援を行い、会員数の確保にむけて、団体の周知を行った。子どもの数が減少傾向にある中、会員の確保に努めた。	○
03	①	②	12	地域スポーツクラブ(スポーツクラブ21)支援	子どもたちがスポーツを通して地域の人々との交流や人間的成長、体力の向上を図るため、全小学校区に設立している地域スポーツクラブの運営を支援する。	文化・観光・スポーツ課	小学生以下の会員数	2,152人	ホームページ等で市内のスポーツクラブをPRし、会員数の増加にむけての支援を行った。	○	小学生以下の会員数	2,035人	ホームページ等で市内のスポーツクラブをPRし、会員数の増加にむけての支援を行った。	○
03	①	②	13	きんたくん学びの道場	きんたくん学びの道場については、放課後子ども教室や留守家庭児童育成クラブとの役割や連携について整理を行った上で、対象学年について検討する。	教育保育課	全小学校への学習指導員の配置	20人	学習習慣の定着の手立ての1つとして放課後学習事業「きんたくん学びの道場」を実施し、各小学校に1名～2名の学習支援員を配置した。	○	全小学校への学習指導員の配置	20人	学力向上の手立ての1つとして放課後学習事業「きんたくん学びの道場」を実施し、各小学校に1名～2名の学習支援員を配置した。	○
03	①	②	14	市内中学校の部活動支援の拡充	中学校部活動においては、部活動ガイドラインに則り、より効果的で持続可能な部活動運営が求められていることから部活動指導員を増員するとともに、ICT部活動支援について効果を検証し充実を図る。	教育保育課	特殊勤務手当減少率	51.5%	新型コロナウイルス感染症拡大により、活動時間の制限もあったが、市内中学校に部活動指導員計11名、ICT部活動支援14部活動を配置し、顧問の特殊勤務時間を導入時と比較し削減することができた。	○	特殊勤務手当減少率	35.8%	新型コロナウイルス感染症拡大により、活動時間の制限もあったが、市内中学校に部活動指導員計10名、ICT部活動支援14部活動を配置し、顧問の特殊勤務時間を削減することができた。	○

03	①	③	1	親子料理教室	地域活動団体と協力して、3～5歳児親子を対象に「共食」などをテーマとした子どもの調理実習等、効果的な食育実践啓発を行う。	保健センター・予防歯科センター	参加者数	0人/0回	新型コロナウイルス感染症の影響で調理を伴う事業が実施できず、年間を通して中止になった。しかし、地域活動団体と協力して作成した食育啓発媒体を他事業で配布し啓発を行うなど、可能な限り幼児が食に触れる機会の提供に努めた。	△	参加者数	0人/0回	新型コロナウイルスの影響で調理を伴う事業が実施できず、年間を通して中止になった。しかし、地域活動団体と協力して作成した食育啓発媒体を市ホームページに掲載するなど、可能な限り幼児が食に触れる機会の提供に努めた。	△
03	①	③	2	食育の推進	地域での多様な食育や栄養、食生活に関する情報を発信し、「第2次川西市食育推進計画」の、市民みんなで取り組める具体的な行動目標「毎月19日は食育の日“わ”らって食べよう朝・ひる・パン！」を積極的に推進する。	保健センター・予防歯科センター	推進	食育カレンダー：3,550枚発行 食育だより：2,200枚発行	第2次計画で設けた行動目標を記した「食育カレンダー」、市食育推進会議委員をはじめ、地域団体や関連部署と協力して作成した「食育だより」を発行した。「食育フォーラム2021」は新型コロナウイルスの影響で中止。	○	推進	食育カレンダー：3,243枚発行 食育だより：2,200枚発行	第2次計画で設けた行動目標を記した「食育カレンダー」、市食育推進会議委員をはじめ、地域団体や関連部署と協力して作成した「食育だより」を発行した。「食育フォーラム2020」は新型コロナウイルスの影響で中止。	○
03	①	③	3	食育の推進	保育所・認定こども園で、給食その他保育活動を通して食育を推進する。	就学・給食課	実施回数	各園所で各季節ごとに3回程度	新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めながら実施。各保育所・認定こども園で季節に応じて野菜を栽培、収穫して給食を味わうとともに、食材を色ごとに分け栄養バランスに配慮できるようになるなど、こどもの発達育にに応じた食育活動を実施した。	○	実施回数	-	新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めながら実施。保育所、認定こども園で季節に応じて野菜を栽培、収穫して給食を味わうとともに、食材を色ごとに分け栄養バランスに配慮できるようになるなど、こどもの発達育にに応じた食育活動を実施した。	○
03	①	③	4	食育の推進	様々な体験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる子どもの育成に努める。あわせて、食育が知育・徳育・体育の基礎として定着できる取り組みを進める。	就学・給食課	①給食試食会開催回数 ②食のヘルスアップ教室	①0回 ②0回	①②とも、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため実施せず。(①について、PTA事業の見直しにあたり、R2年度以降の実施等については各校単位で検討されるため、今後も指標とできるかについては精査が必要。)	-	①給食試食会開催回数 ②食のヘルスアップ教室	①0回 ②0回	①②とも、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため実施せず。	-
03	①	③	5	完全米飯給食の実施	学校給食において、和食を中心に手づくりにごだわった完全米飯給食を実施し、子どもたちの健やかな成長や生きる力の醸成につなげる。	就学・給食課	残食率(%)	2.05%	和食を中心とした手づくりにこだわった献立を実施したが、コロナ禍で学級閉鎖や登校自粛、配膳方法やおかわりの方法が変わったことが影響し、残食率は増加した。栄養教諭や調理師、学級担任による給食指導を継続して行い、子どもたちの望ましい食習慣の実現につなげた。	○	残食率(%)	1.48%	和食を中心とした手づくりにこだわった献立をはじめ、栄養教諭や調理師による喫食指導、地産地消などの取り組みを進め、子どもたちの望ましい食習慣の実現につなげた。	○
03	①	③	6	小学校体験活動	小学3年生が地域の自然の中で、地域の人々の協力を得ながら、五感を使って命の営みや大切さを学ぶ活動を推進する。また、小学校5年生が自然の中で、4泊5日の宿泊体験を通じて、豊かな感性や社会性を育む活動を推進する。	教育保育課	児童の充実度	95.0%	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から1学期は2泊3日の活動。感染が拡大した2学期以降は泊を伴わず日帰りで活動を実施した。令和4年度については、感染症拡大防止策を講じながら2泊3日の実施予定。	○	児童の充実度	92.28%	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から泊を伴わず日帰りで活動を実施した。令和3年度についても、感染症拡大防止策を講じながら実施予定。	○
03	①	③	7	里山体験学習	小学4年生を対象に日本一の里山である黒川地区を舞台とした自然観察や地域住民とのふれあいを通じて、自然に対する畏敬の念や生命のつながり、環境保全の大切さ等を実感させ、児童の豊かな心を育む。	教育保育課	児童の充実度	96.0%	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から活動が制限されていたが、各校年2回以上の実施をすることができた。	○	児童の充実度	-	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から未実施だが、次年度は感染症拡大防止策を講じながら実施予定	-
03	①	③	8	地域に学ぶ トライやる・ウィーク	市内中学2年生全員が1週間学校を離れて地域の事業所や様々な活動場所、体験的学習を行う。「心の教育」を中心とした全県的な取り組みで、地域と学校・生徒・保護者が協力体制を深めていく。	教育保育課	生徒の充実度	75.43%	令和3年度「トライやる・ウィーク」は、市立中学校2年生は1,103人参加した。新型コロナウイルス感染症拡大を受け、5日間の活動ではあったものの学校・地域の実情に応じて、連続5日で実施した学校と断続的に5日実施した学校があった。活動内容も各学校の実態に応じて行われた。体験後のアンケートでは、「充実していた」と回答した生徒の割合は、昨年度より大幅に増加した。	○	生徒の充実度	51.90%	令和2年度「トライやる・ウィーク」は、市立中学校2年生は1,102人参加した。新型コロナウイルス感染症拡大を受け、例年行っている5日間の活動から1日となり、活動内容も各学校の実態に応じて行われた。体験後のアンケートでは、「充実していた」と回答した生徒の割合は、昨年度より減少し、51.9%となった。	△
03	①	③	9	読書支援	マルチメディアデジター図書の提供や、手話通訳付きのおはなし会の開催等により、誰もが読書に親しむ機会を提供する。	中央図書館	参加者数	-	コロナ禍のため、子ども向けバリアフリー事業として手話通訳付きのおはなし会を実施できなかった。	-	参加者数	-	コロナ禍のため、子ども向けバリアフリー事業として手話通訳付きのおはなし会を実施できなかった。	-
03	①	③	10	夏休み特別事業	夏休みに子どもを対象とした図書館員体験等の行事を開催する。	中央図書館	参加者数	-	コロナ禍のため、夏休みの子ども向け行事を開催できなかった。	-	参加者数	-	コロナ禍のため、夏休みの子ども向け行事を開催できなかった。	-

03	①	⑤	11	消費者啓発	夏休みくらしの親子講座（金銭感覚や食生活、環境に配慮した消費行動等、生活全般にわたる基本的な知識を、親子で楽しみながら学習）を実施する。また、5歳児・小学生には買い物を通じた金銭教育、中学生には契約、携帯やインターネットのトラブルについて等、各ライフステージに応じた消費者教育に取り組む。	生活相談課	①実施回数 ②参加者数	コロナウイルス感染症拡大のため夏休みくらしの親子講座は実施なし。 出前講座 ①1回 ②250人	コロナウイルス感染症拡大のため夏休みくらしの親子講座を実施できず、出前講座もほとんど実施できなかった。代わりに小・中学校、留守家庭児童育成クラブへ消費者教育DVDの貸出しを次の通り貸出した。 ・小学生「食を学ぼう！」…2クラブ91人、「しっかり学ぼう！ネットと契約 小学生高学年用」…4クラス151人。 ・中学生「しっかり学ぼう！ネットと契約 中学生用」…4クラス152人。 また、民法改正による令和4年4月からの成年年齢引き下げを見据え、次の通り啓発を実施した。 ・市広報誌で2ページに渡り啓発記事掲載。 ・出前講座を高校生250人に契約するときの注意点や消費者トラブルの事例などを伝え実施。 ・令和4年4月1日時点で18歳の市民へ啓発冊子を送付。 ・くらしの講座「成年年齢引き下げで18歳から狙われる！」をテーマに実施。22人参加のうち18歳以下の参加者1人。	◎	①実施回数 ②参加者数	コロナウイルス感染症拡大のため実施なし	コロナウイルス感染症拡大のため夏休みくらしの親子講座や出前講座を実施できなかったが、代わりに各小・中学校へ消費者教育DVDの貸出し案内を行い、次の通り貸出した。 「しっかり学ぼう！ネットと契約 小学生高学年用」小学生5・6年生…7クラス生徒280人・保護者20人。 「しっかり学ぼう！ネットと契約 中学生用」中学3年生…4クラス生徒133人。	○
03	②	①	1	一時保育の推進	子育て中でも様々な活動に参加できるよう、講演会等の開催時に保育ボランティアの協力を得て、一時保育を行う。	こども支援課（こども・若者ステーション）	件数	1回（保育対象7人）	子育てに役立つ講座等の参加時に、保護者が子どもに手を取られることなく講座に参加できた。	○	件数	-	-	-
03	②	①	2	子育て支援活動のネットワークづくり	地域の子育て活動を支援するために、子育てグループ交流会を実施するほか、様々な機関・団体と連携し、コーディネートするとともにこれらのネットワーク化を図る。	こども支援課（こども・若者ステーション）	交流会開催数	3回	市内で活動している自主グループや主任児童委員のまちの子育てひろばを実施しているメンバーが交流する機会をもち、情報共有やネットワークを広げる機会になった。新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため、コロナ禍での実施対応について情報交換ができ、活動内容の工夫に還元できる交流ができた。	○	交流会開催数	3回	子育て自主グループ間との交流と連携を図るため、少人数・小グループに分かれて連絡会を実施した。会では、具体的な質問や不安を共有しながら、コロナ禍での工夫や再開に向けての準備などの話し合いが行われた。 また参加者同士の交流によりグループ間でのつながりが出来、連携の芽が出ている所もあった。	○
03	②	①	3	子育て支援相談	地域で活動する子育て支援者からの様々な相談を受ける体制を整備し、地域でのネットワークづくりを支援する。	こども支援課（こども・若者ステーション）	訪問回数	会議開催3回 研修会開催2回	子育て支援拠点で活躍している支援者を支援するため、会議・研修会を開催した。各拠点の活動内容の情報交換や取り組みの内容を共有することで、それぞれの拠点の活動内容を検討することにつながっている。関係機関のつながりを密にできる機会となった。	◎	訪問回数	0回	自主グループの主な活動内容が対面事業であるため、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により活動を休止しており、活動場所に出向いてのサポートは実施できなかった。しかし、電話等での相談や助言は実施し、地域活動が縮小しないよう支援した。	△
03	②	①	4	地域の子育て支援者の育成・活動支援	地域の子育て支援者に向けた講座を開催し、支援者の育成や支援活動の活性化を図る。	こども支援課（こども・若者ステーション）	講座回数	1回（大人11人、子ども7人参加）	「イライラ解消！ゆったり、かしこい魔法の子育て術」を実施し、子育て中の方や、子育て支援に関わっている方に講座を実施し、子育てに役立つ講座を実施できた。	○	講座回数	1回	感染防止に拘りながら、地域の子育て支援者や子育て中の方に向けての講座を開催し、支援者の育成に努めた。	○
03	②	①	5	青少年問題協議会の運営	青少年の健全育成にかかる市の総合的な施策方針を協議・決定するとともに、コミュニティ・青少年団体・学校・保護者等の関係機関との連絡調整を図る。	こども支援課	推進	1回	子どもから若者に至るまで切れ目のない支援を行うこと、それらの行政施策を総合的かつ一体的に推進を目的として、「川西市青少年問題協議会」と「川西市青少年問題協議会」を統合し、「川西市子ども・若者未来会議」を設置した。	○	推進	1回	新型コロナウイルス感染症対策のため、書面開催のみとし、「川西市子ども・若者育成支援計画2018」実績報告などを行った。	○
03	②	①	6	子ども・若者支援地域協議会の運営	困難を抱える子ども・若者やその家族に対して、子ども・若者支援地域協議会を構成する福祉や保健、教育、雇用等の機関が、それぞれの専門性を活かして連携し、一人ひとりに対応した支援を行う。	こども若者相談センター	協議会開催数	2回	複数の関係機関が集まって、相談窓口の現状について情報共有を図る実務者会議と、ケース検討会議を1回ずつ開催することができた。	○	協議会開催数	1回	複数の関係機関が集まってケースの情報共有を図り、解決策を検討する会議を1回開催することができた。	△
03	②	①	7	地域子育て支援事業	地域子育て支援担当保育士を配置し、プレイルールの開設や子育て講座・講演会等を実施する。また、園庭開放や子育て相談、親子での保育所体験会等を実施し、在宅で子育てをしている家庭を支援する。	教育保育課	①地域子育て支援担当保育士（保育教諭）配置園所数 ②園庭開放実施園所数	①8園所 ②24園所	市立・私立8か所の地域子育て支援拠点に専任職員を配置し、新型コロナウイルス感染予防に配慮した上で、地域の保護者に対する子育て支援を実施した。 市立幼稚園で就園前幼児と在園児との交流や2・3歳児保育の実施や、市立・私立保育所、こども園、市立幼稚園で園庭開放を実施した。	○	①地域子育て支援担当保育士（保育教諭）配置園所数 ②園庭開放実施園所数	①8園所 ②24園所	公私立7か所の地域子育て拠点と新設こども園に地域子育て支援担当を配置し、新型コロナウイルス感染症に配慮した上で地域の保護者に対する子育て支援を実施できた。市立幼稚園で就園前幼児と在園児との交流や2・3歳児保育を実施したり、公私立保育所、こども園、市立幼稚園で園庭開放を実施したりした。	○
03	②	①	8	子どもの読書活動推進協議会	「ブックスタート」をはじめとする子どもの読書活動の推進を図るため、関連機関との連絡調整に努める。	中央図書館	-	-	読書を始めるきっかけ作りと読書活動の継続を促し、小学生の読書活動の啓発を図るため、市内の小学生1、2、3年生に「本はともだちノート」を作成し配布した。	◎	-	-	「読書の現場を活性化！いきいき学校図書館、わくわくブックスタート」として、学校図書館の魅力を上向きさせるための講義等を開催した。	◎

03	②	①	9	ボランティア活動支援	社会福祉協議会のボランティア活動センターに、ボランティア活動支援助成を実施し、子育て支援にかかるボランティアの育成や、一時保育ボランティアの派遣等、子育てにかかるボランティア事業の充実を図る。	地域福祉課	保育ボランティア登録団体	2団体	ボランティア活動センターとファミリーサポートセンター等が連携して子育て支援者講座を実施し、保育ボランティア等の資質向上を図った。今後さらにセンター間の連携を図り、担い手の確保をはじめ事業全体を推進する必要がある。	△	保育ボランティア登録団体	2団体	ボランティア活動センターとファミリーサポートセンター等が連携して子育て支援者講座を実施し、保育ボランティア等の資質向上を図った。今後さらにセンター間の連携を図り、担い手の確保をはじめ事業全体を推進する必要がある。	△
03	②	①	10	空き家活用支援	若年等・子育て世帯が、自己の居住用に市内の空き家を取得して改修するとき、その改修工事費用の一部を助成する。	住宅政策課	申請件数	11件	制度の周知に努めたため、申請件数は増えた。引き続き周知を続ける。	○	申請件数	7件	制度の周知に努めたため、申請件数は増えた。しかし、電話や窓口での相談件数に対して申請が少ない。今後は周知をしつつ、いかに申請につなげるかが課題である。	○
03	②	①	11	学校運営協議会の設置	学校や地域住民などが力をあわせて学校の運営することを目的に、導入校に学校運営協議会を設置する。	教育保育課	設置学校園数	5校園	令和6年度の全校園での学校運営協議会の実施に向けて、モデルとするための先行実施校で学校運営協議会を実施することができた。	○	設置学校園数	5校園	モデルとするための先行実施校を設定し、学校運営協議会を実施することができた。	○
03	②	①	12	地域学校協働本部の設置	幅広い地域住民や団体等の参画によりネットワークを構築し、学校と地域とのコーディネート機能を強化するため、学校支援地域本部を改め、地域学校協働本部を中学校区に設置する。	教育保育課	設置数	3中学校区	3中学校区地域学校協働本部内の小中学校で、学校ごとに地域学校協働活動のコーディネーターとなる支援員を選出した。また、中学校区全体を統括する推進員を選出し、中学校区で地域学校協働活動を推進することができた。	○	設置数	3中学校区	令和3年度は、令和2年度設置の3中学校区地域学校協働本部内の小中学校で学校ごとに地域学校協働活動のコーディネーター役を選出し、地域学校協働本部を拡充した。	○
03	②	②	1	すくすくベビールームの設置	授乳やオムツ替え等のスペースを設置する施設を登録し、ステッカー等を掲示することで、子育て中の家族が出かけやすい環境づくりを進める。	こども支援課（こども・若者ステーション）	登録施設	30施設	市内民間企業などからの登録申請に基づき、子育て中の家庭が安心してでかけられる環境づくりを支援しているが、令和3年度の新規登録はなかった。	○	登録施設	30施設	市内民間企業などからの登録申請があり、より子育て中の家庭が安心してでかけられる環境づくりを支援した。	◎
03	②	②	2	青少年の健全育成を阻害する店舗等の指導	県事業で、青少年の健全育成の観点から有害とされる雑誌・ビデオ・DVD・遊戯具等の販売が無秩序に行われないよう、兵庫県青少年愛護条例の遵守を販売者に働きかけ、改善がなされないときは県への報告を行い、当該条例に基づく販売方法等の変更または中止を働きかける。	教育保育課	店舗数	69店舗	川西市青少年補導委員会と協力し実態調査を実施できており、今後も事業者の協力を得ながら展開していく。	◎	店舗数	77店舗	川西市青少年補導委員会と協力し実態調査を実施できており、今後も事業者の協力を得ながら展開していく。	◎
03	③	①	1	トライやる・ウィークふれあい育児体験学習	中学生については「トライやる・ウィーク」で、高校生については家庭科の授業の中の「ふれあい育児体験学習」で、保育所等において受け入れを行い、中・高校生と乳幼児とが直接ふれあう機会を提供する。	教育保育課	公立の受け入れ保育施設数	8園所	乳幼児とふれあう機会が少ない中学生・高校生が、命の大切さや自分たちも大切に育てられてきたのだという思いを振り返る、良い機会となっているが、新型コロナウイルス感染症感染防止のため、実施できない取り組みも多かった。	○	公立の受け入れ保育施設数	2園	乳幼児とふれあう機会が少ない中学生・高校生が、命の大切さや自分たちも大切に育てられてきたのだという思いを振り返る、良い機会となっているが、新型コロナウイルス感染症感染防止のため、実施できない取り組みも多かった。	○
03	③	①	2	キャリア教育推進補助金事業	進路指導において、子どもたちが進路を決定するために必要とする資料や情報を提供することで、一人ひとりの生徒に対してきめ細かな進路相談・指導を充実させるとともに、子どもたちがより確かな進路実現を図れるための支援を行う。	教育保育課	進学率	昨年度廃止		-	進学率	99.80%	生徒たちが自ら考え、自ら選択し、自分の進路選択をすることができ、高校進学だけでなく、将来を見据えながら今を考えることができた。	◎
03	④	①	1	ジェンダー問題相談	男女共同参画センター事業として、「女性のための相談」を実施中で、週3日は専門相談員による面接・電話相談を、週2日はカウンセリンググループによる電話相談を行い、ジェンダーの視点からの子育てと仕事の両立推進をサポートする。	人権推進課	女性のための相談件数	267件	「女性のための相談」のうち専門相談員による相談は、新型コロナウイルス感染症の影響で、相談室での対面相談を中止し電話相談のみとしていた。2021年6月からは別室にて対面相談を再開した。ジェンダーの視点からの子育てと仕事の両立推進については常にサポートに努めている。	○	女性のための相談件数	285件	「女性のための相談」の専門相談員による女性のための相談については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、4月中旬より個室で行う面談相談は中止し電話相談のみとなったが、子育てと仕事の両立推進に向けて継続して行った。	○
03	④	①	1	男女共同参画センター学習啓発	男女共同参画社会を実現するためのワーク・ライフ・バランスに関する講座等を開催するとともに、絵本等の図書を集集し、貸し出しや読み聞かせの時間を持つほか、館内展示にも工夫を凝らす等、子育て支援事業を実施する。	人権推進課	学習啓発講座等参加者数（支援講座は除く）	72人	講座「わたしにもできる在宅ワーク」「見えない家事をするのはダレ」「アマビエ体操でフレイル予防」等を実施。絵本の読み聞かせ「おはなしゆめじかん」の実施のほか、館内掲示・図書展示で、WLB・固定的性別役割分担意識への啓発を行った。	○	学習啓発講座等参加者数（支援講座は除く）	124人	講座「今こそ知りたいこれからの在宅ワーク」「ウィズコロナ時代の育休明けに気をつけることは？」等を実施するとともに、読み聞かせ「おはなしゆめじかん」（4月のみ中止）や館内掲示で、WLB・固定的性別役割分担意識への啓発を行った。	○

03	④	②	1	女性のための再就職支援講座	再就職・再就労・起業を希望する女性を支援する講座や、それらに対応したパソコン講座等を開催する。	人権推進課	支援講座等参加者数	141人	講座「わたしのキャリアをデザインする」「再就職のための自己分析セミナー」「働く女性のストレスマネジメントとマインドフルネス」「働くときに知っておきたいルールと権利」「色の魅力を味方にセルフプロデュース」を実施。情報弱者への対策として講座「コロナ禍だからこそスマホ使ってみない」を実施。「女性のためのチャレンジ相談」や、再就職・再就労・起業に関する図書展示等の情報提供を行った。	◎	支援講座等参加者数	51人	講座「しごとの仕方・生き方、自分らしくアサーティブに」「今からでも大丈夫！スマホの使い方の講座」等を実施した。また「女性のためのチャレンジ相談」を行うほか、再就職・再就労・起業に関する図書等の情報提供を行った。	◎
03	④	②	2	特定事業主行動計画の実行	職場全体で次世代育成を支援し、ワーク・ライフ・バランスを推進していく環境づくりと、職員一人ひとりが従来の働き方を見直し、男女の別なく仕事と子育てを含む家庭・地域生活との両立を図っていくことをめざす。	職員課	男性職員の育児休業取得率	18.9%	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて超過勤務の縮減と休暇取得促進にかかるリーフレットを作成し、職員に周知した。また、ワーク・ライフ・バランスの推進の必要性について、外部講師を招き研修会を実施した。	○	男性職員の育児休業取得率	19.40%	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づいて、市の特定事業主行動計画の周知を行った。また、計画終了により、R2.4.1に改訂を行った。 職員のワーク・ライフ・バランスにかかる意識向上と制度利用の促進を図るため、新規採用職員を対象とした初任者研修で周知を図った。	○
04	①	①	1	青少年の善行表彰	青少年の地域社会への貢献や消防、警察への協力行為等の善行を表彰することにより、社会に奉仕する精神の涵養等に寄与し、健全にして郷土愛にあふれる青少年の育成を図る。	こども支援課	表彰団体数	-	新型コロナウイルス感染症対策のため中止	-	表彰団体数	-	新型コロナウイルス感染症対策のため中止	-
04	①	①	3	人権学習	川西市人権行政推進プラン・川西市人権教育基本方針の具現にむけ、学校園における人権文化の創造を図るため、学校園が実施する「あらゆる人権課題についての子どもの学習機会」を促進する。	教育保育課	人権学習実施回数	20回	学校園所における人権教育の充実を図るとともに、変化していく人権課題に対応した「あらゆる人権課題についての子どもの学習機会」を促進するために人権学習推進事業として提供した。昨年度よりも実施回数が増加してきているので、さらに多くの学校園所へ人権学習の機会を広げていきたい。	○	人権学習実施回数	14回	学校園における人権文化の創造を図るため、学校園が実施する「あらゆる人権課題についての子どもの学習機会」を人権学習推進事業として提供した。R2年度は感染症予防の観点から実施回数が減少したが、次年度以降は再び広く学習機会を提供したい。	△
04	②	①	1	子ども・若者総合相談窓口	社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子ども・若者や、その保護者からの相談に対して、適切な助言や関係支援機関の紹介、情報提供を行うなど、自立に向けて相談者一人ひとりに対応した支援を行う。	こども若者相談センター	相談件数	52件	専任の臨床心理士が、当事者や保護者からの相談に対応し、的確なアセスメントに基づいて、社会生活を円滑に営むことや就労を促すための助言、支援機関の紹介等を行った。	◎	相談件数	54件	専任の臨床心理士が、当事者や保護者からの相談に対応し、的確なアセスメントに基づいて、社会生活を円滑に営むことや就労を促すための助言、支援機関の紹介等を行った。	◎
04	②	①	2	子どもの人権オンズパーソン	公的第三者機関であり、一定の独立性が担保された「川西市子どもの人権オンズパーソン」において、いじめや体罰、虐待、不登校等子どもの人権侵害に関し、相談及び関係者との調整活動を行うとともに、市民等からの申立て等による調査活動を実施するなどして、子どもの人権を擁護し救済を図る。	人権推進課	小中学生の制度の認知度(2年に1回の調査)	80.95%	2021年次の相談ケース数は70件、うち新規ケースは47件、前年次からの継続件数は23件であった。年間相談者数は134人、年間相談・調整回数は802回であった。調査案件は1件受け付け、延べ84回調査を実施し、2022年次の継続案件となった。	○	小中学生の制度の認知度(2年に1回の調査)	2年に1回の調査のため未評価	2020年次の相談ケース数は76件、相談・調整回数は890回であった。調査案件はなかったが、教育委員や中学校校長会等と意見交換を行った。	○
04	②	①	3	青少年相談	不登校等の子どもと保護者を対象に、電話相談・来所相談を行うとともに、カウンセリング、言語訓練や助言といった教育相談を行う。	こども若者相談センター	相談延べ回数	6,335回	子どもたちの日常生活や学校・就学前教育における様々な悩みを抱える保護者や子どもに対し、教育相談を行った。コロナ禍において電話相談も面接相談も例年並みに行うことができた。	○	相談延べ回数	5205回	子どもたちの日常生活や学校・就学前教育における様々な悩みを抱える保護者や子どもに対し、教育相談を行った。コロナ禍において電話相談は例年並みに行うことができたが、面接相談は減少した。	○
04	②	①	4	適応教室の支援の充実	小学生の通室が増加傾向にある中、不登校児童生徒の社会的自立を支援するため、支援人数や開室時間など、支援内容を見直すことで充実を図る。	こども若者相談センター	平均通室数	15.8人	学習・小集団での活動を通し、子どもの居場所作りを行った。学校や家庭、関係機関と連携し、社会的自立に向けた支援を行った。ほっと・おしゃべり会では、保護者同士が交流することができた。	○	平均通室数	14.2人	学習・小集団での活動を通し、子どもの居場所作りを行った。学校や家庭、関係機関と連携し、社会的自立に向けた支援を行った。ほっと・おしゃべり会では、保護者同士が交流することができた。	○
04	②	①	5	スクールソーシャルワーカーの配置拡充	問題行動・不登校等の未然防止、早期解決を図るために、スクールソーシャルワーカーを各中学校区に配置し、関係機関との連携をとりながら、生徒指導上の諸問題の解決を図る。	こども若者相談センター	SSW1名当たりの担当校数	3校	スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」とする）の配置により、福祉的な視点から、困難を抱える児童生徒を関係機関・福祉制度・民間の福祉事業へつないだり、生活支援等を行ったりすることができた。SSWの配置人数は増えたものの、1名あたりの担当校数は未だ多く、全ての事案に速やかに対応することが困難である。	○	SSW1名当たりの担当校数	4校	スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」とする）の配置により、福祉的な視点から、困難を抱える児童生徒を関係機関・福祉制度・民間の福祉事業へつないだり、生活支援等を行ったりすることができた。SSWの配置人数は増えたものの、1名あたりの担当校数は未だ多く、全ての事案に速やかに対応することが困難である。	○
04	②	②	1	育児支援家庭訪問	児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めることが困難な状況にある家庭に、過重な負担がかかる前に保健師や保育士等を派遣し、養育上の諸問題の解消を図り、家庭の養育力の育成及び向上を支援する。	こども若者相談センター	訪問件数	78件	委託業者による支援実績はなかったものの、市の専門的相談支援として家庭訪問を実施し、個々の家庭に合わせた適切な指導や支援の導入を実施することで、養育上の困難さを軽減することができた。	○	訪問件数	68件	家庭訪問により、適切な指導や支援を行うことで養育上の困難さが軽減できた。また、支援により行政職員との関係性を図ることもつながり、相談先の周知もなされた。	◎

04	②	②	2	児童虐待防止啓発	11月の児童虐待防止推進月間に、虐待防止に関するポスターやチラシ、啓発グッズの配布や講演会を開催し児童虐待防止を啓発する。	こども若者相談センター	講演会参加人数	38人	児童虐待防止強化月間の11月に、阪急川西能勢口駅周辺等で児童虐待防止啓発活動を行った。また、児童虐待防止講習会を開催した。	○	講演会参加人数	55人	児童虐待防止強化月間の11月に、阪急川西能勢口駅周辺等で児童虐待防止啓発活動を行った。また、児童虐待防止講習会を開催した。	○
04	②	②	3	要保護児童対策協議会	要保護児童を早期に発見し対応するため、地域、福祉、保健、医療、教育、警察等関係機関によるネットワークを充実する。また、研修会の開催等により、関係機関職員の資質向上を図る。	こども若者相談センター	実務者会議開催数	6回	実務者会議の資料を改善し、各構成機関のより一層の連携を図った。	○	実務者会議開催数	6回	実務者会議の資料を改善し、各構成機関のより一層の連携を図った。	○
04	③	①	4	各種母子保健事業を活用した支援の充実	乳幼児（4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児）健康診査事業、訪問指導（新生児・乳幼児等）事業、赤ちゃん交流会等の各種母子保健事業の機会をとらえて、子育てへの不安を抱えている親や、ハイリスク児への相談等継続的な支援を行い、虐待の発生予防や早期発見に努める。	保健センター・予防歯科センター	推進	推進	各母子保健事業の機会に継続的な支援ができるよう努めた。	○	推進	推進	各母子保健事業の機会に継続的な支援ができるよう努めた。	○
04	③	①	1	交通安全対策の推進	安全灯、転落防止柵、カーブミラー等の交通安全施設について、子どもが安全で安心して通うことができるよう、新設を含め維持管理を行う。また、信号機、横断歩道、交通標識等の交通規制にかかる整備の推進については、引き続き川西警察署を通じて県公安委員会に要望する。	道路管理課	設置物件	カーブミラー：21基 安全灯：46基 電柱幕：50箇所等	地域団体（自治会等）からの要望に基づき、川西警察担当者、要望者、当課の3者で効果的な設置について現場検証を行い実施。安全灯やカーブミラー、電柱幕を設置し、安全の向上に向けて、適時対応している。	○	設置物件	カーブミラー：22基 安全灯：20基 電柱幕：50箇所等	地域団体（自治会等）からの要望に基づき、川西警察担当者、要望者、当課の3者で効果的な設置について現場検証を行い実施。安全灯やカーブミラー、電柱幕を設置し、安全の向上に向けて、適時対応している。	○
04	③	①	2	交通安全教室の実施	幼児から高校生にかけて、各年代に応じて必要となる交通安全に係る知識の習得、意識向上のため交通安全教室を実施する。	交通政策課	交通安全教室参加人数	3,413人	令和2年度に比べ、実施回数は増加したものの、参加人数は減少した。コロナ禍の状況を鑑み、リモート形式での指導を実施したが、小学校指導においてリモート形式が活用されず、実施校が減ったことが要因となった。	△	交通安全教室参加人数	3,551人	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、リモート等を活用した交通安全指導に取り組んだが、一部指導が中止となり、交通安全教室参加人数が例年より減少した。なお、幼児向けに実施してきた「幼児交通安全教室（うさちゃんクラブ）」について、クラブ方式から出前講座方式に変更した。	△
04	③	②	1	乳幼児向け救急救命法講習会の開催	乳幼児向けの救急救命法と心肺蘇生法の実技講習会を開催し、AEDなどを活用しつつ、子どもが事故に遭った場合や、けがをした場合の対処法を学ぶ機会を提供する。	こども支援課（こども・若者ステーション）	開催数	3回（大人のみ22名）	0～1歳のこどもの保護者を対象に実施し、救急時の対応について学ぶことで、初期対応ができる知識の習得につながった。	◎	開催数	0回	市内医療機関の救急看護認定看護師に講師を依頼し実施の予定であったが、コロナ感染症拡大に伴い講師の業務に変更が生じ、開催が中止になった。	-
04	③	②	2	防災訓練の実施 防犯システムの設置	市立教育・保育施設で、子どもが身を守る大切さや安全な避難の仕方を学ぶとともに、職員が連携して避難誘導できるよう、防災マニュアルに基づき各避難訓練を実施する。また、保護者に向けて的確に情報を提供できるよう、緊急メールを発信するほか、災害等緊急引き渡しカードを活用する。園所には県警ホットラインや機械警備システム、モニター付きインターホンを設置し、関係機関と連携する。	教育保育課 教育政策課	実施市立保育所・認定こども園数 実施保育所数	8園所 5所	避難・誘導についてマニュアルに基づき、避難訓練（主に火災・地震・土砂災害・不審者対応）を毎月実施した。人的な緊急出動要請を含めた機械警備を各園所に配置し、不審者等の侵入を抑制し、予防対策を行った。	○	実施市立保育所・認定こども園数 実施保育所数	8園所 5所	避難・誘導についてマニュアルに基づき、避難訓練（主に火災・地震・土砂災害・不審者対応）を毎月実施した。人的な緊急出動要請を含めた機械警備を各園所に配置し、不審者等の侵入を抑制し、予防対策を行った。	○
04	③	②	2	防災訓練の実施 防犯システムの設置	市立教育・保育施設で、子どもが身を守る大切さや安全な避難の仕方を学ぶとともに、職員が連携して避難誘導できるよう、防災マニュアルに基づき各避難訓練を実施する。また、保護者に向けて的確に情報を提供できるよう、緊急メールを発信するほか、災害等緊急引き渡しカードを活用する。園所には県警ホットラインや機械警備システム、モニター付きインターホンを設置し、関係機関と連携する。	教育保育課 教育政策課	実施幼稚園数	5園	火災・地震・大雨などの災害における避難訓練を定期的実施し、非常事態に際し、園児、教諭共に冷静に避難する態度を養うことができた。また、人的な緊急出動要請を含めた機械警備を各幼稚園に配置し、不審者等の侵入を抑制し、予防対策を行った。	○	実施幼稚園数	5園	火災・地震・大雨などの災害における避難訓練を定期的実施し、非常事態に際し、園児、教諭共に冷静に避難する態度を養うことができた。また、人的な緊急出動要請を含めた機械警備を各幼稚園に配置し、不審者等の侵入を抑制し、予防対策を行った。	○

04	③	②	3	かわにし安心ネット	「かわにし安心ネット」を利用し、災害情報や防犯に関する緊急情報を配信する。	危機管理課	登録者数	8,875人 (令和4年3月末)	携帯電話やパソコンのメール機能を活用し、災害情報に関する緊急情報を配信した。	○	登録者数	8,663人 (令和3年3月末)	携帯電話やパソコンのメール機能を活用し、災害情報に関する緊急情報を配信した。	○
04	③	②	4	生活安全事業	「地域の安全は地域で守る」という考えのもと、生活安全推進連絡協議会にて情報交換を行う等、警察をはじめ、市民や関連団体と連携し、地域の安全確保に向けた取り組みを継続する。また、「子どもの安全確保及び犯罪の未然防止」を目的として、各小学校通学路等に10台ずつ設置した防犯カメラについて、適切に管理運用を行う。	生活相談課	継続	継続	子どもの安全確保などを目的として各小学校通学路等に設置した防犯カメラについて、引き続き運用した。また、生活安全推進連絡協議会を開催し、生活安全活動にかかる課題について協議を行った。	○	継続	継続	子どもの安全確保などを目的として各小学校通学路等に設置した防犯カメラについて、引き続き運用した。また、生活安全推進連絡協議会を開催し、生活安全活動にかかる課題について協議を行った。	○
04	③	②	5	子どもをまもる110番のくるま	迷惑行為、痴漢等の犯罪行為等の危険から子どもたちを守るため、市公用車や郵便局の車両等にゴムマグネットまたはステッカーを貼り走行する。	生活相談課	台数	579台	公用車135台、郵便局車両185台、市内事業者248台、自治会等11台にゴムマグネットを貸与。計579台	○	台数	626台	公用車182台、郵便局車両185台、市内事業者248台、自治会等11台にゴムマグネットを貸与。計626台	○
04	③	②	6	子どもをまもる110番のおうち	児童・生徒の登下校時等における安全確保のため、PTA・コミュニティ・諸団体の協力を得ながら「子どもをまもる110番のおうち」の拡充・整備を図る。	教育保育課	箇所	555箇所	地域の諸団体の協力を得ながら「子どもを守る110番のおうち」を整備しているが、新たな協力者の開拓が必要である。	◎	箇所	672箇所	地域の諸団体の協力を得ながら「子どもを守る110番のおうち」を整備しているが、新たな協力者の開拓が必要である。	◎
04	③	②	7	学校安全協力員	校内及び通学路での子どもの安全を確保するため、保護者や地域住民の協力を得て、校門での声かけや通学路での見守り、付き添いを実施する。	教育保育課	人数	571人	地域住民の協力を得ながら、通学路の安全確保や登下校の付き添いを実施しているが、新たな担い手の確保が必要である。	○	人数	624人	地域住民の協力を得ながら、通学路の安全確保や登下校の付き添いを実施しているが、新たな担い手の確保が必要である。	○
04	③	②	8	青少年の育成	青少年非行の防止と児童生徒の安全確保を図るため、警察・学校・市民が連携協力し、補導活動と学校外における安全確保に関する活動を行う。	教育保育課	声かけ	83回	現在、各地域ともその実情に応じて様々な活動が活発に行われている。今後、「地域学校協働本部」への移行に向けて、何らかの体制の整備を進めていくことが課題となっている。	○	声かけ	114回	現在、各地域ともその実情に応じて様々な活動が活発に行われている。今後、「地域学校協働本部」への移行に向けて、何らかの体制の整備を進めていくことが課題となっている。	○
04	③	②	9	青色回転灯パトロール	警察の許可を得て、青色回転灯を装備した公用車で小学校の通学時間帯を中心に市内を巡回し、児童生徒の見守りを行い、その安全確保を図る。	教育保育課	回数	64回	登校及び下校時における定期的なパトロールを実施するとともに、緊急時にもパトロールを実施しているが、今後も同様に展開していく。	◎	回数	125回	登校及び下校時における定期的なパトロールを実施するとともに、緊急時にもパトロールを実施しているが、今後も同様に展開していく。	◎
04	③	②	10	青少年育成市民会議	市内7中学校区の青少年育成市民会議が、地域の青少年健全育成に関わる団体の連携のもと、地域のおとなの声かけ（あいさつ運動）・見守り（登下校時の子どもの見守り）運動等を実施する。	社会教育課	推進	推進	市内7中学校区ののうち、3つの青少年育成市民会議において、青少年健全育成に関する情報交換や連絡調整、青少年に対するあいさつ・声掛け運動、講演会の開催、機関紙の発行、イベントの実施などを行った。（川西市青少年育成市民会議の休止に伴い、4校区は活動休止）	◎	推進	推進	市内7中学校区の青少年育成市民会議が、青少年健全育成に関する情報交換や連絡調整、青少年に対するあいさつ・声掛け運動、講演会の開催、機関紙の発行、イベントの実施などを行った。	◎
04	③	②	11	学校への防犯システムの整備	防犯カメラや人的な緊急出動要請を含む夜間及び休日における機械警備システム整備のほか、県警ホットラインを設置し、関係機関と連携しながら、児童生徒のより安全な学校生活の推進を図る。	教育政策課	防犯カメラ設置台数	各校園4台 (認定こども園は6台)	防犯カメラ及び人的な緊急出動要請を含めた機械警備の各校園への配置を継続するとともに、不審者等の早期発見と抑止への予防対策を行った。	◎	防犯カメラ設置台数	各校園4台 (認定こども園は6台)	防犯カメラ及び人的な緊急出動要請を含めた機械警備の各校園への配置を継続するとともに、不審者等の早期発見と抑止への予防対策を行った。	◎

【令和3年度】  
第2期川西市子ども・子育て計画  
第5章事業計画実績報告書



各年4月1日時点

(人)

年度	区分	幼稚園機能利用希望			保育所機能利用希望				合計	
	認定区分	1号	2号	合計	2号	3号		合計		
	年齢	3~5歳	3~5歳		3~5歳	0歳	1・2歳			小計
令和2年度	人口推計	3,623			3,623	986	2,050	3,036	6,659	
	利用希望率	50.7%	7.9%	58.6%	35.6%	18.6%	43.9%	35.6%	35.6%	
	量の見込み	1,837	286	2,123	1,289	183	899	1,082	2,371	
	実績人口	3,611			3,611	864	2,093	2,957	6,568	
	実績利用希望率	45.0%	9.5%	54.5%	40.0%	15.9%	43.0%	35.1%	37.8%	
	実績申込者数	1,626	343	1,969	1,446	137	900	1,037	2,483	
	定員	2,865			2,865	1,321	1,053	1,325	2,646	
	在園児童数	1,626	343	1,969	1,410	134	841	975	2,385	
	待機児童数(全体)	0	0	0	36	3	59	62	98	
待機児童数(国)	0	0	0	5	0	12	12	17		
令和3年度	人口推計	3,473			3,473	965	2,104	3,069	6,542	
	利用希望率	48.9%	8.5%	57.4%	37.6%	19.8%	45.8%	37.6%	37.6%	
	量の見込み	1,698	295	1,993	1,305	191	963	1,154	2,459	
	実績人口	3,458			3,458	852	2,065	2,917	6,375	
	実績利用希望率	45.6%	10.4%	56.0%	40.6%	16.2%	43.7%	35.7%	38.3%	
	実績申込者数	1,576	360	1,936	1,403	138	902	1,040	2,443	
	定員	2,796			2,796	1,368	275	1,062	1,337	2,705
	在園児童数	1,576	360	1,936	1,388	131	832	963	2,351	
	待機児童数(全体)	0	0	0	15	7	70	77	92	
待機児童数(国)	0	0	0	0	0	16	16	16		
令和4年度	人口推計	3,394			3,394	942	2,089	3,031	6,425	
	利用希望率	47.1%	8.0%	55.1%	42.7%	20.9%	47.6%	39.3%	41.1%	
	量の見込み	1,599	272	1,871	1,449	196	994	1,190	2,639	
	実績人口	3,459			3,459	923	1,942	2,865	6,324	
	実績利用希望率	43.6%	10.2%	53.7%	42.7%	18.3%	45.6%	36.8%	40.0%	
	実績申込者数	1,507	352	1,859	1,477	169	886	1,055	2,532	
	定員	2,796			2,796	1,367	278	1,072	1,350	2,717
	在園児童数	1,507	352	1,859	1,444	161	868	1,029	2,473	
	待機児童数(全体)	0	0	0	33	8	19	27	60	
待機児童数(国)	0	0	0	0	0	0	0	0		
令和5年度	人口推計	3,319			3,319	921	2,042	2,963	6,282	
	利用希望率	45.3%	9.6%	54.9%	41.5%	22.0%	49.5%	40.9%	41.2%	
	量の見込み	1,504	319	1,823	1,377	202	1,010	1,212	2,589	
	実績人口									
	実績利用希望率									
	実績申込者数									
	定員									
	在園児童数									
	待機児童数(全体)									
待機児童数(国)										
令和6年度	人口推計	3,350			3,350	901	1,992	2,893	6,243	
	利用希望率	45.3%	9.6%	54.9%	41.5%	22.0%	49.5%	40.9%	41.2%	
	量の見込み	1,518	322	1,840	1,390	198	986	1,184	2,574	
	実績人口									
	実績利用希望率									
	実績申込者数									
	定員									
	在園児童数									
	待機児童数(全体)									
待機児童数(国)										

05-①-① 利用者支援事業

こども支援課 (こども・若者ステーション) 【参考】

年度 (実績年度)	令和2年度 (令和元年度)	令和3年度 (令和2年度)	令和4年度 (令和3年度)	令和5年度 (令和4年度)	令和6年度 (令和5年度)	令和元年度 (平成30年度)
予定箇所数	3	4	4	4	4	3
実績箇所数	3	3	3			3

05-①-② 時間外保育事業 (延長保育)

入園所相談課 【参考】

年度 (実績年度)	令和2年度 (令和元年度)	令和3年度 (令和2年度)	令和4年度 (令和3年度)	令和5年度 (令和4年度)	令和6年度 (令和5年度)	令和元年度 (平成30年度)
量の見込み	778	615	604	593	580	778
利用者数	496	486	654			525

※令和2年度は第1期計画見込値

05-①-③ 放課後児童健全育成事業 (留守家庭児童育成クラブ)

入園所相談課 【参考】

年度 (実績年度)	令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度				令和元年度				
	実績値	量の見込	上限定員	登録児童	待機児童	量の見込	上限定員	登録児童	待機児童	量の見込	上限定員	登録児童	待機児童	量の見込	上限定員	登録児童	待機児童	量の見込	上限定員	登録児童	待機児童	量の見込	上限定員	登録児童	待機児童
学年	1年生	466	1,518	426	16	482	1,552	460	4	501	1,736	461	3	540		486						1,011	1,480	1,079	29
	2年生	378		393	11	411		382	0	425		410	2	442		476									
	3年生	298		304	36	278		309	4	303		279	4	313		328									
	4年生	145		126	36	161		149	28	149		168	17	163		165									
	5年生	46		42	15	37		41	9	41		58	1	39		40									
	6年生	13		15	8	10		12	3	7		23	1	7		7									
計	1,346	1,346	1,306	122	1,379	1,552	1,353	48	1,426	1,736	1,399	28	1,504	0	0	0	1,502	0	0	0	1,230	1,480	1,266	79	

※第2期計画より各学年の実績を記入

05-①-④ 子育て短期支援事業 (ショートステイ)

こども支援課 (こども・若者ステーション) 【参考】

年度 (実績年度)	令和2年度 (令和元年度)	令和3年度 (令和2年度)	令和4年度 (令和3年度)	令和5年度 (令和4年度)	令和6年度 (令和5年度)	令和元年度 (平成30年度)
量の見込み	126	7	7	7	7	7
実施箇所数	近隣市町の施設を利用					近隣市町の施設を利用
利用者数	7	5	4			6

※第2期計画より「延べ人数」→「人数」へ変更

※令和2年度は第1期計画見込値

05-①-⑤ 乳幼児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

こども支援課（こども・若者ステーション） 【参考】

年度 （実績年度）	令和2年度 （令和元年度）	令和3年度 （令和2年度）	令和4年度 （令和3年度）	令和5年度 （令和4年度）	令和6年度 （令和5年度）	令和元年度 （平成30年度）
量の見込み	1,010	986	965	942	921	1,027
訪問件数	803	793	864			839

※令和2年度は第1期計画見込値

05-①-⑥ 育児支援家庭訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

こども支援課（こども・若者ステーション） 【参考】

年度 （実績年度）	令和2年度 （令和元年度）	令和3年度 （令和2年度）	令和4年度 （令和3年度）	令和5年度 （令和4年度）	令和6年度 （令和5年度）	令和元年度 （平成30年度）
量の見込み	110	72	70	68	66	110
訪問件数	93	68	78			63

※令和2年度は第1期計画見込値

05-①-⑦ 地域子育て支援拠点事業

こども支援課（こども・若者ステーション）  
教育保育課 【参考】

年度 （実績年度）	令和2年度 （令和元年度）	令和3年度 （令和2年度）	令和4年度 （令和3年度）	令和5年度 （令和4年度）	令和6年度 （令和5年度）	令和元年度 （平成30年度）
量の見込み	47,683	52,537	50,039	47,836	45,478	45,358
利用者数	46,459	25,967	32,880	0	0	65,558
量の見込み	拠点事業	9	11	11	11	9
	市独自事業	4	2	2	2	4
実施箇所	拠点事業	10	11	13		8
	市独自事業	4	4	4		3

※利用者数は「地域子育て支援拠点実績値記入シート」に記入

※令和2年度は第1期計画見込値

05-①-⑧ 一時預かり事業（幼稚園等の在園児を対象）

入園所相談課 【参考】

年度 （実績年度）	令和2年度 （令和元年度）	令和3年度 （令和2年度）	令和4年度 （令和3年度）	令和5年度 （令和4年度）	令和6年度 （令和5年度）	令和元年度 （平成30年度）
量の見込み	1号認定	22,469	4,711	4,355	4,094	3,856
	2号認定	24,900	42,750	44,100	46,050	47,850
	計	47,369	47,461	48,455	50,144	51,706
利用者数	55,133	41,830	51,918			47,203

※令和2年度は第1期計画見込値

05-①-⑨ 一時預かり事業（保育所、ファミリーサポートセンター等）		こども支援課（こども・若者ステーション）					入園所相談課	【参考】
年度 （実績年度）	令和2年度 （令和元年度）	令和3年度 （令和2年度）	令和4年度 （令和3年度）	令和5年度 （令和4年度）	令和6年度 （令和5年度）	令和元年度 （平成30年度）		
量の見込み		5,813	5,097	5,286	5,439	5,566	5,782	
利用者数	一時預かり（保）	2,917	1,761	2,107			4,125	
	一時預かり（St）	837	609	624				
	子育て援助活動支援事業	311	517	753			309	
	子育て短期支援事業	0	0	0			0	
利用者数計		4,065	2,887	3,484	0	0	4,434	

※令和2年度は第1期計画見込値

05-①-⑩ 病児・病後児保育事業		こども支援課（こども・若者ステーション）					入園所相談課	【参考】
年度 （実績年度）	令和2年度 （令和元年度）	令和3年度 （令和2年度）	令和4年度 （令和3年度）	令和5年度 （令和4年度）	令和6年度 （令和5年度）	令和元年度 （平成30年度）		
量の見込み		414	216	224	230	235	354	
利用者数		210	105	115			244	

※令和2年度は第1期計画見込値

05-①-⑪ 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）（就学児）		こども支援課（こども・若者ステーション）					【参考】
年度 （実績年度）	令和2年度 （令和元年度）	令和3年度 （令和2年度）	令和4年度 （令和3年度）	令和5年度 （令和4年度）	令和6年度 （令和5年度）	令和元年度 （平成30年度）	
量の 見込み	低学年	708	1,142	1,171	1,229	1,295	708
	高学年	85	204	208	197	209	85
	計	793	1,346	1,379	1,426	1,504	793
利用者数計		956	730	345			807

※令和2年度は第1期計画見込値

05-①-⑫ 妊婦に対する健康診査		保健センター・予防歯科センター					【参考】
年度 （実績年度）	令和2年度 （令和元年度）	令和3年度 （令和2年度）	令和4年度 （令和3年度）	令和5年度 （令和4年度）	令和6年度 （令和5年度）	令和元年度 （平成30年度）	
量の 見込み	対象者数	1,580	1,595	1,561	1,524	1,490	1,610
	健診回数	12,810	12,616	12,347	12,053	11,784	13,070
受診者数		1,391	1,359	1,295			1,537
健診回数		10,752	10,578	10,659			12,155

※令和2年度は第1期計画見込値

地域子育て支援拠点実績値記入シート

区分	中学校区	施設名	実績値						記入担当課	
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和6年度
拠点	川西南	アップルみなみ	2,292	2,425	713	1,186				教育保育課
		アップルかも	-	0	1,733	3,621				教育保育課
		久代児童センター	7,511	6,516	1,505	1,871				こども支援課
		小計	9,803	8,941	3,951	6,678				
	川西	アステ市民プラザ	19,959	6,239	5,481	4,726				こども支援課
		こども・若者ステーション	6,911	10,270	6,187	7,184				こども支援課
		アップルちゅうおう	3,327	2,213	907	1,206				教育保育課
		川西児童館	7,141	1,928	2,048	1,754				こども支援課
		タブリエ	4,687	2,297	471	1,229				教育保育課
		小計	42,025	22,947	15,094	16,099				
	明峰	TSUNAGARI	-	-		2,872				こども支援課
	多田	アップルただ	5,037	5,907	2,864	2,127				教育保育課
	緑台	キオラクラブ	972	880	597	136				教育保育課
	清和台	まるの間	-	-		1,046				こども支援課
	東谷	アップルまきのだい	7,721	7,784	3,461	3,922				教育保育課
		合計	65,558	46,459	25,967	32,880	0	0	0	
	市独自	出張プレイルーム	1,055	845	577	247				こども支援課
	総計	66,613	47,304	26,544	33,127	0	0	0		

資料 2

令和 4 年 9 月 2 9 日  
第 3 回子ども・若者未来会議

# (仮称) 川西市子ども・若者未来計画 (案)

令和 5 年(2023 年) 3 月  
川西市・川西市教育委員会

# 目 次（案）

第1章 計画の概要.....	**
1 ****...	**
2 ****...	**
3 ****...	**
4 ****...	**
5 ****...	**
第2章 子ども・若者を取り巻く現状 .....	**
1 人口と世帯の状況.....	**
2 就業の状況.....	**
3 教育保育施設（保育所・幼稚園・認定こども園）等の状況 .....	**
4 子ども・若者の状況.....	**
第3章 計画の考え方 .....	**
1 基本理念.....	**
2 基本目標.....	**
3 計画の体系.....	**
第4章 子ども・子育て施策の展開 .....	**
重点施策 .....	**
基本目標1 親と子のいのちと健康を守る.....	**
基本目標2 子どもに応じた教育保育を提供する .....	**
基本目標3 子どもたちを社会全体で健やかに育む .....	**
基本目標4 子どもの権利と安全を守る.....	**
第5章 若者育成支援施策の展開 .....	**
基本目標5 すべての子ども・若者の健やかな成長と自立を支援する .....	**
基本目標6 社会生活を円滑に営む上で、困難を有する子ども・若者と その家族を支援する .....	**

## 第6章 事業計画量の見込みと提供体制の確保

(教育保育、地域子ども・子育て支援事業) ..... \*\*

- 1 教育保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定 ..... \*\*
- 2 計画期間における人口推計 ..... \*\*
- 3 量の見込みと提供体制の確保方策の基本的な考え方 ..... \*\*
- 4 教育保育の量の見込みと提供体制の確保方策 ..... \*\*
- 5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策 ..... \*\*
- 6 教育保育の一体的提供及び推進体制の確保 ..... \*\*

## 第7章 市立就学前教育保育施設のあり方 ..... \*\*

- 1 市立幼保連携型認定こども園の整備 ..... \*\*
- 2 現在の状況 ..... \*\*
- 3 現在の課題 ..... \*\*
- 4 今後の方針と事業計画 ..... \*\*

## 第8章 計画の推進体制 ..... \*\*

- 1 \*\*\*\*\* ..... \*\*
- 2 \*\*\*\*\* ..... \*\*
- 3 \*\*\*\*\* ..... \*\*

## 参考資料 ..... \*\*

- 1 \*\*\*\*\* ..... \*\*
- 2 \*\*\*\*\* ..... \*\*
- 3 \*\*\*\*\* ..... \*\*
- 4 \*\*\*\*\* ..... \*\*
- 5 \*\*\*\*\* ..... \*\*



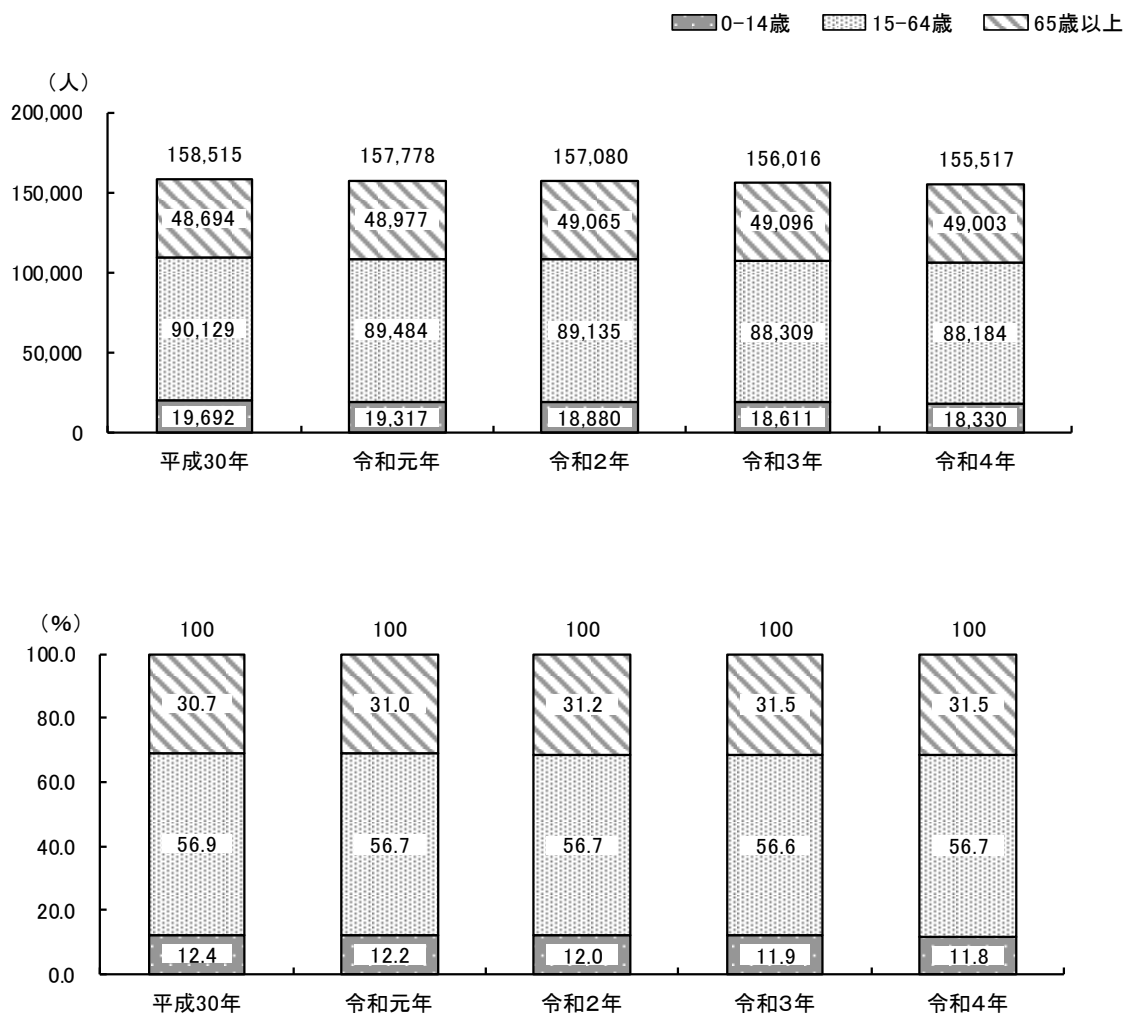
## 第2章 子ども・若者を取り巻く 現状

# I 人口と世帯の状況

## I. 人口の推移

### ① 総人口に占める年齢別の推移

総人口は減少傾向にあり、令和4年は155,517人となっています。0～14歳の年少人口及び15～64歳の生産年齢人口は減少、65歳以上の老年人口は増加傾向にあります。令和4年の高齢化率（65歳以上の人口の全人口に占める比率）は31.5%となっています。



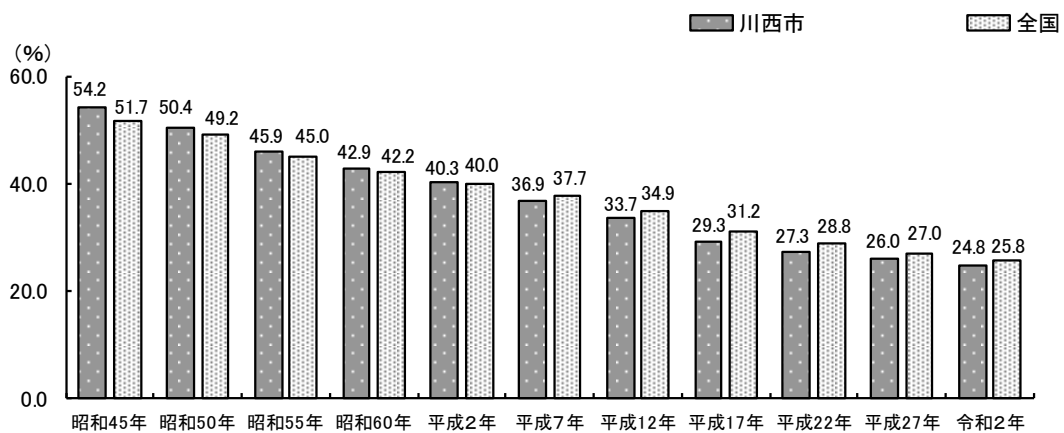
出典：川西市住民基本台帳（各年3月末時点）

② 子ども・若者の人口

国勢調査によると、全国の0～29歳の子ども・若者の総人口に占める割合は、平成2年には40%でしたが、その後も減少を続け、令和2年に25.8%まで減少しています。川西市の同期間の割合も、40.3%から24.8%へと減少し、同じ傾向が見られます【図1】。

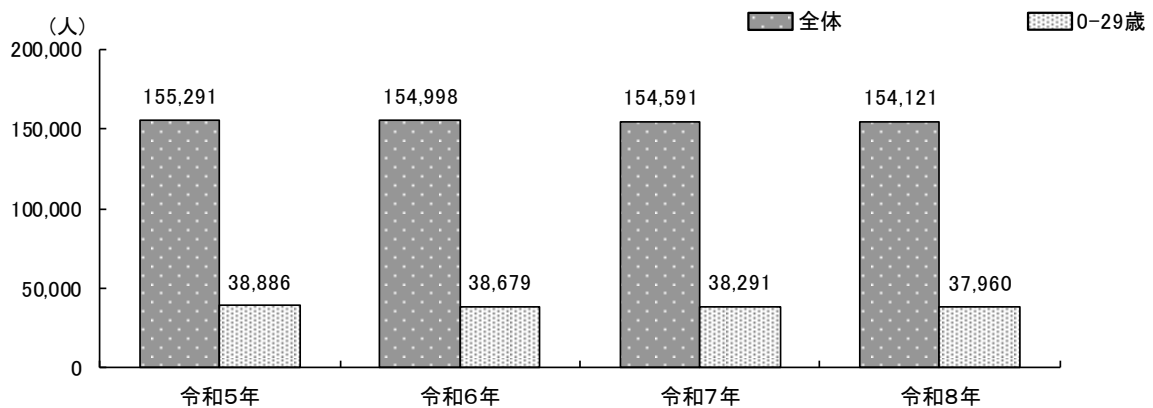
また、川西市の人口推計では、令和8年度には24.6%となることが予測されています【図2】。

<総人口に占める 29 歳以下の割合【図 1】>



出典：国勢調査

<川西市の将来推計における人口推移【図 2】>

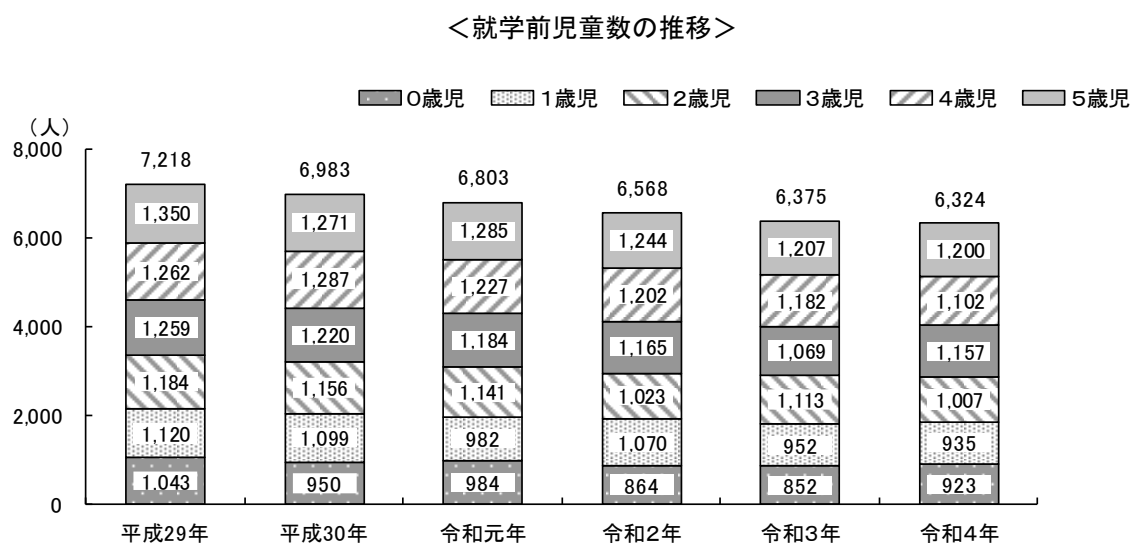


出典：市独自推計

※人口推計の考え方…川西市住民基本台帳（各年3月末時点）に基づき、中学校区ごとの人口をコーホート変化率法で算出し、積み上げた数値をもとに推計。

### ③ 就学前児童数の推移

就学前児童数は減少傾向にあり、令和4年度は6,324人となっています。

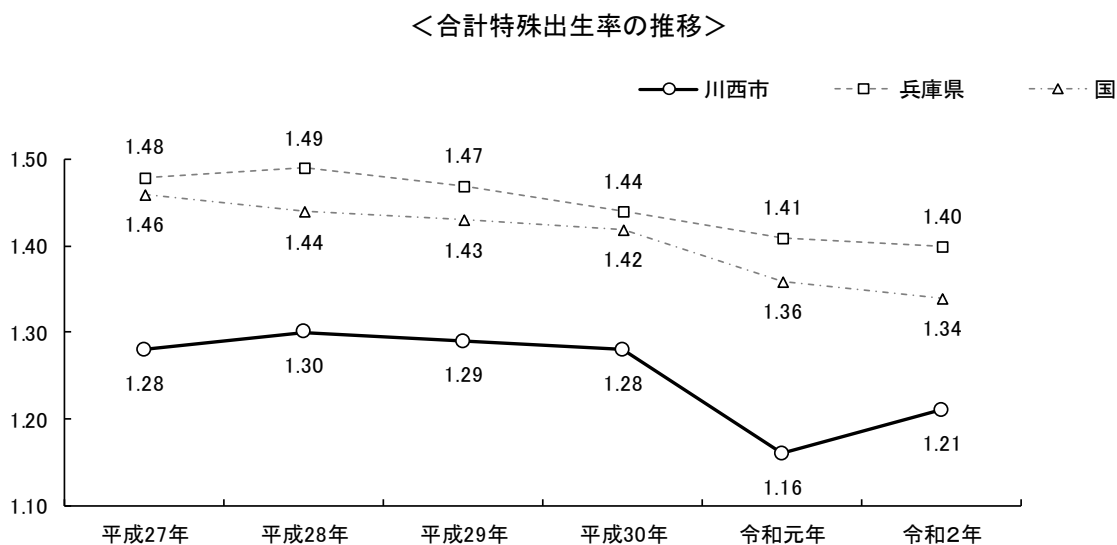


出典：川西市住民基本台帳（各年3月末現在）

## 2. 出生の動向

川西市の合計特殊出生率は、平成27年から平成30年にかけて横ばいでしたが、令和元年は1.16と減少し、令和2年には1.21とやや増加しています。

各年とも国・県を下回っており、令和2年はそれぞれ0.13ポイント、0.19ポイント低くなっています。



10月末令和3年数値反映予定

出典：人口動態統計

### 3.世帯の状況

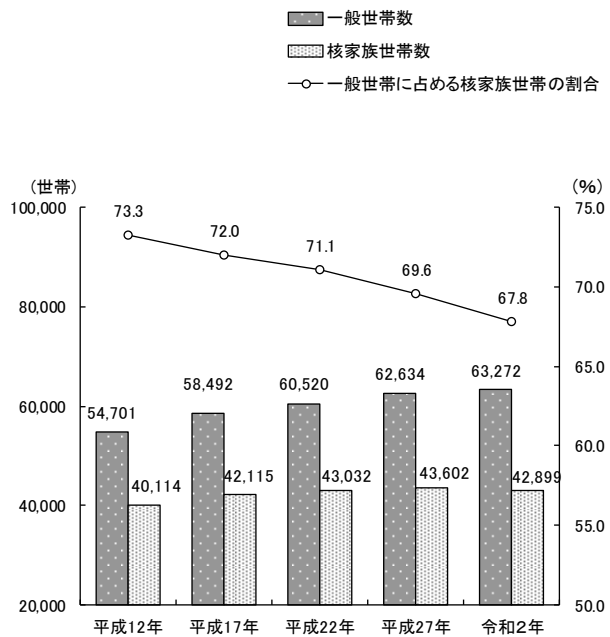
#### ① 一般世帯の推移

一般世帯数は、平成12年から令和2年にかけて8,571世帯増加し、令和2年は63,272世帯となっています。

一方、核家族世帯数は平成12年から令和2年にかけてほぼ横ばいであり、令和2年は42,899世帯となっています。

また、一般世帯に占める核家族世帯の割合は、平成12年から令和2年にかけて減少しています。

#### <一般世帯の推移>

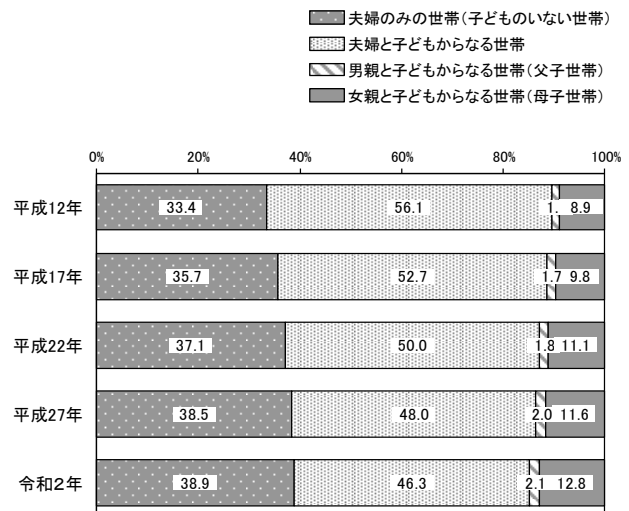


出典：国勢調査

#### ② 核家族世帯の内訳推移

夫婦のみの世帯、男親と子どもからなる世帯、女親と子どもからなる世帯の割合は増加しており、夫婦と子どもからなる世帯の割合は減少しています。

#### <核家族世帯の内訳推移>



出典：国勢調査

#### ●核家族世帯

「一般世帯」のうち、「親族のみの世帯」に分類され「夫婦のみの世帯」、「夫婦と子どもからなる世帯」、「ひとり親世帯」のいずれかに該当する世帯のこと。なお、「親族のみの世帯」に分類されるものには「核家族以外の世帯」があるほか、「一般世帯」には「親族のみの世帯」以外に、「非親族を含む世帯」と「単独世帯」がある。

#### 4. 自然動態及び社会動態

出生数と死亡数の差による自然動態は、平成26年以降「自然減」（出生数が死亡数を下回る状態）となっており、令和2年は852人の減少となっています。

転入者数と転出者数の差による社会動態は、平成26年から令和2年にかけて増加と減少を繰り返し、令和2年は376人の「社会減」（転入者数が転出者数を下回る状態）となっています。

自然動態と社会動態を合わせた人口動態は、平成26年以降「人口減」の状態が続いており、令和2年は1,228人の減少となっています。

##### ① 自然動態及び社会動態の推移

＜自然動態及び社会動態の推移＞

(人)

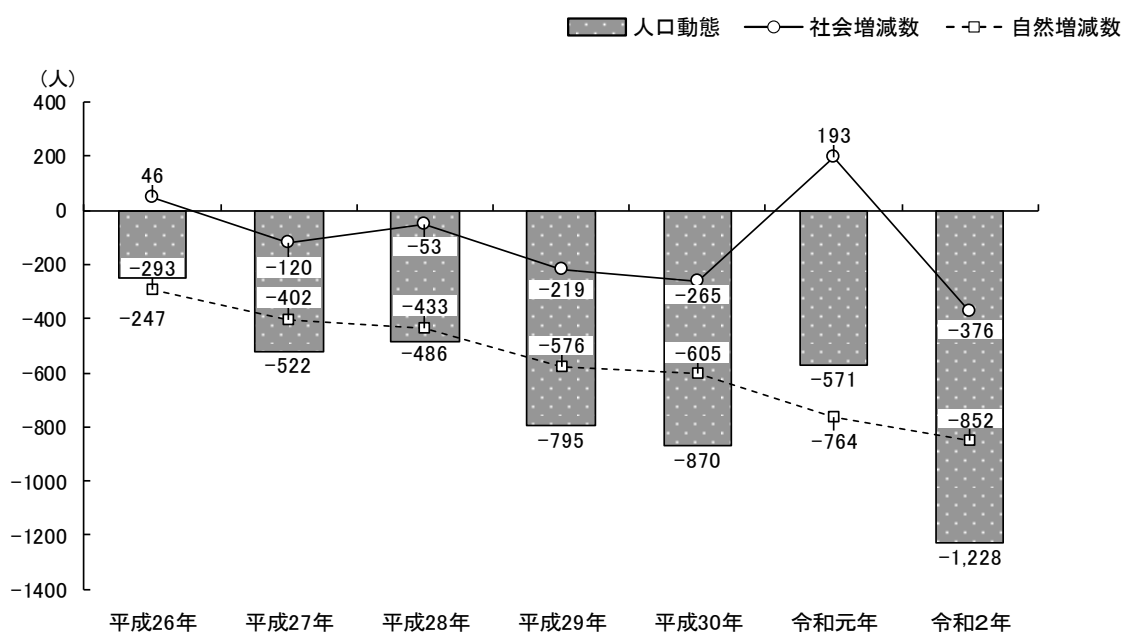
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
出生数	1,102	1,086	1,048	1,010	979	851	892
死亡数	1,395	1,488	1,481	1,586	1,584	1,615	1,744
転入者数	5,792	5,668	5,552	5,329	5,374	5,782	5,124
転出者数	5,746	5,788	5,605	5,548	5,639	5,589	5,500

10月末令和3年数値反映予定

出典：川西市統計要覧

##### ② 人口動態の推移

＜人口動態の推移＞



10月末令和3年数値反映予定

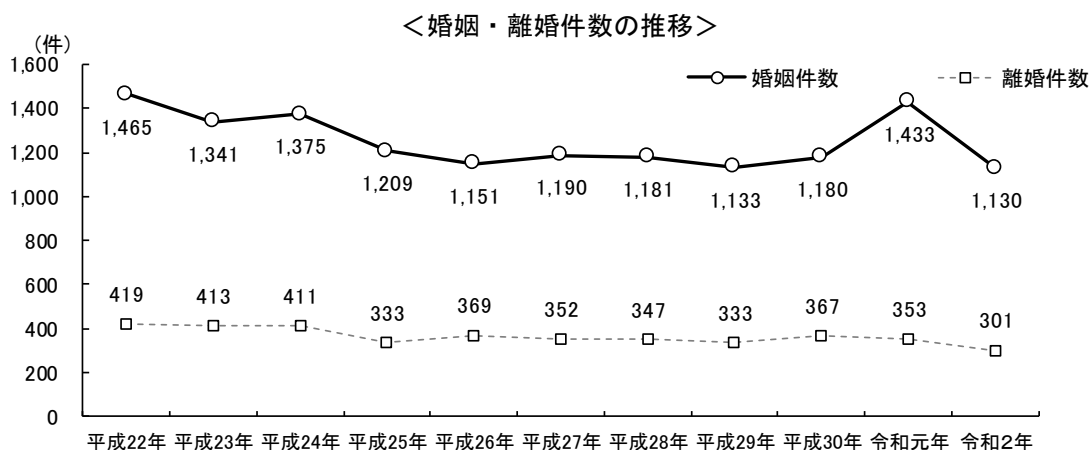
出典：川西市統計要覧

## 5. 婚姻・離婚の状況

### ① 婚姻・離婚件数の推移

婚姻件数は、平成26年以降は1,100件台で推移しており、令和元年に一時1,433件に増加しましたが、令和2年には再び1,130件と1,100件台になっています。

離婚件数は、平成25年以降300件台で推移しており、令和2年は301件となっています。



10月末令和3年数値反映予定

出典：川西市統計要覧

### ② 未婚率の推移

川西市の20～39歳の未婚率は、男女ともに20～24歳、女性の25～29歳で増加傾向にあり、男性の35～39歳では、平成17年から令和2年にかけて4.5%増加しています。国、県と比較すると、同水準で推移しています。

＜未婚率の推移＞ (％)

		20～24歳		25～29歳		30～34歳		35～39歳	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
平成17年	全国	93.5	88.7	71.4	59.1	47.1	32.0	31.2	18.7
	兵庫県	93.6	90.0	70.0	59.7	43.2	31.1	27.1	18.5
	川西市	95.0	92.5	73.1	65.0	43.1	32.9	25.9	20.0
平成22年	全国	94.0	89.6	71.8	60.3	47.3	34.5	35.6	23.1
	兵庫県	93.7	90.4	70.6	61.6	44.7	35.0	32.3	22.8
	川西市	95.5	92.3	72.6	66.2	45.4	36.6	31.1	22.5
平成27年	全国	95.0	91.4	72.7	61.3	47.1	34.6	35.0	23.9
	兵庫県	95.0	92.3	72.1	62.7	45.2	35.9	33.1	24.8
	川西市	96.3	94.4	74.0	65.8	43.9	35.6	31.1	24.0
令和2年	全国	95.2	92.3	72.7	62.3	47.1	35.1	34.3	23.5
	兵庫県	95.1	93.0	71.1	62.6	44.2	34.6	32.0	23.6
	川西市	97.2	95.8	72.8	68.7	43.3	34.7	30.4	23.8

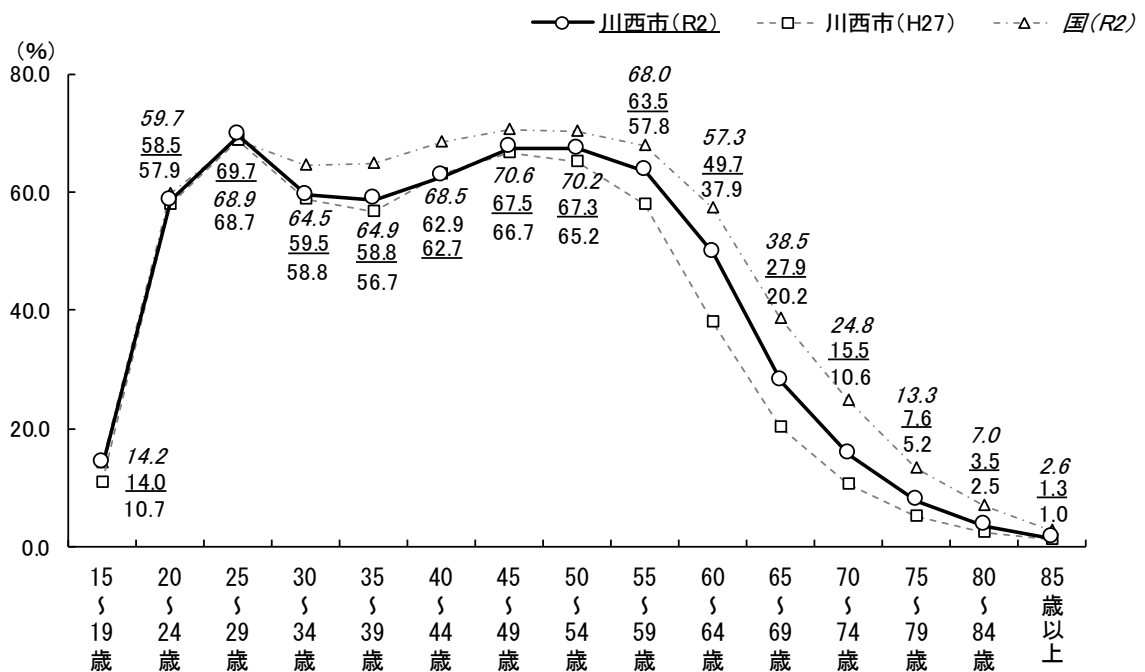
出典：国勢調査

## 2 就業の状況

### 1. 女性の年齢別就業率の状況

令和2年の川西市の女性の年齢別就業率は、平成27年と比較すると、40～44歳を除くすべての年齢区分で上回っていますが、国と比較すると、25～29歳を除くすべての年齢区分で下回っています。

＜女性の年齢別就業率の状況＞

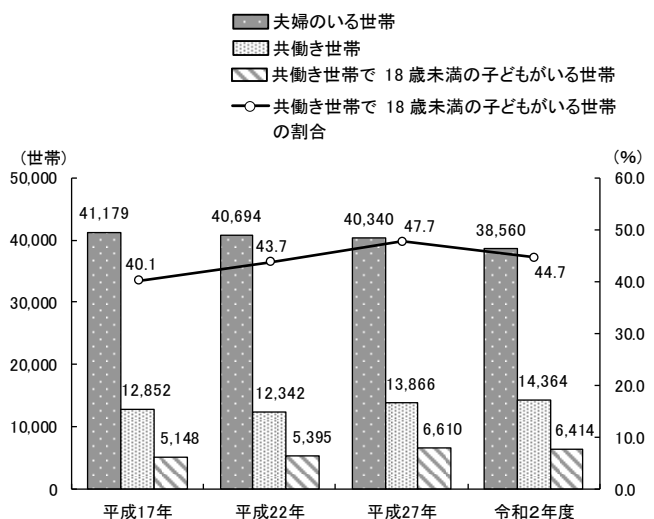


出典：国勢調査

### 2. 共働き世帯の推移

共働き世帯に占める18歳未満の子どもがいる世帯の割合は、ほぼ横ばいで推移しており、令和2年は44.7%となっています。

＜共働き世帯の推移＞



出典：国勢調査



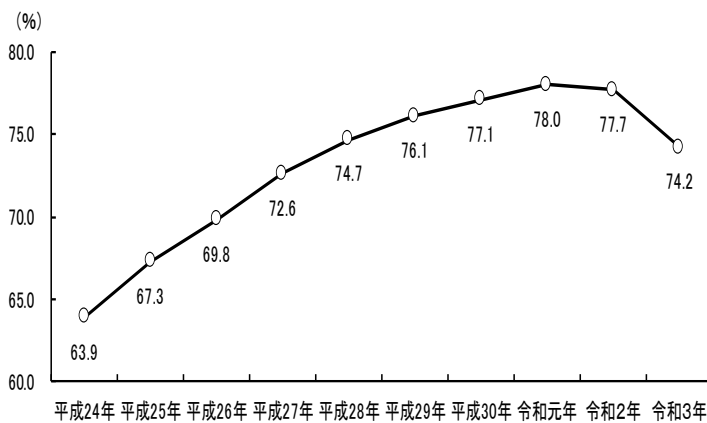
### 3. 若者の就職・離職状況など

文部科学省「学校基本調査」によると、大学の卒業者の就職率は令和元年には78%となりましたが、令和3年には74.2%へ減少しています。減少の背景には、新型コロナウイルス感染症による影響があると考えられます【図1】。

また、大学を卒業して就職した人のうち31.2%が就職後3年以内に離職するなど、雇用のミスマッチが生まれており、就労を継続することへの支援や離職後の支援が課題となっています【図2】。

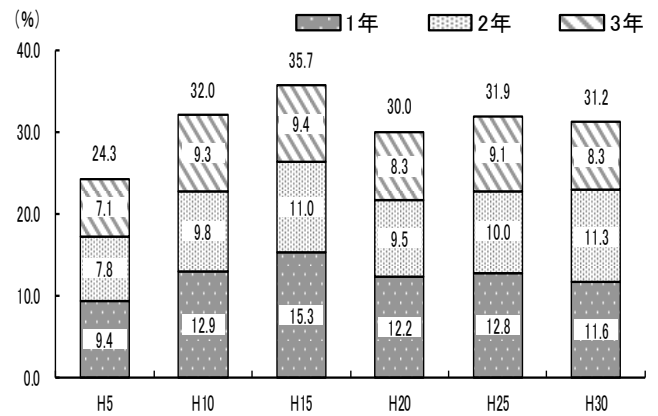
高校生で就きたい職業が「はっきりとある」「ぼんやりとある」と回答した人の割合は横ばいとなっています。また、就きたい職業がない理由としては「自分のやりたいことが分からない」、「どんな職業があるのか分からない」、「職業について真剣に考えたことがない」などの割合が増加しています【図3】【図4】。

<大学（学部）卒業者の就職者割合（3月）【図1】>



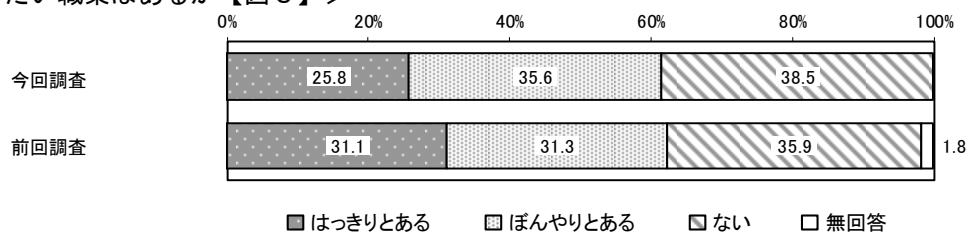
出典：文部科学省「学校基本調査」

<新卒大卒者の在職期間別の離職率【図2】>

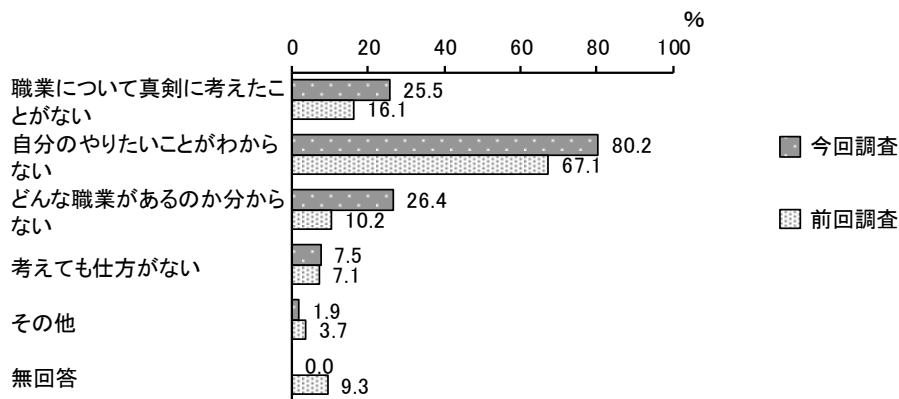


出典：厚生労働省「新規学校卒業者の就業状況調査」

<【高校生】就きたい職業はあるか【図3】>



<【高校生】就きたい職業がない理由（図3で「ない」と答えた人）（複数回答）【図4】>



出典：令和4年度「川西市子ども・若者実態調査結果報告書」

### 3 教育保育施設（保育所・幼稚園・認定こども園）等の状況

#### 1. 保育施設の状況（毎年4月1日時点）

##### ① 保育施設定員（2・3号認定定員）の推移

民間保育施設の誘致や既存施設の増改築等により、平成29年から令和4年にかけて、認可施設で336人、認可外保育施設（企業主導型保育事業所・地域保育園）を含めると、687人定員が増加しています。なかでも、新制度の活用により、認定こども園の定員は470人増加し、それに伴い認可保育所の定員は210人減少しています。また、小規模保育事業所では平成29年以降76人の定員増となっています。

(人)

		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
認可	認可保育所	1,350	1,310	1,130	1,220	1,220	1,140
	認定こども園	537	597	820	880	927	1,007
	小規模保育事業所	57	114	133	133	133	133
	小計	1,944	2,021	2,083	2,233	2,280	2,280
認可外	企業主導型保育事業所	0	152	197	347	359	371
	地域保育園	86	66	66	66	66	66
	小計	86	218	263	413	425	437
合計		2,030	2,239	2,346	2,646	2,705	2,717

出典：入園所相談課

##### ② 保育施設の利用状況（認可・市内）

0～5歳のすべての年齢において保育施設の利用者数は増加し、平成29年から令和4年にかけて272人増加しています。

(人)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
0歳	149	150	162	134	128	158
1～2歳	764	797	834	826	818	840
3～5歳	1,175	1,189	1,234	1,339	1,303	1,362
計	2,088	2,136	2,230	2,299	2,249	2,360

出典：入園所相談課

## ③ 待機児童数の推移

待機児童数（国基準）は年々減少し、令和4年時点で0人となっています。

(人)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
待機児童数（国基準）	39	36	29	17	16	0

出典：入園所相談課

## 2. 教育施設の状況（毎年5月1日時点）

## ① 教育施設定員（1号認定利用定員）の推移

平成29年から令和4年にかけて、122人の定員が減少しています。

(人)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
市立幼稚園・認定こども園	760	760	700	710	710	710
私立認定こども園	618	618	615	615	546	546
私立幼稚園	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540
計	2,918	2,918	2,855	2,865	2,796	2,796

出典：入園所相談課

## ② 教育施設の利用状況

平成29年から令和4年にかけて、505人の利用者が減少しています。

(人)

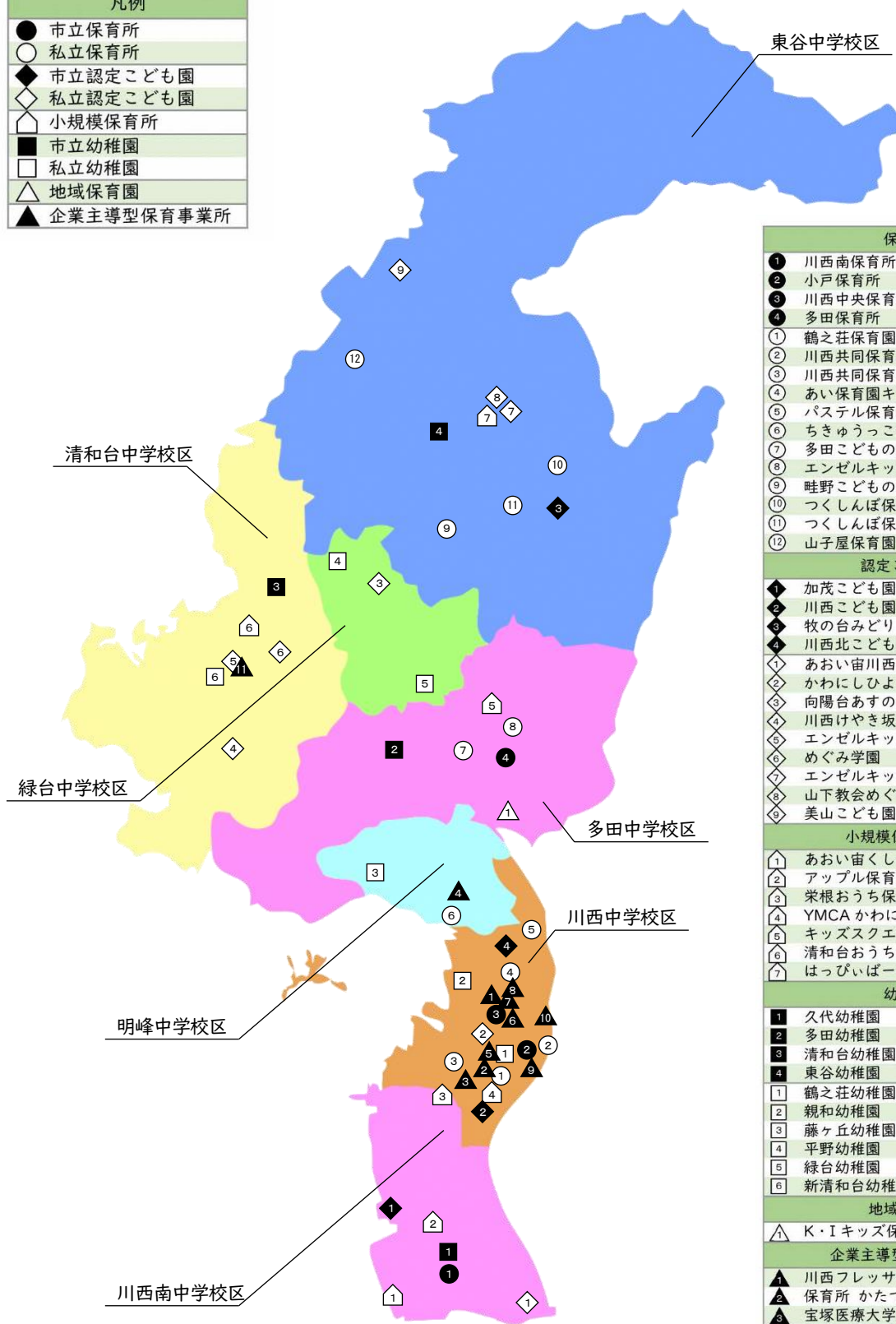
	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
市立幼稚園・認定こども園	472	490	459	412	381	370
私立認定こども園	425	368	283	243	240	225
私立幼稚園	1,187	1,203	1,171	1,092	1,040	984
計	2,084	2,061	1,913	1,747	1,661	1,579

出典：入園所相談課

※私立幼稚園は、市外在住者を含みます。

### 3. 幼稚園・認可保育所・認定こども園等の配置状況（令和4年4月時点）

凡例	
●	市立保育所
○	私立保育所
◆	市立認定こども園
◇	私立認定こども園
◇	小規模保育所
■	市立幼稚園
□	私立幼稚園
△	地域保育園
▲	企業主導型保育事業所



保育所	
1	川西南保育所
2	小戸保育所
3	川西中央保育所
4	多田保育所
1	鶴之荘保育園
2	川西共同保育園
3	川西共同保育園栄町分園
4	あい保育園キセラ川西
5	パステル保育園
6	ちきゅうっこ保育園
7	多田こどもの森保育園
8	エンゼルキッズ多田
9	畦野こどもの里保育園
10	つくしんぼ保育所
11	つくしんぼ保育所畦野駅前分園
12	山子屋保育園
認定こども園	
1	加茂こども園
2	川西こども園
3	牧の台みどりこども園
4	川西北こども園
◇	あおい宙川西
◇	かわにしひよし
◇	向陽台あすのこども園
◇	川西けやき坂保育園
◇	エンゼルキッズ清和台
◇	めぐみ学園
◇	エンゼルキッズ山下
◇	山下教会めぐみ園
◇	美山こども園
小規模保育事業所	
1	あおい宙くしろ
2	アップル保育園久代
3	栄根おうち保育園
4	YMCAかわにし保育園
5	キッズスクエア ウッディトーマス
6	清和台おうち保育園
7	はっぴいばーす
幼稚園	
1	久代幼稚園
2	多田幼稚園
3	清和台幼稚園
4	東谷幼稚園
1	鶴之荘幼稚園
2	親和幼稚園
3	藤ヶ丘幼稚園
4	平野幼稚園
5	緑台幼稚園
6	新清和台幼稚園
地域保育園	
△	K・Iキッズ保育園
企業主導型保育事業所	
▲	川西フレッサ保育園
▲	保育所 かつむりランド
▲	宝塚医療大学附属保育園
▲	アマナ保育園
▲	ハートフルキッズかわにし
▲	ちびっこ保育園キセラ
▲	えんじえるういっしゅ保育園
▲	H2O (エイ・ツー・オー) 保育園川西
▲	YPC 保育園 小戸
▲	あいぐらん保育園川西美園町
▲	エンゼルキッズ清和台

○中学校区別教育保育利用定員数（令和4年4月1日時点）

（人）

区域	施設	1号認定	2号認定	3号認定		2・3号計
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	
川西南	認可保育所	-	47	0	33	80
	幼保連携型認定こども園	185	108	15	55	178
	小規模保育事業	-	-	9	29	38
	市立幼稚園	90	-	-	-	-
	認可計（1号除く）	-	155	24	117	296
	合計	275	155	24	117	296
川西	認可保育所	-	257	51	172	480
	幼保連携型認定こども園	180	158	27	95	280
	小規模保育事業	-	-	12	26	38
	企業主導型保育事業	-	144	55	148	347
	私立幼稚園	440	-	-	-	-
	認可計（1号除く）	-	415	90	293	798
	合計	620	559	145	441	1145
明峰	認可保育所	-	61	15	44	120
	企業主導型保育事業	-	0	2	10	12
	私立幼稚園	200	-	-	-	-
	認可計（1号除く）	-	61	15	44	120
	合計	200	61	17	54	132
多田	認可保育所	-	132	18	110	260
	小規模保育事業	-	-	3	16	19
	地域保育園	-	41	0	25	66
	市立幼稚園	60	-	-	-	-
	認可計（1号除く）	-	132	21	126	279
	合計	60	173	21	151	345
緑台	幼保連携型認定こども園	27	54	6	30	90
	私立幼稚園	600	-	-	-	-
	認可計（1号除く）	-	54	6	30	90
	合計	627	54	6	30	90
清和台	幼保連携型認定こども園	278	122	15	93	230
	小規模保育事業	-	-	6	13	19
	企業主導型保育事業	-	0	3	9	12
	市立幼稚園	60	-	-	-	-
	私立幼稚園	300	-	-	-	-
	認可計（1号除く）	-	122	21	106	249
	合計	638	122	24	115	261
東谷	認可保育所	-	118	18	64	200
	保育所型認定こども園	66	24	5	10	39
	幼保連携型認定こども園	220	101	15	74	190
	小規模保育事業	-	-	3	16	19
	市立幼稚園	90	-	-	-	-
	認可計（1号除く）	-	243	41	164	448
	合計	376	243	41	164	448
全域	認可保育所	-	615	102	423	1,140
	保育所型認定こども園	66	24	5	10	39
	幼保連携型認定こども園	890	543	78	347	968
	小規模保育事業	-	-	33	100	133
	企業主導型保育事業	-	144	60	167	371
	地域保育園	-	41	-	25	66
	市立幼稚園	300	-	-	-	-
	私立幼稚園	1,540	-	-	-	-
	認可計（1号除く）	-	1,182	218	880	2,280
	合計	2,796	1,367	278	1,072	2,717

出典：入園所相談課

## 第3章 計画の考え方

## 1 基本理念

「子ども・子育て計画」と「子ども・若者育成支援計画」との一体化を行うにあたり、両計画の基本理念を共に掲げ、もって本計画の基本理念としています。

**すべての子どもたちに人生最高のスタートを**  
～子どもたちの成長を支えあえるまちづくり～  
(第2期子ども・子育て計画の基本理念)

**子ども・若者の自立をみんなで応援**  
**希望が持てる未来を**  
(旧 子ども・若者育成支援計画の基本理念)

(基本理念の考え方)

一人ひとりの子どもを真ん中において、家庭や地域、行政や関係団体等が相互に協力しながら、すべての子どもたちが、一人ひとりの個性や特性に応じて、「人生最高のスタート」を切ることができる社会の実現をめざすとともに、それぞれのライフステージに応じて、成長や自己実現ができるよう、施策を推進していきます。

また、青年期以降も、それぞれの夢や希望が叶うよう、若者が自己の能力を生かすことにより自立し、活躍できる「希望が持てる未来」の実現に向け、取り組みを進めていきます。

この基本理念の実現をめざし、子ども・若者に関する現状・課題を整理し、施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、関係者が主体的に連携・協力し、支援の輪を広げることで、妊娠期から就学前、就学後、若者まで切れ目のない支援体制を構築し、川西市の子ども・若者施策のより一層の充実を図っていきます。

## 2 基本目標

### 1. 親と子のいのちと健康を守る

妊娠・出産・子育てを安心してできるよう、適切な医療が提供できる出産環境を確保し、子どもと保護者の心身の健康を第一に考え、乳幼児期から思春期までの子どもの健やかな発育、発達を支えるための切れ目のない支援体制の充実をめざします。

### 2. 子どもに応じた教育保育を提供する

子どもたちの健やかな成長のため、すべての子どもたちに対して、一人ひとりに応じた教育保育を提供できるよう、私立就学前教育保育施設と連携して、教育保育を行います。また、ソフト面では、引き続き待機児童0（国基準）を継続するとともに、国基準外の待機児童<sup>※</sup>への対応を進めるほか、ハード面では、教育施設等の適正な施設配置へ向け、施策を推進します。各施設においては、教職員が能力の向上を図り、相互理解を深めることにより、それぞれの施設における教育保育を充実させるだけでなく、小学校生活への円滑な接続をめざし連携を強化します。

また、それぞれのニーズに応じた保育サービスや相談・交流事業等を実施し、それらのサービスを円滑に利用できるよう、それぞれの窓口や各種媒体を通じて適切な情報提供を行います。

さらに、就学後においても、子どもたちが放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができるよう、「新・放課後子ども総合プラン」の取り組みを推進します。

※国基準外の待機児童…保育施設（保育所・認定こども園等）に入所申請をしており、入所条件を満たしているにも関わらず入所ができない状態にある児童のことを待機児童といいます。ただし、以下の4項目に当てはまる場合は、国基準の待機児童に該当しません。

本市の国基準外の待機児童は、約60人存在しています。（令和4年4月）

【国の基準から除外される4項目】

- ①特定の保育施設のみ希望している者、②求職活動を休止している者、
- ③育児休業中の者、④地方単独保育施策を利用している者

### 3. 子どもたちを社会全体で健やかに育む

地域において、子どもたちの体験の場を充実させ、保護者の交流の機会を創出するほか、子どもたちが安全で安心に過ごせる場の確保に努めます。また、家庭における子育てと仕事の両立をめざし、ワーク・ライフ・バランスに向けた施策を推進します。

### 4. 子どもの権利と安全を守る

子どもの人権を尊重する社会づくりを進めるため、子どもの人権についての啓発や相談・支援体制を充実させます。



また、事件・事故、自然災害、児童虐待等によって子どもたちが身体やいのちの危険にさらされないよう、関係機関が連携を図りながら、安全を守る取り組みを進めます。

## 5. すべての子ども・若者の健やかな成長と自立を支援する

子ども・若者が自らの道を歩む力が身に付くよう、教育環境を充実させるほか、体験学習や他者との交流の場を設けます。また、社会において、自らの能力を発揮できるよう、就業への支援を行うほか、情報教育や生活安全活動を行うことにより、安全安心な生活環境の維持に努めます。

さらに、子ども・若者が健全に育つ環境を整備し、子ども・若者の成長を支える担い手を養成することに加え、文化・スポーツを通じた交流や新たな発想への支援を行います。

## 6. 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者とその家族を支援する

ひきこもりや若者無業者、不登校など、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者に対し相談体制や支援ネットワークに関する情報発信を行うほか、こども食堂はじめとする居場所を整備することにより、社会参加へと向けた支援を行うことに加え、経済的な貧困という課題を抱える子ども・若者に対する支援を進めます。

さらに、ヤングケアラーの潜在化防止や負担軽減を図るよう、介護・医療・障がい・教育分野の関係機関が連携し、啓発や相談体制構築を行います。

## <基本理念>

すべての子どもたちに人生最高のスタートを

～子どもたちの成長を支えあえるまちづくり～

子ども・若者の自立をみんなで応援 希望が持てる未来を

### 第4章 子ども・子育て施策の展開

基本目標1 親と子のいのちと健康を守る

基本目標2 子どもに応じた教育・保育を提供する

基本目標3 子どもたちを社会全体で健やかに育む

基本目標4 子どもの権利と安全を守る

### 第5章 若者育成支援施策の展開

基本目標5 すべての子ども・若者の健やかな成長と自立を支援する

基本目標6 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者とその家族を支援する

### 第6章 事業計画

量の見込みと提供体制の確保

(教育保育、地域子ども・子育て支援事業)

### 第7章 市立就学前教育保育施設のあり方

## 第4章 子ども・子育て施策の展開

## 重点施策掲載

調整中

本計画期間中、新規・拡充し取り組む主な施策は下記のとおりです。

国勢調査によると、平成27年から令和2年にかけて、川西市の女性就業率は38.7%から40.2%と増加傾向であり、今後も女性の就業率は増加することが想定され、それに伴い保育や留守家庭児童育成クラブのニーズの増加が見込まれます。令和4年4月に、長年の課題であった待機児童（国基準）は解消されましたが、留守家庭児童育成クラブについては依然として待機児童が生じている状況です。

今後、留守家庭児童育成クラブの待機児童の解消と、引き続き保育所等の待機児童0（国基準）を継続するとともに、基準外の待機児童への対応に取り組む必要があります。

### 新規・拡充施策1 留守家庭児童育成クラブの待機児童対策

共働き家庭等のいわゆる「小1の壁」※・待機児童の解消をめざし、留守家庭児童育成クラブの環境整備や人材の確保及び育成等を図ります。

#### 重点取組

- 留守家庭児童育成クラブの新規開設【新規】
- 留守家庭児童育成クラブの開所日の拡充【新規】
- 留守家庭児童育成クラブの夏季休業中のみの受け入れ
- 留守家庭児童育成クラブ職員の確保・育成

※小1の壁…共働き世帯等において、保育所等に比べ放課後児童育成健全事業の終了時間が早いことや保護者会・授業参観等のため、子どもの小学校入学を機に、仕事と育児の両立が困難になること

調整中

### 新規・拡充施策2 待機児童0（国基準）後の対応

女性の就業率の上昇に伴う教育保育ニーズの変化に対応するため、子どもたちの年齢や地域ニーズに対応した施設の整備・再編を進めます。また、認可定員超過受入の見直しや年度途中の待機児

童、希望園に入園できていない家庭に対する国基準外の待機児童の解消に向けた取り組みを行います。

調整中

重点取組

- 私立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行支援等の実施【新規】
- 市立認定こども園の定員変更（1号・2号認定）【新規】
- 市立認定こども園・保育所における定員内受入の推進（2・3号認定）【新規】

### 新規・拡充施策3 教育保育の質の向上に向けた取組

市立認定こども園において、就学前教育保育に関し、研究・実践を進め、その成果を地域の私立就学前教育保育施設と共有するなど、就学前教育保育に関する質の向上などに関する地域の拠点施設化を進めます。

調整中

重点取組

- 就学前教育保育に関する研究・実践の実施【拡充】
- 市立認定こども園の拠点施設化の推進【新規】

## 基本目標Ⅰ 親と子のいのちと健康を守る

川西市子育て支援に関するアンケート調査結果報告書（平成30年度）によると、子どもの病気や発育・発達について不安を抱える保護者が多い傾向にあります。

そのため、適切な医療の提供や各種制度の通知、医療体制に関する情報提供に加え、発達に関するサポートが必要なケース等においては、保健センターやこども・若者ステーションを中心に関係機関との連携を図りつつ、切れ目のない支援を行う必要があります。

### （Ⅰ）親と子のいのちと健康を守る

#### ① 母子保健サービスの提供

妊娠・出産期から就学に至るまで、各種相談や訪問指導等を通して母子とその家族を支援し、適切な保健・医療サービスが提供できるよう、その環境整備に努めます。

No.	取り組み	実施内容	対象	担当所管
1	母子健康手帳の交付	妊娠・出産・親になることに主体的に取り組めるよう母子健康手帳を交付し支援する。また、マタニティマークの普及・啓発を行う。	妊娠期 出産	保健センター・予防歯科センター
2	妊婦健康診査費の助成	妊婦健康診査費用の一部を助成する。	妊娠期 出産	保健センター・予防歯科センター
3	妊婦歯科健診	妊娠期間中に1回、市内歯科医師会会員診療所で無料の歯科健診を実施する。	妊娠期 出産	保健センター・予防歯科センター
4	妊婦への面接指導	妊娠届出や妊婦健康診査費助成申請時等に相談、保健指導を行う。また、支援を要する妊婦や家庭を早期に把握し、必要時には関係所管と連携し、妊娠期からの支援を行う。	妊娠期 出産	保健センター・予防歯科センター
5	妊娠中の学習会	出産の準備、沐浴実習、歯周病予防等の学習会を実施する。妊娠期からの仲間づくりにつなげ、子育て期の孤立や育児不安の軽減を図る。また、父親の育児や家事への参加意欲の向上に努める。	妊娠期	保健センター・予防歯科センター
6	支援を要する母子への保健指導	妊娠から出産・育児について、養育上の支援を要する家庭を早期に把握し、適切なフォローに努める。	妊娠期 出産	保健センター・予防歯科センター

No.	取り組み	実施内容	対象	担当所管
7	妊婦・新生児等への訪問指導	妊婦の要望に応じて、出産に関する相談や保健指導を家庭に訪問して行う。また、新生児・母親の心身の健康管理・保持増進のため、希望する方や必要な方へ家庭訪問を行い、産後の生活や育児に関し必要な保健指導を行う。	妊娠期 乳幼児期	保健センター・予防歯科センター
8	乳幼児健康診査	乳幼児の健康の維持増進のため、疾病または異常の早期発見に努めるとともに、身体的発育及び精神的発達ならびに社会適応に関する指導や相談を行い、支援する。 (4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査)	乳幼児期	保健センター・予防歯科センター
9	乳幼児健康診査未受診児への訪問	各種乳幼児健康診査未受診児に対して訪問を実施する。また、3歳児健康診査未受診児については、地域の主任児童委員の訪問協力も得て実施する。訪問しても会えないなど必要時には、関係機関とも連携し状況把握に努める。	乳幼児期	保健センター・予防歯科センター
10	未熟児養育医療制度	未熟児養育医療制度に基づき、医療費等を給付する。	乳幼児期	保健センター・予防歯科センター
11	幼児精神精密健康診査	医師等による発達相談、助言により、幼児の健全な発達を促し、必要に応じて、療育機関等を紹介する。	乳幼児期	保健センター・予防歯科センター
12	就学までの継続支援	3歳児健康診査の終了後においても、5歳児発達相談事業等で、関係機関や関係所管と連携しながら、相談体制や相談内容の充実に努め、子どもの成長に応じた支援を行う。	乳幼児期	保健センター・予防歯科センター
13	もぐもぐ離乳食教室	離乳食指導や試食、歯科健康教育により、乳幼児の食べる力を育てるための支援をする。	乳幼児期	保健センター・予防歯科センター
14	2歳児のびのび教室	育児や栄養の情報提供、歯科チェックの実施により、子どもの健やかな成長をめざす。	乳幼児期	保健センター・予防歯科センター
15	2次救急医療の確保	「2次救急医療」については、市内及び阪神北圏域での病院群輪番制を維持し連携を継続する。	妊娠期 出産 乳幼児期	保健・医療政策課
16	定期予防接種の推進	国における定期予防接種化等の制度変更適切に対応するため、接種機関の確保等の体制づくりとともに、市民への周知を図る。	乳幼児期	保健センター・予防歯科センター

No.	取り組み	実施内容	対象	担当所管
17	助産施設入所委託	保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により入院し助産を受けることができない場合、助産施設において助産を受けさせる。	妊娠期 出産	こども若者 相談センター
18	かかりつけ医等の普及と定着	市広報誌の活用をはじめ、かかりつけ医等の医療マップの作成、インターネットによる情報発信等、様々なPR媒体による広報活動に努める。	妊娠期 出産 乳幼児期	保健センタ ー・予防歯科 センター
19	阪神北広域こども急病センター	夜間・休日での子どもの初期救急対応として、阪神北広域こども急病センターでの診療や電話による小児救急医療相談の周知を図る。	乳幼児期 学童期 思春期 (15歳以下 中学生まで)	保健センタ ー・予防歯科 センター
20	産科医療の環境整備	妊産婦が安心して安全なお産ができるよう、適切な医療の提供を行う。	妊娠期 出産	保健・医療政 策課課
21	不育症治療支援	不育症についての検査及び治療費の一部を助成する。	妊娠期	保健センタ ー・予防歯科 センター
22	不妊治療ペア検査助成事業	不妊症の検査を受けた夫婦に対し、一般不妊治療のために必要な検査費の一部を助成する。	妊娠期	保健センタ ー・予防歯科 センター
23	プレママ&パパの離乳食教室	妊娠期の父母を対象に、離乳食についての講話のほか、乳児の食べる姿勢や大人の一品料理からの取り分け方を、調理実習を通じて学べる教室を開催する。	妊娠期	保健センタ ー・予防歯科 センター
24	障がい児歯科診療	一般の歯科医院では治療が困難な方の歯科診療、定期歯科健診、指導を行う。	乳幼児期 学童期	保健センタ ー・予防歯科 センター
25	乳幼児歯科健診・歯科保健指導	乳幼児健康診査(1歳6か月、3歳児)のほか、離乳期から就学前まで、歯科健診、歯科保健指導を実施する。年齢に応じて、歯科健診、歯磨き練習、個別指導等を行うことで、口腔の発達にあわせた切れ目のない支援を行い、健全な口腔育成のサポートをする。	乳幼児期	保健センタ ー・予防歯科 センター
26	子育てコーディネーター	産前から産後、子育て期の一貫したサポート体制として、子育てコーディネーターが子育ての相談や情報提供、アドバイスを行う。	妊娠期 出産 乳幼児期 学童期	こども支援課 (こども・若 者ステーショ ン)



## 基本目標 2 子どもに応じた教育保育を提供する

就学前教育保育施設については、民間認可保育所、認定こども園などの整備や各施設における定員を超えた児童の受け入れ等により、待機児童（国基準）0人の目標を達成（令和4年4月1日時点）するなど一定の成果がありましたが、認可保育施設の定員超過受入、年度途中の待機児童発生や希望園所に入園できていない家庭があるなどの課題があります。

留守家庭児童育成クラブについては、新規公設クラブの開所や民間事業者の参入促進、開所時間の拡充や夏季休業期間中のみクラブ開所などを行いましたが、依然として、待機児童の解消に至っていないため、解消に向けた取組みを行う必要があります。

### （1）就学前の教育保育環境の整備

#### ① 就学前教育保育施設の整備

女性の就業率の上昇に伴う教育保育ニーズの増加に対応するため、子どもたちの年齢や地域ニーズに対応した施設の整備・再編を進めます。

No.	取り組み	実施内容	対象	担当所管
1	保育所の整備	保護者の就労等により、保育を必要とする児童が入所する民間認可保育所の整備に対し補助を行う。	乳幼児期	こども支援課
2	認定こども園の整備	保護者の就労状況等にかかわらず、児童に教育保育を提供する認定こども園の普及を図るため、既存施設からの移行を中心として、必要な施設の整備に対し補助を行う。	乳幼児期	こども支援課
3	【新規】 私立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行支援等の実施	私立幼稚園が幼保連携型認定こども園へ移行する際に、円滑な移行ができるよう支援を行う。	乳幼児期	こども支援課 入園所相談課
4	【新規】 市立認定こども園の定員変更 (1号・2号認定)	1号認定の定員に満たない状況であること、2号認定が今後も増加していく見込みであることから、1号・2号の定員変更を行う。	乳幼児期	入園所相談課
5	【新規】 市立認定こども園・保育所における定員内受け入れの推進 (2号・3号認定)	各施設にて弾力的な運用により定員を超えた受け入れを行っているため、保育ニーズの動向を考慮しつつ、定員内での受け入れに努める。	乳幼児期	入園所相談課

## ② 市立幼稚園・保育所の耐震・老朽化対策

改修等を通じて、耐震・老朽化対策を進めることにより、各施設の安全・安心確保に努めるほか、教育保育環境の改善を図ります。

No.	取り組み	実施内容	対象	担当所管
1	教育保育施設の安全確保と設備の充実	施設の安全の確保及び保育の環境を改善するために、教育保育施設の改修や備品の充実に努める。	乳幼児期	教育政策課
2	市立幼稚園・保育所の再編	市立幼稚園の入園児童数の減少等の課題へ対応するため、各施設や地域の状況に応じた方策を実施する。	乳幼児期	こども支援課

## ③ 教育保育関係者の確保や研修、連携等の実施

子どもたちが、安全・安心のもとに教育保育を受けられるよう人材の確保に努めるほか、健やかに育ち学べるよう、各種研修や各施設・機関の連携を通じて教育保育関係者の質の向上を図ります。

No.	取り組み	実施内容	対象	担当所管
1	就学前児童の通園（所）施設と小学校の連携推進	小学校との交流活動や情報交流等の連携をより一層推進するとともに、各学校園所において「接続期カリキュラム」の策定を進め、育ちや学びの連続性・一貫性を確かなものとし、就学前児童の通園（所）施設から小学校への円滑な接続を図る。	乳幼児期 学童期	教育保育課
2	教育保育の質の向上に向けた研修等の充実	教育保育に必要な知識と技術を身につけるねらいや目的に応じて体系的な研修を実施し、教育保育の専門性を高める。さらに保育指導専門員による実地研修を継続して実施し、質の向上を図る。また、教育保育の質について定期的・継続的に検討を重ねるため職員及び教育保育施設の自己評価の取り組みを浸透させ、具体的に進める。	乳幼児期	教育保育課

No.	取り組み	実施内容	対象	担当所管
3	教職員研修	県教育委員会主催の研修との関連性に鑑みながら、必要性に応じた研修計画の改善を図り、実習回数も含め、研修内容の精査を行った上で実施する。	乳幼児期	教育保育課
4	保育士確保対策	安定した保育の提供のため、保育士の確保に努める。	乳幼児期	入園所相談課 教育保育職員課
5	保育士等宿舍借り上げ支援事業	保育施設等を運営する法人等による保育士又は保育教諭のための宿舍借り上げを支援することで、保育士等の確保及び定着、離職の防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備して、保育の提供体制の確保につなげる。	乳幼児期	入園所相談課

## (2) さまざまな子育て支援施策の充実

### ① 多様な保育サービスの提供

ライフスタイル多様化が進む中、各家庭のニーズにあった保育を提供できるよう、通常の保育だけでなく、保育所・認定こども園の延長保育や病児・病後児保育、一時保育等の充実を図ります。

No.	取り組み	実施内容	対象	担当所管
1	通常保育	保育を要する児童に対し、養護と教育を行う。	乳幼児期	入園所相談課
2	乳児保育	乳児保育を実施する。	乳幼児期	入園所相談課
3	産休明け乳児保育	市立・民間保育所等において、生後6カ月から産休明け乳児保育（出生後57日から）を実施する。	乳幼児期	入園所相談課
4	低年齢児保育	3歳未満児について、民間保育施設の整備等にあわせ受入枠の拡大を図る。	乳幼児期	入園所相談課
5	延長保育	午後7時もしくは午後8時までの延長保育を実施する。	乳幼児期	入園所相談課
6	休日保育	日曜・祝日等においても保育を必要とする児童を対象に保育を実施する。	乳幼児期	入園所相談課
7	障がい児保育	専門機関や入所選考会議等の所見を踏まえながら障がい児保育を実施する。	乳幼児期	入園所相談課
8	病児・病後児保育	保護者が安心して働けるよう、病気(安定期・回復期)の児童(小学3年生まで)への保育を実施し、子育てと就労の支援をするとともに児童の健全な育成を図る。	乳幼児期	入園所相談課

No.	取り組み	実施内容	対象	担当所管
		実施にあたっては、各施設が連携を図りつつ対応できるよう努める。		
9	一時預かり (一般型)	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、主に昼間一時的に預かり、必要な保護を行う。	乳幼児期	入園所相談課 こども支援課 (こども・若者 ステーション)
10	一時預かり (幼稚園型)	幼稚園・認定こども園の在園児を対象に、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童を預かり、必要な保護を行う。	乳幼児期	入園所相談課
11	認可外保育所の支援	認可外保育所の運営の安定化と保育の質的確保を図るため、助成金を交付するとともに、認可保育所への移行を支援する。	乳幼児期	入園所相談課
12	子育て家庭 ショートステイ	児童を養育している家庭の保護者が、社会的な事由等により養育が一時的に困難になった場合、児童福祉施設において一定期間、養育・保護する。	乳幼児期	こども若者 相談センター
13	ファミリーサポート センターの運営	会員の拡大や相互援助活動の調整に努め、子育てに関する相談、会員に対する講習会、交流会の開催等を猪名川町と共同で実施する。また、地域で取り組む子育て事業との連携を図り、近隣市町との連絡調整に努める。	乳幼児期	こども支援課 (こども・若者 ステーション)
14	民間保育施設の 運営支援	民間保育施設の運営の安定化と、保育の質的確保を図るため、補助金による支援を充実させる。(保育施設での医療的ケア児受入や私立幼稚園への配慮が必要な児童の受入れ支援含む)	乳幼児期	入園所相談課

## ③ 放課後児童対策の充実

共働き家庭等のいわゆる「小1の壁」・待機児童を解消するとともに、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、留守家庭児童育成クラブと放課後子ども教室の計画的な整備・運営を推進することを目的に、平成30年9月に策定された「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、以下の事項に取り組みます。

No.	取り組み	実施内容	対象	担当所管
1	放課後子ども教室	地域の子どもの安全・安心な活動場所を確保するため、放課後や週末等において、学校の余裕教室等を活用し、放課後子ども教室を運営する。運営にあたっては、各地区の放課後子ども教室に対して委託する。	学童期	社会教育課
2	市立留守家庭児童育成クラブ	小学校の余裕教室等を利用し、放課後や土曜日、長期休業中に家庭で保育を受けることのできない小学生児童に対して、家庭的な雰囲気の中で、遊びと生活の場を提供し、児童の健全な育成を支援する。国が示すこれらのクラブの役割を果たす観点から、育成支援内容をホームページや広報誌、入所説明会などで周知する。また、特別な配慮を必要とする児童へは、関係機関が連携・協力し、情報提供を図ることで、支援を強化していく。	学童期	入園所相談課
3	民間留守家庭児童育成クラブ	平成29年度から民間の留守家庭児童育成クラブが開設されており、今後も民間参入を促進するほか、安定的な運営を支援し、児童の健全育成を図る場を確保する。	学童期	入園所相談課
4	留守家庭児童育成クラブの開所時間	学校休業日の午前8時からの開所及び平日（学校休業日含む）の午後7時までの延長育成を実施する。	学童期	入園所相談課
5	留守家庭児童育成クラブ職員の確保・育成	職員の確保に努める一方で、人材派遣等の民間事業者を活用した確保方策を進める。支援員については、内部の支援員研修や兵庫県学童保育協議会が実施する研修講座へ派遣等を行うとともに、特別な配慮を必要とする児童への対応に関しては、必要に応じて加配支援員を配置し、専門的な研修への参加の促進等により支援員の資質向上を図る。また、支援員の新規採用時の研修や実務を通じ、クラブの役割理解	学童期	入園所相談課 教育保育職員課

		向上を図るとともに、児童の発達や高学年児童への対応等について資質向上のための研修を行っていく。		
--	--	---	--	--

No.	取り組み	実施内容	対象	担当所管
6	留守家庭児童育成クラブの環境整備	児童の健全育成において、適正な環境で留守家庭児童育成クラブを運営するため、必要に応じ施設の改修等を行い、運営や施設等の環境を整備する。	学童期	入園所相談課
7	留守家庭児童育成クラブと放課後子ども教室の実施方針	留守家庭児童育成クラブと放課後子ども教室の一体的・連携による実施をめざし、放課後子ども教室の運営方法および留守家庭児童育成クラブとの連携等を検討するための場を設ける。	学童期	社会教育課 入園所相談課
8	クラブ運営マネージャーの配置	留守家庭児童育成クラブにおける保育の質の向上を図るため、クラブ運営マネージャーを配置し、各クラブの支援を実施する。	学童期	入園所相談課
9	留守家庭児童育成クラブの夏季休業中のみの受け入れ	通年を基本としている留守家庭児童育成クラブの利用について、待機児童の多い校区を中心に、夏季休業中のみの育成クラブを開所し、児童の受け入れの実施を行う。	学童期	入園所相談課
10	【新規】(調整中) 留守家庭児童育成クラブ夏季休業期間中における育成クラブの入所要件緩和による受け入れの検討	定員に空きがある留守家庭児童育成クラブ(上記No.8の育成クラブを含む)で夏季休業期間中における入所要件緩和による受け入れを、一部校区で試行実施し、令和6年度以降の本格実施に向けて検討を行う。	学童期	入園所相談課
11	【新規】(調整中) 留守家庭児童育成クラブ開所日の拡充	現在閉所としている年末年始(12月28日～1月4日)などの開所日を拡充し、保護者負担の軽減を図る。	学童期	入園所相談課
12	【新規】 留守家庭児童育成クラブの新規開設	待機児童が生じる校区において、留守家庭児童育成クラブを開設し、待機児童の解消を図る。	学童期	入園所相談課

③ 子育てに関する相談・学習機会等の拡充

子育て世帯を対象に、適切な助言等を行うことができる相談体制を構築し、交流会や学習会等を実施することにより、情報交換や悩みの共有を行い、育児への不安の解消を図ります。また、子育て支援情報を効果的に届けるため、スマートフォンを活用するなど、適切な媒体を活用した情報発信を行います。

No.	取り組み	実施内容	対象	担当所管
1	こんにちは 赤ちゃん訪問	生後4か月までの乳児がいる家庭を保育士の資格を持った職員が訪問し、子育てについての不安や悩みを聞き、子育てに関する情報を提供する。また、訪問の際絵本のプレゼントを行う。	乳幼児期	こども支援課 (こども・若者ステーション)
2	親子の絆づくりプログラム “赤ちゃんがきた!”	生後2か月から5か月までの第一子を持つ母親が、子育て力をつけ生き生きと子育てができ、心身とも健康な子どもを育てられるよう、親子の絆づくりプログラム“赤ちゃんがきた!”を開催する。	乳幼児期	こども支援課 (こども・若者ステーション)
3	育児支援家庭訪問	児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めることが困難な状況にある家庭に、過重な負担がかかる前に保健師や保育士等を派遣し、養育上の諸問題の解消を図り、家庭の養育力の育成及び向上を支援する。	乳幼児期	こども若者相談センター
4	産後ヘルパー派遣	出産後6か月以内で、体調不良等のため家事や育児を行うことが困難で、日中家族の支援を受けることが困難な場合、家事や育児の支援を行う。	乳幼児期	こども支援課 (こども・若者ステーション)
5	家庭児童相談室の運営	18歳未満の子どもを養育している家庭の相談に応じる。また、研修会への参加等により、家庭児童相談員の資質向上を図るなど、相談体制の充実に努める。	乳幼児期 学童期 思春期	こども若者相談センター
6	利用者支援事業の実施	子ども及びその保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所(地域子育て支援拠点等)で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施し支援する。	乳幼児期	こども支援課 (こども・若者ステーション)
7	地域子育て支援拠点の運営	親子の交流の機会や子育て関連情報を提供するとともに、保育士や相談員が子育ての不安や悩みなどの相談に応じる。また、地域に向いて地域支援活動もあわせて行う。	乳幼児期	教育保育課 こども支援課 (こども・若者ステーション)

No.	取り組み	実施内容	対象	担当所管
8	赤ちゃん交流会	地域子育て支援拠点において、0歳児親子の交流会を開き、手遊びや絵本の読み聞かせなどを行うほか、子育てについて話し合う機会を提供する。	乳幼児期	こども支援課 (こども・若者ステーション)
9	多胎児交流会	多胎児のいる保護者同士の交流の場として、手遊びや絵本の読み聞かせ、先輩ママからのアドバイス等を行う。	乳幼児期	こども支援課 (こども・若者ステーション)
10	幼児クラブ (未就学児対象)	久代児童センターにおいて、親子教室、プールでの水遊び(夏期)、季節ごとの行事、交通安全指導、赤ちゃん交流会、4歳児ひろば、まちの子育てひろば(遊び場の開放・相談)等を実施する。	乳幼児期	こども支援課 (こども・若者ステーション)
11	かわにし子育て フェスティバル	子育てに関わる機関・団体が一堂に集まり、おもちゃづくりや人形劇、子育てサロン等を通じて、子育て情報の提供を行い、楽しい子育てを応援する。	乳幼児期 学童期	こども支援課 (こども・若者ステーション)
12	子育て講座等の 開催	親子で参加し楽しめる講座や、父親が参加しやすい講座、妊婦や0歳児とその保護者を対象にしたファミリーコンサート等を開催し、楽しい子育てを支援する。	乳幼児期	こども支援課 (こども・若者ステーション)
13	すくすくガイドブ ックの発行	各種子育て支援事業の紹介、幼稚園や保育所、親子で出かけることができる場所等を掲載し、子育て中の人や転入者に配布する。	乳幼児期	こども支援課 (こども・若者ステーション)
14	子育て情報提供の 充実	保育所の子育て情報誌の発行や子育て情報紙などの各種媒体を活用した子育て支援に関する情報提供など従来の広報媒体での発信に加え、子育て支援アプリ「かわにし子育てNavi」を活用し、未就学児の保護者に対し子育て支援情報を発信する。	乳幼児期	こども支援課 (こども・若者ステーション)
15	民生児童委員の 活動	地域における子育て支援の充実を図るため、児童福祉に精通した民生委員・児童委員、主任児童委員に対し、子育て相談や見守り等、子育て支援の円滑実施に資するための活動助成を実施する。	乳幼児期	地域福祉課
16	市立保育所等 苦情解決制度	「川西市保育所等苦情解決制度」に基づき、市立保育所・認定こども園における保育の実施にかかる苦情、意見及び要望について適切な解決を図る。	乳幼児期	教育保育課



No.	取り組み	実施内容	対象	担当所管
17	産後ケア	産後、家族・親族などから支援が得られず、産後の体調や育児について不安などがある母子に対し、助産師の訪問や協力医療機関などへの宿泊等を提供する。専門家からの相談やアドバイスを受けることにより、家族の養育能力の底上げを図る。	乳幼児期	こども支援課 (こども・若者ステーション)

#### ④ 経済的な負担の軽減

子育て家庭の経済的な負担の軽減を図るため、妊娠や出産、子どもの医療、教育保育等、子育てのそれぞれのシーンにおいて支援を行います。

No.	取り組み	実施内容	対象	担当所管
1	こども医療費助成制度	小学4年生から中学3年生の医療費を助成する。所得制限あり。	学童期 思春期	医療助成・年金課
2	乳幼児等医療費助成制度	0歳児から小学3年生の児童に対し医療費を助成する。所得制限あり(未就学児は所得制限なし)。	乳幼児期 学童期	医療助成・年金課
3	出産育児一時金	国民健康保険の加入者が出産した場合、出産育児一時金を支給する。	出産	国民健康保険課
4	利用者負担の適正な設定	教育保育認定を受けた子どもの施設型給付・地域型保育給付の対象となる幼稚園・保育所等の利用者負担について、多子世帯を軽減するとともに、負担能力に応じて適正に設定する。	乳幼児期	入園所相談課
5	留守家庭児童育成クラブ育成料の減免	子どもが留守家庭児童育成クラブに入所している人を対象に、一定の基準に応じて、育成料の全部または一部を減免するとともに、多子世帯の育成料の軽減を行う。	学童期	入園所相談課
6	児童手当の支給	国制度に基づきながら、次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、中学校修了前までの児童を養育している人を対象に支給する。	乳幼児期 学童期 思春期	こども支援課
7	要保護・準要保護児童生徒就学援助	義務教育年齢のお子さんがある世帯で、経済的理由により就学に要する費用の支払いが困難な保護者に対して、その費用の一部を援助する。	学童期 思春期	就学・給食課
8	幼児教育保育無償化	0歳～2歳児(住民非課税世帯)の保育料を無償とし、3～5歳児の幼稚園、保育所、認定こども園等の保育料を無償とする。	乳幼児期	入園所相談課
9	多様な集団活動事業の利用支援事業	地域子ども・子育て支援事業として、就学前の子どもを対象とした	乳幼児期	入園所相談課

No.	取り組み	実施内容	対象	担当所管
		多様な集団活動を利用する幼児にかかる利用料に関する支援を行うことにより、保護者の経済的負担の軽減を図る。		

### ⑤ 特に支援を必要とする家庭への支援

直接・間接的な援助を通じて、特別な支援が必要な子どもや家庭に対し、きめ細やかな支援を行い、地域において安心して生活できる環境づくりに努めます。

No.	取り組み	実施内容	対象	担当所管
1	母(父)子家庭等医療費助成制度	ひとり親家庭の保護者と児童及び両親のいない児童に対し、医療費を助成する。所得制限あり。	乳幼児期 学童期 思春期	医療助成・年金課
2	ひとり親家庭相談	母子家庭、父子家庭の子どもを養育していくうえでの悩みや就労についての支援を行う。	乳幼児期 学童期 思春期	こども支援課
3	児童扶養手当の支給	父または母と生計を共にできない児童を養育している母子及び父子家庭等を対象に支給する。所得制限あり。	乳幼児期 学童期 思春期	こども支援課
4	母子・父子及び寡婦福祉資金の貸付	県事業で、母子家庭、父子家庭の自立と生活の安定を図るために、貸し付けを行う。	乳幼児期 学童期 思春期	こども支援課
5	母子・父子自立支援プログラム策定	児童扶養手当受給者の自立を促進するため、母子・父子自立支援プログラムを策定する。	乳幼児期 学童期 思春期	こども支援課
6	母子生活支援施設入所委託	母子生活支援施設に委託し、離別し18歳未満の子どもを育てている母親や、特別な事情で緊急保護を要する母子を入所させる。	乳幼児期 学童期 思春期	こども若者相談センター
7	母子・父子福祉応急資金貸付	母子家庭、父子家庭が一時的に生活困窮に陥った際に、貸し付けを行う。	乳幼児期 学童期 思春期	こども支援課
8	自立支援教育訓練給付金	児童扶養手当受給者または同様の所得水準の方を対象に、就職やキャリアアップのために雇用保険制度教育訓練給付金の対象となる講座を受講した場合、受講に要した費用の60%を支給する。	乳幼児期 学童期 思春期	こども支援課
9	高等職業訓練促進給付金	児童扶養手当受給者または同様の所得水準の方を対象に、看護師や介護福祉士等の資格取得のために6か月以上養成機関で修業する場合、生活の負担軽減のため、高等職業訓練促進給付金を支給する。	乳幼児期 学童期 思春期	こども支援課

No.	取り組み	実施内容	対象	担当所管
10	母子加算の実施	生活保護におけるひとり親世帯の自立を支援するため、母子加算を実施する。	乳幼児期 学童期 思春期	生活支援課
11	市営住宅の維持管理	年間空き家募集戸数のうち、母子家庭等の優先枠を確保する。	乳幼児期 学童期 思春期	住宅政策課
12	障がい児への医療扶助	重度障がい児に対し、通院・入院医療費の一部を助成する。また、中度障がい児に対し、通院・入院医療費の自己負担額の1/3を助成する。所得制限あり。	乳幼児期 学童期 思春期	医療助成・年金課
13	障がいのある子どもへの支援	認定こども園、保育所、幼稚園、小中学校、留守家庭児童育成クラブ等において、障がいのある幼児・児童生徒一人ひとりの状況に応じて保育士・教諭等の加配（介助員）を配置し、ニーズに対応した支援を行う。	乳幼児期 学童期 思春期	教育保育課 教育保育職員課 入園所相談課
14		市立学校を訪問し、特別な支援が必要な児童の観察や、特別支援加配、生活指導相談員、管理職との面談を実施し、指導助言を行う。	学童期 思春期	こども支援課 (育成支援担当)
15	特別支援教育 児童生徒就学奨励	市立小中学校の特別支援学級に在籍する児童及び生徒の保護者に対して、就学に必要な費用の一部を援助する。	学童期 思春期	就学・給食課
16	特別児童扶養手当の支給	20歳未満の身体または精神に障がいがある児童を養育している保護者を対象に支給する。所得制限あり。	乳幼児期 学童期 思春期	こども支援課 (育成支援担当)
17	児童居宅生活支援	居宅介護、移動支援及び短期入所にかかる給付費を支給し、児童の居宅生活を支援する。	乳幼児期 学童期 思春期	こども支援課 (育成支援担当)
18	障害児相談支援	在宅の障がい児の地域生活を支援するため、障がい児の心身の状況や環境、障がい児及びその保護者の意向を聴取し、障害児支援利用計画を作成するとともに、福祉サービス等の利用に関する援助・調整や相談を行う。	乳幼児期 学童期 思春期	こども支援課 (育成支援担当)
19	放課後等デイサービス	療育の必要な20歳未満の就学児童を対象として、学校と連携・協働し、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う。	学童期 思春期	こども支援課 (育成支援担当)
20	児童発達支援センター	川西さくら園において、施設や病院等で療育を勧められた就学前の児童及びその家族を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、機能回復訓練、生活適応訓練等の療育及び療育方法の指導を実施する。	乳幼児期	こども支援課 (育成支援担当)

No.	取り組み	実施内容	対象	担当所管
21	児童発達支援	施設や病院等で療育を勧められた就学前の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。	乳幼児期	こども支援課 (育成支援担当)
22	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を実施する。	乳幼児期	こども支援課 (育成支援担当)
23	自立支援医療 (育成医療)	18歳未満の障がい児、または治療を行わない場合将来障がいを残すと認められる疾患がある児童に対し、その身体障がい除去、軽減、または防止するための医療について、医療費の一部を給付する。	乳幼児期 学童期 思春期	こども支援課 (育成支援担当)
24	障害児福祉手当	重度の障がいがあるために常時介護を必要とする20歳未満の人に支給する。所得制限あり。	乳幼児期 学童期 思春期	こども支援課 (育成支援担当)
25	重度心身障害者 (児)介護手当	常時介護を必要とする在宅の重度心身障がい児(者)を介護している人を対象に支給する。所得等の制限あり。	乳幼児期 学童期 思春期	こども支援課 (育成支援担当)
26	軽・中度難聴児補聴器購入費等の助成	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度または中等度の難聴児について、補聴器購入費の一部を助成する。	乳幼児期 学童期 思春期	こども支援課 (育成支援担当)
27	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等があり、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施する。	乳幼児期 学童期 思春期	こども支援課 (育成支援担当)
28	医療的ケア児に対する支援体制の充実	医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図る協議の場を設置し、支援体制の充実を図る。	乳幼児期 学童期 思春期	こども支援課 (育成支援担当)

## 基本目標3 子どもたちを社会全体で健やかに育む

子育て世代のライフスタイルの変化や、少子高齢化等により、地域における子どもたちの生活環境は変化し続けています。

川西市子育て支援に関するアンケート調査結果報告書（平成30年度）によると、家事・育児のサポートができる知人・友人がいない保護者の割合が高いという結果や、子どもたちだけで安心して遊べる場所づくりを求める意見が見られます。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもや保護者間での交流などを図る市事業が中止・縮小となるなど、交流やつながりの希薄化が懸念されます。

今後、行政・地域・関係団体などが互いに連携しつつ、ウィズコロナに対応した取組みを進めるなど、人がつながり、地域全体で子どもの健全な成長を支える地域づくりを進めていく必要があります。

### （1）子どもがのびのびと活動できる環境・機会の充実

#### ① 安心して過ごせる場の確保

公共施設における事業実施や施設の開放、交流の場を用意すること等を通じて、子どもたちが安全で安心して過ごせる場の確保に努めます。

No.	取り組み	実施内容	対象	担当所管
1	久代児童センターの運営	幼児を対象にしたリズム遊びや制作遊び、児童を対象にした大正琴、囲碁等のクラブ等の季節の行事を実施する。また、中・高校生に対して異年齢交流機会の提供や自由来館形式による居場所づくりを行う。	乳幼児期 学童期 思春期	こども支援課 (こども・若者 ステーション)
2	遊び場の開放	幼児とその保護者を対象に遊戯室・体育室を、小学生を対象に体育室を開放し、幼児・児童の仲間づくりの場を提供する。	乳幼児期 学童期	総合センター
3	知明湖キャンプ場管理の運営	知明湖キャンプ場を管理・運営する。	乳幼児期 学童期 思春期	文化・観光・ スポーツ課
4	公民館の運営	市内の公民館において、子ども・親子・世代間交流、伝統文化等の講座を開催する。	乳幼児期 学童期 思春期	公民館
5	図書館の運営	司書の選定した絵本や児童図書、子育てに関する図書を収集、整理、保存し、貸し出しを行うとともに、閲覧の場を提供する。電子図書館に児童向けコンテンツや育児関連コンテンツを拡充し、来館不要の読書環境を提供する。	乳幼児期 学童期 思春期	中央図書館

No.	取り組み	実施内容	対象	担当所管
6	地域の声を生かした公園のリノベーション	公園の理想的な使い方を、地域の方がワークショップを活用して市民ニーズや意見を収集し、まとめ、それらを反映した公園のルール作りを進めていく。	乳幼児期 学童期 思春期	公園緑地課

## ② 遊びや学びの機会の充実

地域団体やボランティア等の協力を得ながら、子どもたちに学習や体験の場を提供することにより、豊かな人間性や社会性を育む機会を創出します。

No.	取り組み	実施内容	対象	担当所管
1	青少年団体活動補助金	川西市子ども会連絡協議会や川西リーダー隊、ボーイスカウトおよびガールスカウトなどの青少年健全育成団体の活動支援を行う。	乳幼児期 学童期 思春期	社会教育課
2	世代間交流	久代児童センターにおいて、併設している老人福祉センターの利用者にボランティアで講師を依頼し、茶道・大正琴・囲碁・詩吟等を子どもたちに伝える。	乳幼児期 学童期 思春期	こども支援課 (こども・若者 ステーション)
3	幼児教室の開催	0歳とその保護者を対象に「BPプログラム」、1歳とその保護者を対象に「1歳のひろばONEだーらんど」、2歳児とその保護者を対象に「たんぼぼくらぶ」、3歳児とその保護者を対象に「ぱんだくらぶ」、1歳から3歳の幼児とその保護者を対象に「親子で遊ぼうDAY」、外部講師による読み聞かせ「おはなしらんど」を実施する。	乳幼児期	総合センター
4	児童教室の開催	小学生を対象に、将棋、ダンス、ショートテニス、七夕飾り作り、クリスマスリース作り等の教室を実施する。	学童期	総合センター
5	文化財団の運営	青少年を対象とする様々な事業を通して、青少年に音楽や伝統文化等に触れる機会を提供し、その育成を図る。	乳幼児期 学童期 思春期	文化・観光・ スポーツ課
6	学校・地域の連携推進	大学生が学校支援ボランティアとして学校教育に参画し、子どもたちの豊かな体験活動を支援するとともに、地域の教育力を高め、学校・家庭・地域が協力して、子どもたちの生きる力を育成する。	乳幼児期 学童期 思春期	教育保育課

No.	取り組み	実施内容	対象	担当所管
7	文化財関連講座	小学生を対象に、文化財に関する教室や昔遊び等の体験講座を実施する。広報誌等を通じて一般公募した参加者とともに、史跡巡りハイキングやスタンプラリーを実施する。	学童期	社会教育課
8	おはなし会の実施	主に乳幼児から小学生を対象に、絵本の読み聞かせ等を行うおはなし会を実施する。	乳幼児期 学童期	中央図書館
9	読書週間	子ども読書週間（4/23～5/12）と読書週間（10/27～11/9）に、子どもを対象にした行事を開催する。	乳幼児期 学童期 思春期	中央図書館
10	スポーツ少年団支援	スポーツや交流事業等による青少年の健全育成を図るため、スポーツ少年団の活動を支援する。	学童期 思春期	文化・観光・スポーツ課
11	地域スポーツクラブ（スポーツクラブ21）支援	子どもたちがスポーツを通して地域の人々との交流や人間的成長、体力の向上を図るため、全小学校区に設立している地域スポーツクラブの運営を支援する。	学童期 思春期	文化・観光・スポーツ課
12	きんたくん学びの道場	学習習慣の定着の手立ての1つとして放課後学習事業「きんたくん学びの道場」を実施する。	学童期 思春期	教育保育課
13	市内中学校における部活動の地域移行	中学校部活動においては、生徒のスポーツに親しむ機会の確保や持続可能な部活動運営が困難な状況にある。まず、土日に実施している運動部活動において地域移行すべく教職員や児童生徒、保護者の実態調査を行い、関係部署やスポーツ団体と連携し、地域移行を推進していく。	思春期	教育保育課
14	子ども食堂をはじめとする子どもの居場所に関する啓発や支援	子ども食堂をはじめとする子どもの居場所に関する情報の発信や、支援活動における補助を実施する。	乳幼児期 学童期 思春期	こども支援課（こども・若者ステーション）

## ② 様々な体験活動の提供

豊かな自然環境を通じた体験や、食育、職業体験等を通じて、子どもたちが多彩な経験をできる場を提供します。

No.	取り組み	実施内容	対象	担当所管
1	親子料理教室	地域活動団体と協力して、3～5歳児親子を対象に「共食」などをテーマとした子どもの調理実習等、効果的な食育実践啓発を行う。	乳幼児期	保健センター・予防歯科センター

No.	取り組み	実施内容	対象	担当所管
2	食育の推進	食育は間口が広く、「健康」だけでなく、「産業振興」「地産地消」「消費生活」「美化環境」「学校園所の保育・教育」など様々な分野にまたがる。川西市健幸まちづくり計画（第2次川西市食育推進計画）に示す目的のもと、地域での多様な食育や栄養、食生活に関する情報を発信や、「食」を通じた交流や地域振興を図る。	学童期 思春期	保健センター・予防歯科センター
3		保育所・認定こども園で、給食その他保育活動を通して食育を推進する。	乳幼児期	就学・給食課
4		様々な体験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる子どもの育成に努める。あわせて、食育が知育・徳育・体育の基礎として定着できる取り組みを進める。	乳幼児期 学童期 思春期	就学・給食課
5	完全米飯給食の実施	学校給食において、和食を中心に手づくりにかこだわった完全米飯給食を実施し、子どもたちの健やかな成長や生きる力の醸成につなげる。	学童期 思春期	就学・給食課
6	小学校体験活動	小学3年生が地域の自然の中で、地域の人々の協力を得ながら、五感を使って命の営みや大切さを学ぶ活動を推進する。また、小学校5年生が自然の中で、4泊5日の宿泊体験を通じて、豊かな感性や社会性を育む活動を推進する。	学童期	教育保育課
7	里山体験学習	小学4年生を対象に日本一の里山である黒川地区を舞台とした自然観察や地域住民とのふれあいを通じて、自然に対する畏敬の念や生命のつながり、環境保全の大切さ等を実感させ、児童の豊かな心を育む。	学童期	教育保育課
8	地域に学ぶトライやる・ウィーク	市内中学2年生全員が1週間学校を離れて地域の事業所や様々な活動場所で、体験的学習を行う。「心の教育」を中心とした全体的な取り組みで、地域と学校・生徒・保護者が協力体制を深めていく。	思春期	教育保育課
9	読書支援	マルチメディアデイジー図書の提供や、学校園所等を対象とした団体貸出の拡充等により、誰もが読書に親しむ機会を提供する。	乳幼児期 学童期 思春期	中央図書館
10	夏休み特別事業	夏休みに子どもを対象とした図書館員体験等の行事を開催する。	学童期 思春期	中央図書館



No.	取り組み	実施内容	対象	担当所管
11	消費者啓発	夏休みくらしの親子講座（金銭感覚や食生活、環境に配慮した消費行動等、生活全般にわたる基本的な知識を、親子で楽しみながら学習）を実施する。また、5歳児・小学生には買い物を通じた金銭教育、中学生には契約、携帯やインターネットのトラブルについて等、各ライフステージに応じた消費者教育に取り組む。	乳幼児期 学童期 思春期	生活相談課

## （2）家庭・地域で子どもたちを育てるための体制づくり

### ① 子育てを支援するネットワーク

子育て家庭同士がつながりを持てる環境整備や子育ての主体それぞれが相互に協力できる体制づくりに努めるとともに、子育て支援団体や機関が連携して子どもたちを支援できるネットワークづくりを推進します。

No.	取り組み	実施内容	対象	担当所管
1	一時保育の推進	子育て中でも様々な活動に参加できるように、講演会等の開催時に保育ボランティアの協力を得て、一時保育を行う。	乳幼児期 学童期	こども支援課 （こども・若者 ステーション）
2	子育て支援活動のネットワークづくり	地域の子育て活動を支援するために、子育てグループ交流会を実施するほか、様々な機関・団体と連携し、コーディネートするとともにこれらのネットワーク化を図る。	乳幼児期 学童期	こども支援課 （こども・若者 ステーション）
3	子育て支援相談	地域で活動する子育て支援者からの様々な相談を受ける体制を整備し、地域でのネットワークづくりを支援する。	乳幼児期 学童期	こども支援課 （こども・若者 ステーション）
4	地域の子育て支援者の育成・活動支援	地域の子育て支援者に向けた講座を開催し、支援者の育成や支援活動の活性化を図る。	乳幼児期 学童期	こども支援課 （こども・若者 ステーション）
5	子ども・若者支援地域協議会の運営	困難を抱える子ども・若者やその家族に対して、子ども・若者支援地域協議会を構成する福祉や保健、教育、雇用等の機関が、それぞれの専門性を活かして連携し、一人ひとりに対応した支援を行う。	乳幼児期 学童期 思春期 青年期	こども若者 相談センター

No.	取り組み	実施内容	対象	担当所管
6	地域子育て支援事業	地域子育て支援担当保育士を配置し、プレイルームの開設や子育て講座・講演会等を実施する。また、園庭開放や子育て相談、親子での保育所体験会等を実施し、在宅で子育てをしている家庭を支援する。	乳幼児期 学童期	教育保育課
7	子どもの読書活動推進協議会	「ブックスタート」をはじめとする子どもの読書活動の推進を図るため、関連機関との連絡調整に努める。	乳幼児期 学童期 思春期	中央図書館
8	ボランティア活動支援	社会福祉協議会のボランティア活動センターに、ボランティア活動支援助成を実施し、子育て支援にかかるボランティアの育成や、一時保育ボランティアの派遣等、子育てにかかるボランティア事業の充実を図る。	乳幼児期 学童期 思春期	地域福祉課
9	空き家活用支援	若年等・子育て世帯が、自己の居住用に市内の空き家を取得して改修するとき、その改修工事費用の一部を助成する。	乳幼児期 学童期 思春期 青年期	住宅政策課
10	学校運営協議会の設置	学校や地域住民などが力をあわせて学校の運営することを目的に、導入校に学校運営協議会を設置する。	学童期 思春期	教育保育課
11	地域学校協働本部の設置	幅広い地域住民や団体等の参画によりネットワークを構築し、学校と地域とのコーディネート機能を強化するため、学校支援地域本部を改め、地域学校協働本部を中学校区に設置する。	学童期 思春期	教育保育課

## ② 地域の子育て環境づくり

子育て中の家庭が安心して外出できるよう、子育てバリアフリー等を推進します。

No.	取り組み	実施内容	対象	担当所管
1	すくすくベビールームの設置	授乳やオムツ替え等のスペースを設置する施設を登録し、ステッカー等を掲示することで、子育て中の家族が出かけやすい環境づくりを進める。	乳幼児期	こども支援課 (こども・若者ステーション)

### (3) 次世代を育むための体制づくり

#### ① 子どもの子育てへの関心・理解の向上

乳幼児とのふれあいや保護者からの育児体験談を聞くことなどを通じて、いのちの大切さや子どもを生み育てることについての理解を深める。

No.	取り組み	実施内容	対象	担当所管
1	トライやる・ウィーク ふれあい育児体験学習	中学生については「トライやる・ウィーク」で、高校生については家庭科の授業中の「ふれあい育児体験実習」で、保育所等において受け入れを行い、中・高校生と乳幼児とが直接ふれあう機会を提供する。	思春期	教育保育課

### (4) 子育てと仕事の両立の推進

#### ① それぞれが責任を果たす男女共同参画社会づくり

「男女共同参画プラン」の着実な推進を図りつつ、誰もが参画できる社会をめざした取り組みを行います。

No.	取り組み	実施内容	対象	担当所管
1	ジェンダー問題相談	男女共同参画センター事業として、「女性のための相談」を実施中で、週3日は専門相談員による面接・電話相談を、週2日はカウンセリンググループによる電話相談を行い、ジェンダーの視点からの子育てと仕事の両立推進をサポートする。	乳幼児期 学童期 思春期 青年期	人権推進課
2	男女共同参画センター学習啓発	男女共同参画社会を実現するためのワーク・ライフ・バランスに関する講座等を開催するとともに、絵本等の図書を収集し、貸し出しや読み聞かせの時間を持つほか、館内展示にも工夫を凝らす等、子育て支援事業を実施する。	乳幼児期 学童期 思春期 青年期	人権推進課

#### ② 子育てと両立しやすい就労環境への啓発

ワーク・ライフ・バランスを推進し、子育てと仕事が両立できる環境づくりに努めるほか、能力向上に向けた取り組みや情報提供等、就職支援を行います。

No.	取り組み	実施内容	対象	担当所管
1	女性のための再就職支援講座	再就職・再就労・起業を希望する女性を支援する講座や、それらに対応したパソコン講座等を開催する。	乳幼児期 学童期 思春期 青年期	人権推進課
2	特定事業主行動計画の実行	職場全体で次世代育成を支援し、ワーク・ライフ・バランスを推進していく環境づくりと、職員一人ひとりが従来の働き方を見直し、男女の別なく仕事と子育てを含む家庭・地域生活との両立を図っていくことをめざす。	乳幼児期 学童期 思春期 青年期	職員課
3	多様な働き方推進事業	子育て中の母親を含む一般就労に課題がある人の、個別の生活状況やスキルの内容・レベルに沿った多様な働き方を啓発し、自分にできることや新たな働き方の発見に繋げる。	乳幼児期 学童期 思春期 青年期	産業振興課
4	労働者支援セミナー	男女共同参画センターと共催で、再就職をめざす女性を含めた求職者を対象に、女性等のためのチャレンジを支援する連続セミナーを開催する。	乳幼児期 学童期 思春期 青年期	産業振興課

## 基本目標4 子どもの権利と安全を守る

家庭のあり方や地域環境が変化を続ける中、子どもを巻き込んだ事件や事故、児童虐待等が大きな社会問題となっています。

こども・若者ステーション内に設置した「こども若者相談センター」を中心として、家庭や地域、関係機関などが連携し、こうした課題の発生予防や早期発見・対応など、迅速かつ適切に対応する必要があります。

また、川西市子育て支援に関するアンケート調査結果報告書（平成30年度）によると、外出時に子どもが犯罪に巻き込まれることに対して不安を抱える保護者が多く、地域の安全確保に向けた取組みを進める必要があります。

さらに、子どもたちの安全や安心を確保するため、人為的な危険だけでなく、自然災害等の危険から子どもたちの身を守り、行政や地域が連携しながら、災害に備え、防災に関する知識や意識の向上に努める必要があります。

### （1）子どもの人権を尊重する社会づくり

#### ① 子どもの人権学習機会の促進

子どもたちの人権課題についての学習機会を促進します。

No.	取り組み	実施内容	対象	担当所管
1	人権学習	川西市人権行政推進プラン・川西市人権教育基本方針の具現におけ、学校園における人権文化の創造を図るため、学校園が実施する「あらゆる人権課題についての子どもの学習機会」を促進する。	学童期 思春期	教育保育課

## (2) 子どもたちの相談・支援体制の充実

### ① 相談体制の充実

各機関が連携を図りつつ、社会活動を円滑に営む上で課題を抱える子ども・若者を対象とした相談等の事業を行います。

No.	取り組み	実施内容	対象	担当所管
1	子ども・若者 総合相談窓口	社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子ども・若者や、その保護者からの相談に対して、適切な助言や関係支援機関の紹介、情報提供を行うなど、自立に向けて相談者一人ひとりに対応した支援を行う。	乳幼児期 学童期 思春期 青年期	こども若者 相談センター
2	子どもの人権 オンブズパーソン	公的第三者機関であり、一定の独立性が担保された「川西市子どもの人権オンブズパーソン」において、いじめや体罰、虐待、不登校等子どもの人権侵害に関し、相談及び関係者との調整活動を行うとともに、市民等からの申立て等による調査活動を実施するなどして、子どもの人権を擁護し救済を図る。	乳幼児期 学童期 思春期 青年期	人権推進課
3	青少年相談	発達や不登校等の悩みを抱える子どもと保護者を対象に、電話相談・来所相談を行うとともに、カウンセリング、言語訓練や助言といった教育相談を行う。	学童期 思春期	こども若者 相談センター
4	学びのスペースセ オリアの支援充実	通室人数が増加傾向にある中、不登校児童生徒の社会的自立を支援するため、不登校対策全体のあり方を見直す中で、充実を図る。	学童期 思春期	こども若者 相談センター
5	スクールソーシャ ルワーカーの配置 拡充	問題行動・不登校等の未然防止、早期解決を図るために、スクールソーシャルワーカーを各中学校区に配置し、関係機関との連携をとりながら、生徒・児童が抱える諸問題の解決を図る。	乳幼児期 学童期 思春期	こども若者 相談センター

## ② 児童虐待防止策の充実

児童虐待を防ぎ、子どもたちの安全を守るため、養育上の問題解消等を通じ、未然防止に努めるほか、関係機関のネットワークを生かした支援を充実させます。

No.	取り組み	実施内容	対象	担当所管
1	育児支援家庭訪問 (再掲)	児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めることが困難な状況にある家庭に、過重な負担がかかる前に保健師や保育士等を派遣し、養育上の諸問題の解消を図り、家庭の養育力の育成及び向上を支援する。	乳幼児期	こども若者 相談センター
2	児童虐待防止啓発	11月の児童虐待防止推進月間に、虐待防止に関するポスターやチラシ、啓発グッズの配布や講演会を開催し児童虐待防止を啓発する。	乳幼児期 学童期 思春期	こども若者 相談センター
3	要保護児童対策協議会	要保護児童を早期に発見し、組織的かつ効果的な対応を図るため、実務者会議を年6回開催し、地域、福祉、保健、医療、教育、警察等の関係機関によるネットワークを充実する。	乳幼児期 学童期 思春期	こども若者 相談センター
4	各種母子保健事業 を活用した支援の 充実	乳幼児（4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児）健康診査事業、訪問指導（新生児・乳幼児等）事業等の各種母子保健事業の機会をとらえて、子育てへの不安を抱えている保護者や、ハイリスク児への相談等継続的な支援を行い、虐待の発生予防や早期発見に努める。	乳幼児期	保健センター・ 予防歯科 センター

## (3) こどもの安全の確保

### ① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

交通事故を防止するため、交通安全施設の整備・維持管理を行うほか、子どもたちの安全を確保するため、交通安全教育を推進します。

No.	取り組み	実施内容	対象	担当所管
1	交通安全対策の 推進	安全灯、転落防止柵、カーブミラー等の交通安全施設について、子どもが安全で安心して通うことができるよう、新設を含め維持管理を行う。また、信号機、横断歩道、交通標識等の交通規制にかかる整備の推進については、引き続き川西警察署を通じて県公安委員会に要望する。	乳幼児期 学童期 思春期	道路管理課

2	交通安全教室の実施	幼児から高校生にかけて、各年代に応じて必要となる交通安全に係る知識の習得、意識向上のため交通安全教室を実施する。	乳幼児期 学童期 思春期	交通政策課
---	-----------	--	--------------------	-------

## ② 子どもを犯罪や災害等の被害から守るための活動の推進

行政・地域・関係団体が協力し、生活安全上の課題解決に尽力することに加え、子どもたちを災害から守り非常の事態に対応できるよう、情報提供に努めるほか、訓練等を実施します。

No.	取り組み	実施内容	対象	担当所管
1	乳幼児向け救急救命法講習会の開催	乳幼児向けの救急救命法と心肺蘇生法の実技講習会を開催し、AEDなどを活用しつつ、子どもが事故に遭った場合や、けがをした場合の対処法を学ぶ機会を提供する。	乳幼児期	こども支援課 (こども・若者ステーション)
2	防災訓練の実施 防犯システムの設置	市立教育保育施設で、子どもが身を守る大切さや安全な避難の仕方を学ぶとともに、職員が連携して避難誘導できるよう、防災マニュアルに基づき各避難訓練を実施する。また、保護者に向けて的確に情報を提供できるよう、緊急メールを発信するほか、災害等緊急引き渡しカードを活用する。園所には県警ホットラインや機械警備システム、モニター付きインターホンを設置し、関係機関と連携する。	乳幼児期	教育保育課 教育政策課
3	かわにし安心ネット	「かわにし安心ネット」を利用し、災害情報や防犯に関する緊急情報を配信する。	乳幼児期 学童期 思春期	危機管理課
4	生活安全事業	「地域の安全は地域で守る」という考えのもと、生活安全推進連絡協議会にて情報交換を行う等、警察をはじめ、市民や関連団体と連携し、地域の安全確保に向けた取り組みを継続する。また、「子どもの安全確保及び犯罪の未然防止」を目的として、各小学校通学路等に10台ずつ設置した防犯カメラについて、適切に管理運用を行う。	乳幼児期 学童期 思春期	生活相談課
5	こどもをまもる110番のくるま	迷惑行為、痴漢等の犯罪行為等の危険から子どもたちを守るため、市公用車や郵便局の車両等にゴムマグネットまたはステッカーを貼り走行する。	乳幼児期 学童期 思春期	生活相談課



No.	取り組み	実施内容	対象	担当所管
6	こどもをまもる 110番のおうち	児童・生徒の登下校時等における安全確保のため、PTA・コミュニティ・諸団体の協力を得ながら「こどもをまもる110番のおうち」の拡充・整備を図る。	乳幼児期 学童期 思春期	教育保育課
7	学校安全協力員	校内及び通学路での子どもの安全を確保するため、保護者や地域住民の協力を得て、校門での声かけや通学路での見守り、付き添いを実施する。	学童期 思春期	教育保育課
8	青少年の育成	青少年非行の防止と児童生徒の安全確保を図るため、警察・学校・市民が連携協力し、補導活動と学校外における安全確保に関する活動を行う。	乳幼児期 学童期 思春期	教育保育課
9	青色回転灯 パトロール	警察の許可を得て、青色回転灯を装備した公用車で小学校の通学時間帯を中心に市内を巡回し、児童生徒の見守りを行い、その安全確保を図る。	乳幼児期 学童期 思春期	教育保育課
10	青少年育成市民 会議	市内7中学校区の青少年育成市民会議が、地域の青少年健全育成に関わる団体の連携のもと、地域のおとなの声かけ（あいさつ運動）・見守り（登下校時の子どもの見守り）運動等を実施するなどの活動を支援する。	乳幼児期 学童期 思春期	社会教育課
11	学校への防犯 システムの整備	防犯カメラや人的な緊急出動要請を含む夜間及び休日における機械警備システム整備のほか、県警ホットラインを設置し、関係機関と連携しながら、児童生徒のより安全な学校生活の推進を図る。	学童期 思春期	教育政策課
12	登下校時などにおける子どもの見守り	保護者が子どもの位置情報を知ることができるような、ICTを活用した新しい見守り体制を、保護者や地域住民と協力して進める。	学童期 思春期	教育政策課

## 第6章 事業計画

### 量の見込みと提供体制の確保

(教育保育、地域子ども・子育て支援事業)

# 1 教育保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

## (1) 提供区域の設定にかかる考え方

子ども・子育て支援法第61条第2項の規定により、計画の策定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して提供区域を定めることとしています。

この提供区域ごとに「教育保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載します。

## (2) 本計画における提供区域

提供区域は市内全域を基本とし、「地域子育て支援拠点事業」については中学校区とします。

提供区域	区分
市内全域	①教育保育 ②地域子ども・子育て支援事業 利用者支援事業 時間外保育事業（延長保育） 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童育成クラブ） 子育て短期支援事業（ショートステイ） 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問） 育児支援家庭訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 一時預かり事業（幼稚園型） 一時預かり事業（保育所、ファミリーサポートセンター等） 病児・病後児保育事業 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）（就学児） 妊婦に対する健康診査
中学校区	②地域子ども・子育て支援事業 地域子育て支援拠点事業

## 2 計画期間における人口推計

計画の策定にあたって、教育保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出に必要とされる0歳から11歳について、計画期間である令和5年～令和6年の人口推計を行いました（各年4月1日）。0～2歳の推計人口は、年齢別にみると多寡はあるものの、小計ではほぼ横ばいとなっています。

中学校区ごとの人口を以下の方法（コーホート変化率法）で算出し、積み上げた数値を市全域の人口推計としています。

- ① 平成30年4月1日～令和4年4月1日時点の5年分の住民基本台帳人口から各年齢別に翌年の同集団（+1歳）の人口との増減率を求め、その平均値を算出
- ② 上記の増減率の平均値を、基準とする令和4年4月1日時点の年齢別人口に乘じ、令和5年～令和6年各年齢の推計者数を算出
- ③ 0歳児については、平成30年4月1日～令和4年4月1日時点の5年分の住民基本台帳人口から女性子ども比の平均値を算出し、各年に適用

年齢	実績				推計	
	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
0歳	984	864	852	923	868	851
1歳	982	1,070	952	935	1,011	949
2歳	1,141	1,023	1,113	1,007	990	1,071
小計	3,107	2,957	2,917	2,865	2,869	2,871
3歳	1,184	1,165	1,069	1,157	1,050	1,034
4歳	1,227	1,202	1,182	1,102	1,184	1,076
5歳	1,285	1,244	1,207	1,200	1,119	1,201
小計	3,696	3,611	3,458	3,459	3,353	3,311
6歳	1,272	1,300	1,258	1,217	1,218	1,139
7歳	1,352	1,285	1,304	1,257	1,228	1,229
8歳	1,376	1,345	1,294	1,301	1,264	1,235
9歳	1,319	1,379	1,357	1,291	1,313	1,276
10歳	1,468	1,322	1,385	1,362	1,303	1,324
11歳	1,414	1,466	1,327	1,394	1,374	1,315
小計	8,201	8,097	7,925	7,822	7,700	7,518
合計	15,004	14,665	14,300	14,146	13,922	13,700

### 3 量の見込みと提供体制の確保方策の基本的な考え方

#### (1) 各年度における量の見込みの算定方法

第2期計画（中間見直し前）策定時、人口の推移や平成30年10月に実施した「子育て支援に関するアンケート調査」の回答に加えこれまでの実績を基に、国の示す手順を基本として算出しました。今回の中間見直しにおいては、第2期計画策定の考え方を前提としつつ、人口実績や利用状況等をもとに時点修正による算出を行いました。（詳細はそれぞれの項目に記載）。

#### (2) 提供体制の確保方策の実施時期と内容

##### ① 提供体制の確保方策の実施時期

教育保育の利用希望に対応する提供体制の確保については、「新子育て安心プラン」の対象期間最終年度である令和6年度末までに対応することをめざし記載しています。

また、地域子ども・子育て支援事業については、計画期間中の令和5年度～令和6年度に提供体制を確保できるよう、その内容及び実施時期を記載しています。

##### ② 教育保育の提供体制の確保方策の内容

各年度の教育保育の量の見込みに対する提供体制として、以下の教育保育施設・事業などをもって確保方策の内容としています。

##### 【幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業・地域保育園】

市内に立地する各幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、地域保育園の利用定員を基本とする数値を記載しています。このうえで量の見込みを充足する提供体制の確保を図るため、保育利用定員について、定員増を行う計画としています。

##### 【企業主導型保育事業】

定員数のうち、事業実施者の従業員等が利用する「従業員枠」とは別に定員の50%以下で設定が可能な「地域枠」を提供体制として記載しています。

## 4 教育保育の量の見込みと提供体制の確保方策

### (1) 教育保育施設の量の見込みと実施しようとする提供体制の確保方策

#### ① 人口推計

コーホート変化率法により算出しています。(P.●●参照)

#### ② 利用希望率

2号認定の利用希望率については、令和4年度時点で、第2期計画（中間見直し前）の令和6年度想定を上回っています。そのため、年々利用希望率が減少している1号認定に合わせて、2号認定の利用希望率は増加が続くものと想定しています。

3号認定の利用希望率については、令和2～3年度は新型コロナウイルス感染症拡大による利用控えの影響で、希望率の減少が見られますが、同感染症拡大について比較的落ち着きが見られる令和4年度には増加に転じています。そのため、第2期計画（中間見直し前）の利用希望率（最大計画値）が、令和6年度に達成されるものと想定しています。

また、1号認定の利用希望率については、保育ニーズの増加に伴い、令和6年度まで割合の減少が続くものと想定しています。

#### ③ 量の見込み

人口推計と利用希望率を掛け合わせ算出しています。

#### ④ 確保方策

既存の施設定員数と増減を見込む施設の定員数の和のうち、量の見込みを受け入れるのに必要とされる数値を示しています。

#### ⑤ 確保方策の考え方

令和5年度中に、市立認定こども園の定員変更による2号認定定員の約20人の定員増を図ることに加え、令和6年度中に私立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行等を視野に2号認定定員の約200人の定員増を図ります。また移行等にあわせて、3号認定定員設定等を検討します。

なお、保育施設の整備に関しては、施設数・累計等に関し、整備実施時点において最適と考えられる方法を検討することとします。

①中間見直し前

年度	区分	幼稚園機能利用			保育所機能利用				合計	
	認定区分	1号	2号	合計	2号	3号		合計		
	年齢	3~5歳	3~5歳		3~5歳	0歳	1・2歳			小計
（参考）令和4年度（2022年度）【見込】	人口推計（人）	3,394			3,394	942	2,089	3,031	6,425	
	利用希望率	47.1%	9.0%	56.1%	39.5%	20.9%	47.6%	39.3%	39.4%	
	量見込み（人）	1,599	305	1,904	1,340	196	994	1,190	2,530	
	確保方策（人）	幼稚園・保育所・認定こども園	915			1,280	188	812	1,000	2,280
		確認を受けない幼稚園	989			-	-	-	-	-
		地域型保育	-			0	8	100	108	108
		企業主導型	-			19	0	57	57	76
		地域保育園	-			41	0	25	25	66
		計	1,904			1,340	196	994	1,190	2,530
	量の見込みと確保方策の差（人）	0			0	0	0	0	0	

年度	区分	幼稚園機能利用			保育所機能利用				合計	
	認定区分	1号	2号	合計	2号	3号		合計		
	年齢	3~5歳	3~5歳		3~5歳	0歳	1・2歳			小計
令和5年度（2023年度）【見込】	人口推計（人）	3,319			3,319	921	2,042	2,963	6,282	
	利用希望率	45.3%	9.6%	54.9%	41.5%	22.0%	49.5%	40.9%	41.2%	
	量見込み（人）	1,504	319	1,823	1,377	202	1,010	1,212	2,589	
	確保方策（人）	幼稚園・保育所・認定こども園	834			1,280	188	812	1,000	2,280
		確認を受けない幼稚園	989			-	-	-	-	-
		地域型保育	-			0	14	100	114	114
		企業主導型	-			56	0	73	73	129
		地域保育園	-			41	0	25	25	66
		計	1,823			1,377	202	1,010	1,212	2,589
	量の見込みと確保方策の差（人）	0			0	0	0	0	0	

年度	区分	幼稚園機能利用			保育所機能利用				合計	
	認定区分	1号	2号	合計	2号	3号		合計		
	年齢	3~5歳	3~5歳		3~5歳	0歳	1・2歳			小計
令和6年度（2024年度）【見込】	人口推計（人）	3,350			3,350	901	1,992	2,893	6,243	
	利用希望率	45.3%	9.6%	54.9%	41.5%	22.0%	49.5%	40.9%	41.2%	
	量見込み（人）	1,518	322	1,840	1,390	198	986	1,184	2,574	
	確保方策（人）	幼稚園・保育所・認定こども園	851			1,280	188	812	1,000	2,280
		確認を受けない幼稚園	989			-	-	-	-	-
		地域型保育	-			0	10	100	110	110
		企業主導型	-			69	0	49	49	118
		地域保育園	-			41	0	25	25	66
		計	1,840			1,390	198	986	1,184	2,574
	量の見込みと確保方策の差（人）	0			0	0	0	0	0	

②中間見直し後

年度	区分	幼稚園機能利用			保育所機能利用				合計	
	認定区分	1号	2号	合計	2号	3号		合計		
	年齢	3~5歳	3~5歳		3~5歳	0歳	1・2歳			小計
（参考）令和4年度（2022年度）【実績】	人口実績（人）	3,459			3,459	923	1,942	2,865	6,324	
	利用希望率	43.5%	10.2%	53.7%	42.7%	18.3%	45.6%	36.8%	40.1%	
	実績申込者（人）	1,507	352	1,859	1,477	169	887	1,056	2,533	
	確保方策（人）	幼稚園・保育所・認定こども園	875			1,182	169	780	949	2,131
		確認を受けない幼稚園	984			-	-	-	-	-
		地域型保育	-			0	0	50	50	50
		企業主導型	-			72	0	32	32	104
		地域保育園	-			41	0	25	25	66
		計	1,859			1,295	169	887	1,056	2,351
実績と確保方策の差（人）	0			△182	0	0	0	△182		

年度	区分	幼稚園機能利用			保育所機能利用				合計	
	認定区分	1号	2号	合計	2号	3号		合計		
	年齢	3~5歳	3~5歳		3~5歳	0歳	1・2歳			小計
令和5年度（2023年度）【見込】	人口推計（人）	3,353			3,353	868	2,001	2,869	6,222	
	利用希望率	41.8%	10.2%	52.0%	44.5%	20.2%	47.6%	39.3%	42.1%	
	量見込み（人）	1,401	343	1,744	1,492	175	952	1,127	2,619	
	確保方策（人）	幼稚園・保育所・認定こども園	760			1,202	175	780	955	2,157
		確認を受けない幼稚園	984			-	-	-	-	-
		地域型保育	-			0	0	100	100	100
		企業主導型	-			72	0	47	47	119
		地域保育園	-			41	0	25	25	66
		計	1,744			1,315	175	952	1,127	2,442
量の見込みと確保方策の差（人）	0			△177	0	0	0	△177		

年度	区分	幼稚園機能利用			保育所機能利用				合計	
	認定区分	1号	2号	合計	2号	3号		合計		
	年齢	3~5歳	3~5歳		3~5歳	0歳	1・2歳			小計
令和6年度（2024年度）【見込】	人口推計（人）	3,311			3,311	851	2,020	2,871	6,182	
	利用希望率	40.0%	10.2%	50.2%	46.3%	22.0%	49.5%	41.4%	43.9%	
	量見込み（人）	1,324	338	1,662	1,532	188	1,000	1,188	2,720	
	確保方策（人）	幼稚園・保育所・認定こども園	678			1,419	185	792	977	2,396
		確認を受けない幼稚園	984			-	-	-	-	-
		地域型保育	-			0	3	100	103	103
		企業主導型	-			72	0	83	83	155
		地域保育園	-			41	0	25	25	66
		計	1,662			1,532	188	1,000	1,188	2,720
量の見込みと確保方策の差（人）	0			0	0	0	0	0		



注（表の解説）

- ※1 各認定区分において示す利用希望率を毎年度の利用希望者数の割合の目標値とします
- ※2 企業主導型保育施設の確保方策最大値（地域枠）は各施設の定員の2分の1としています
- ※3 実際の利用希望者数が量の見込みを上回り提供体制の確保方策が不足する場合には新たな施設整備等を検討するほか、実際の利用希望者数が量の見込みに満たない場合には適正な提供体制の確保方策を再検討します
- ※4 幼稚園機能を希望する2号認定とは、2号認定のうち、幼稚園の利用希望が強いと想定される人をさします
- ※5 「幼稚園」では、市立幼稚園の利用定員を「幼稚園機能利用」欄に計上しています
- ※6 「認定こども園」では、市立及び民間認定こども園の利用定員を、「幼稚園機能利用」「保育所機能利用」欄に計上しています
- ※7 「確認を受けない幼稚園」では、子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園の定員数を、「幼稚園機能利用」欄に計上しています

### 【各年度の具体的確保方策】

#### ①中間見直し前

##### 【令和4年度】

- ・ 保育施設の新設による2・3号定員あわせて90人の定員増
- ・ 認定こども園の2号認定に関し、30人の定員変更による増

##### 【令和5年度】

- ・ 対策予定なし

##### 【令和6年度】

- ・ 対策予定なし

#### ②中間見直し後

##### 【令和4年度】

- ・ 対策予定なし

##### 【令和5年度】

- ・ 市立認定こども園の2号認定に関し、約20人の定員変更による増

##### 【令和6年度】

- ・ 私立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行等による2号認定定員の約200人の増  
（令和7年4月開設）

## 5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策

### (1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと実施しようとする提供体制の確保方策

#### ① 利用者支援事業

##### 【事業概要】

教育保育や子育て支援にかかる情報提供や相談・助言、関係機関との連絡調整等を行う事業で、以下の類型に分類されます。

特定型：待機児童の解消等を図るため、教育保育施設や事業を円滑に利用できるよう支援を行う

基本型：特定型に加えて、教育保育施設や地域の子育て支援事業等を提供する関係機関との連絡調整等を行う

母子保健型：妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する悩み等に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、切れ目のない支援体制を構築する

##### 【量の見込みの考え方】

教育保育施設や子育て支援事業へのニーズは増加し、地域型保育事業や企業主導型保育事業などの施設が開設されていることなどから、利用者の個別ニーズに沿った情報提供や相談を提供する必要性は今後も継続するものと想定します。

##### 【確保方策の考え方】

入園所相談課やこども・若者ステーション、保健センター等で、特定型、基本型、母子保健型の利用者支援事業を実施します。利用状況を踏まえ、令和6年度に2カ所の増設を実施します。

年度	見直し前		見直し後		【参考】
	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和4年 (2022年)
確保方策	4カ所	4カ所	4カ所	6カ所	4カ所

## ② 時間外保育事業（延長保育）

## 【事業概要】

保育認定を受けた子どもを対象に、認可保育所や認定こども園等で、保育時間を延長して保育を実施する事業です。

## 【量の見込みの考え方】

令和4年度の量の見込みは平成30年度～令和3年度の平均値とし、令和5年度以降は就学前人口の変化と同様に推移するものと想定します。

## 【確保方策の考え方】

時間外保育事業は、各施設に在籍する児童が利用する事業であり、各施設において実質的に定員の設定を行っておらず、申請に応じてすべての児童が利用します。

年度	見直し前		見直し後		【参考】
	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和4年 (2022年)
量の見込み①	580人	576人	531人	528人	540人
確保方策②	580人	576人	531人	528人	540人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

## ③ 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童育成クラブ）

## 【事業概要】

保護者等が就業等により昼間家庭にいない小学生を対象に、授業が終わった後や学校の休業期間等において、適切な遊びや生活の場を提供し、支援員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。

## 【量の見込みの考え方】

教育保育施設利用希望者（2号認定）の5歳児と新1年生申請者の割合及び2年生以上の継続率を基に、小学校ごとに量を見込み算出しています。

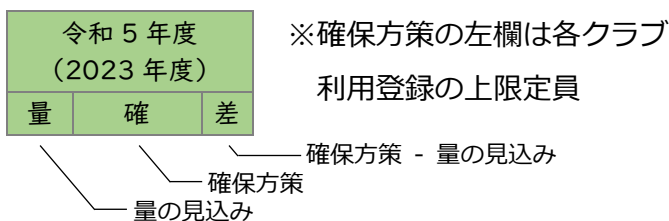
【確保方策の考え方】

- ・利用実績において登録児童の出席率は約8割程度であることから、利用登録の上限を定員の2割増としています。それに加えてクラブ室に余裕がある場合は、施設基準を満たす範囲で増員しています。
- ・利用登録定員を超える見込みがあった場合、低学年が優先的に利用できるよう配慮しています。
- ・既存の民間留守家庭児童育成クラブへの安定的な運営を支援し、児童の健全育成を図る場を確保します。また、学校の余裕教室・特別教室等既存施設の活用だけでなく、民間誘致等により待機児童の解消を図ります。

●表の考え方

留守家庭児童育成クラブは提供区域を市内全域としていますが、確保方策が小学校区ごととなり、区域を小学校として示しています。

表の見方は右記のとおりです



区域	学年	見直し前						見直し後						【参考】							
		令和5年度 (2023年度)			令和6年度 (2024年度)			令和5年度 (2023年度)			令和6年度 (2024年度)			R4年度実績 (2022年度)							
		量	確	差	量	確	差	量	確	差	量	確	差	量	確	差					
市内全域	1	540	540	0	472	472	0	499	499	0	475	475	0	464	461	3					
	2	442	442	0	437	437	0	407	407	0	437	437	0	412	410	2					
	3	313	313	0	319	319	0	319	319	0	319	319	0	283	279	4					
	4	163	1,635	163	0	202	1,778	202	0	181	1,747	181	0	202	1,776	202	0	185	1,741	168	17
	5	39	39	0	55	55	0	58	56	2	55	55	0	59	58	1					
	6	7	7	0	23	23	0	21	21	0	23	23	0	24	23	1					
	計	1,504	1,504	0	1,508	1,508	0	1,485	1,483	2	1,511	1,511	0	1,427	1,399	28					
久代	1	35	35	0	42	42	0	36	36	0	42	42	0	43	43	0					
	2	32	32	0	32	32	0	38	38	0	32	32	0	19	19	0					
	3	19	19	0	29	29	0	14	14	0	29	29	0	27	27	0					
	4	12	101	12	0	7	115	7	0	14	105	14	0	7	115	7	0	5	96	5	0
	5	2	2	0	4	4	0	2	2	0	4	4	0	2	2	0					
	6	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0					
	計	101	101	0	115	115	0	105	105	0	115	115	0	96	96	0					
加茂	1	29	29	0	37	37	0	37	37	0	37	37	0	28	28	0					
	2	22	22	0	33	33	0	25	25	0	33	33	0	25	25	0					
	3	16	16	0	19	19	0	19	19	0	19	19	0	17	17	0					
	4	9	79	9	0	10	103	10	0	9	96	9	0	10	103	10	0	12	96	12	0
	5	3	3	0	3	3	0	4	4	0	3	3	0	0	0	0					
	6	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0					
	計	79	79	0	103	103	0	94	94	0	103	103	0	82	82	0					

区域	学年	見直し前						見直し後						【参考】			
		令和5年度 (2023年度)			令和6年度 (2024年度)			令和5年度 (2023年度)			令和6年度 (2024年度)			R4年度実績 (2022年度)			
		量	確	差	量	確	差	量	確	差	量	確	差	量	確	差	
川西	1	45	45	0	50	50	0	40	40	0	44	44	0	44	44	0	
	2	45	45	0	40	40	0	39	39	0	36	36	0	32	32	0	
	3	27	27	0	35	35	0	24	24	0	30	30	0	31	31	0	
	4	16	144	16	0	14	144	14	0	16	144	16	0	12	144	12	0
	5	4		4	0	4		4	0	4		4	0	5		5	0
	6	1		1	0	1		1	0	3		3	0	1		1	0
	計	138	138	0	144	144	0	126	126	0	128	128	0	127	127	0	
桜が丘	1	36	36	0	30	36	0	31	31	0	27	27	0	26	26	0	
	2	24	24	0	32	24	0	23	23	0	28	28	0	23	23	0	
	3	24	24	0	18	24	0	17	17	0	17	17	0	21	21	0	
	4	10	96	10	0	12	96	10	0	11	96	11	0	9	96	9	0
	5	2		2	0	3		2	0	5		5	0	3		3	0
	6	0		0	0	0		0	0	1		1	0	2		2	0
	計	96	96	0	95	96	0	88	88	0	86	86	0	90	90	0	
川西北	1	50	50	0	45	50	0	50	50	0	46	46	0	43	43	0	
	2	41	41	0	45	41	0	36	36	0	42	42	0	37	37	0	
	3	29	29	0	31	29	0	35	35	0	35	35	0	24	21	3	
	4	11	140	11	0	15	140	15	0	21	170	21	0	27	170	27	0
	5	3		3	0	3		3	0	5		5	0	5		5	0
	6	1		1	0	1		1	0	1		1	0	2		2	0
	計	135	135	0	140	140	0	148	148	0	157	157	0	131	122	9	
明峰	1	60	60	0	58	60	0	51	51	0	48	48	0	39	38	1	
	2	53	53	0	55	53	0	33	33	0	43	43	0	48	47	1	
	3	36	36	0	41	36	0	36	36	0	25	25	0	18	18	0	
	4	23	179	23	0	24	184	24	0	22	163	22	0	32	163	32	0
	5	5		5	0	5		5	0	8		8	0	6		6	0
	6	1		1	0	1		1	0	3		3	0	3		3	0
	計	178	178	0	184	184	0	153	153	0	157	157	0	147	139	8	
多田	1	21	21	0	16	21	0	25	25	0	22	22	0	31	30	1	
	2	18	18	0	20	18	0	28	28	0	23	23	0	22	21	1	
	3	15	15	0	13	15	0	17	17	0	22	22	0	6	5	1	
	4	6	63	6	0	9	63	9	0	6	117	6	0	12	117	12	0
	5	1		1	0	0		0	0	5		5	0	1		1	0
	6	0		0	0	0		0	0	0		0	0	2		2	0
	計	61	61	0	58	58	0	81	81	0	82	82	0	75	69	6	

		見直し前						見直し後						【参考】							
区域	学年	令和5年度 (2023年度)			令和6年度 (2024年度)			令和5年度 (2023年度)			令和6年度 (2024年度)			R4年度実績 (2022年度)							
		量	確	差	量	確	差	量	確	差	量	確	差	量	確	差					
		多田東	1	33	33	0	38	38	0	26	26	0	35	35	0	37	37	0			
2	36		36	0	32	32	0	33	33	0	23	23	0	30	30	0					
3	22		22	0	23	23	0	22	22	0	25	25	0	22	22	0					
4	12		132	12	0	13	132	13	0	12	119	12	0	12	119	12	0	9	119	9	0
5	6			6	0	5		5	0	3		3	0	4		4	0	5		5	0
6	1			1	0	2		2	0	2		2	0	1		1	0	0		0	0
計	110			110	0	113		113	0	98		98	0	100		100	0	103		103	0
緑台	1	17		17	0	17		17	0	16		16	0	19		19	0	13		13	0
	2	12		12	0	15		15	0	12		12	0	14		14	0	20		20	0
	3	7		7	0	9		9	0	15		15	0	9		9	0	9		9	0
	4	3	48	3	0	3	48	3	0	5	48	5	0	8	52	8	0	3	48	3	0
	5	0		0	0	0		0	0	1		0	1	2		2	0	1		1	0
	6	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	1		1	0
	計	39		39	0	44		44	0	49		48	1	52		52	0	47		47	0
陽明	1	20		20	0	19		19	0	22		22	0	20		20	0	17		17	0
	2	12		12	0	17		17	0	15		15	0	20		20	0	9		9	0
	3	9		9	0	9		9	0	7		7	0	11		11	0	8		8	0
	4	3	48	3	0	3	48	3	0	4	48	4	0	4	56	4	0	3	48	3	0
	5	0		0	0	0		0	0	1		0	1	1		1	0	0		0	0
	6	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0
	計	44		44	0	48		48	0	49		48	1	56		56	0	37		37	0
清和台	1	20		20	0	14		14	0	18		18	0	12		12	0	15		15	0
	2	13		13	0	17		17	0	13		13	0	16		16	0	5		5	0
	3	8		8	0	10		10	0	4		4	0	10		10	0	7		7	0
	4	5	48	5	0	4	48	4	0	4	48	4	0	2	48	2	0	2	48	2	0
	5	1		1	0	1		1	0	1		1	0	1		1	0	0		0	0
	6	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0
	計	47		47	0	46		46	0	40		40	0	41		41	0	29		29	0
清和台南	1	22		22	0	12		12	0	19		19	0	14		14	0	9		9	0
	2	10		10	0	19		19	0	7		7	0	17		17	0	19		19	0
	3	11		11	0	7		7	0	14		14	0	5		5	0	9		9	0
	4	4	96	4	0	5	96	5	0	5	96	5	0	7	96	7	0	9	99	9	0
	5	2		2	0	1		1	0	3		3	0	2		2	0	1		1	0
	6	0		0	0	0		0	0	0		0	0	1		1	0	3		3	0
	計	49		49	0	44		44	0	48		48	0	46		46	0	50		50	0

区域	学年	見直し前						見直し後						【参考】							
		令和5年度 (2023年度)			令和6年度 (2024年度)			令和5年度 (2023年度)			令和6年度 (2024年度)			R4年度実績 (2022年度)							
		量	確	差	量	確	差	量	確	差	量	確	差	量	確	差					
けやき坂	1	28	28	0	22	22	0	30	30	0	24	24	0	33	33	0					
	2	32	32	0	24	24	0	29	29	0	26	26	0	39	39	0					
	3	31	31	0	25	25	0	29	29	0	22	22	0	23	23	0					
	4	15	124	15	0	16	119	16	0	13	122	13	0	17	122	17	0	9	124	9	0
	5	3		3	0	4		4	0	3		3	0	5		5	0	8		8	0
	6	1		1	0	1		1	0	2		2	0	1		1	0	1		1	0
	計	110		110	0	92		92	0	106		106	0	95		95	0	113		113	0
東谷	1	59	59	0	43	43	0	45	45	0	35	35	0	34	34	0					
	2	37	37	0	47	47	0	30	30	0	38	38	0	37	37	0					
	3	25	25	0	25	25	0	29	29	0	24	24	0	19	19	0					
	4	13	144	13	0	12	131	12	0	11	147	11	0	18	147	18	0	16	147	16	0
	5	3		3	0	4		4	0	5		5	0	4		4	0	7		7	0
	6	0		0	0	0		0	0	2		2	0	2		2	0	3		3	0
	計	137		137	0	131		131	0	122		122	0	121		121	0	116		116	0
牧の台	1	51	51	0	54	54	0	35	35	0	33	33	0	32	32	0					
	2	39	39	0	45	45	0	28	28	0	30	30	0	33	33	0					
	3	23	23	0	28	28	0	25	25	0	21	21	0	20	20	0					
	4	13	129	13	0	12	142	12	0	11	123	11	0	13	123	13	0	8	123	8	0
	5	2		2	0	3		3	0	2		2	0	3		3	0	6		6	0
	6	1		1	0	0		0	0	2		2	0	1		1	0	0		0	0
	計	129		129	0	142		142	0	103		103	0	101		101	0	99		99	0
北陵	1	14	14	0	13	13	0	18	18	0	17	17	0	20	19	1					
	2	16	16	0	12	12	0	18	18	0	16	16	0	14	14	0					
	3	11	11	0	12	12	0	12	12	0	15	15	0	22	22	0					
	4	8	64	8	0	5	64	5	0	17	105	17	0	12	105	12	0	17	105	15	2
	5	2		2	0	2		2	0	6		6	0	6		6	0	4		3	1
	6	0		0	0	0		0	0	4		4	0	5		5	0	8		7	1
	計	51		51	0	44		44	0	75		75	0	71		71	0	85		80	5

#### ④ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

##### 【事業概要】

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童福祉施設等に入所させ、短期間児童を預かる事業です。

##### 【量の見込みの考え方】

令和4年度の量の見込みは平成30年度～令和3年度の平均値とし、令和5年度以降は小学生以下の人口の変化と同様に推移するものと想定します。

##### 【確保方策の考え方】

市内に当該事業を実施する児童福祉施設等がないため、近隣市町の施設を活用し、養育が一時的に困難になった児童や、緊急一時的に保護を必要とする母子を一定期間養育保護することにより、児童及び家庭の福祉の向上を図ります。

年度	見直し前		見直し後		【参考】
	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和4年 (2022年)
量の見込み①	7人	7人	6人	6人	6人
確保方策②	7人	7人	6人	6人	6人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

#### ⑤ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

##### 【事業概要】

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握・子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

##### 【量の見込みの考え方】

量の見込みは、推計児童数における各年の0歳児数とします。

##### 【確保方策の考え方】

こども・若者ステーションの赤ちゃん訪問員である保育士が、生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、面会できなかった児童については、保健センター等の関係機関と連携し、現地確認に努めます。また、支援が必要な家庭に対しては適切な子育て



て支援情報の提供や、専門機関との連携によって対応します。

年度	見直し前		見直し後		【参考】
	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和4年 (2022年)
量の見込み	921件	901件	868件	851件	923件

## ⑥ 育児支援家庭訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

### 1 育児支援家庭訪問事業

#### 【事業概要】

児童の養育を行うために支援が必要でありながら、子育てにかかるサービスが利用できない家庭に対し、専門的な相談指導・助言や育児支援ヘルパーの派遣を行うほか、出産前で特に支援が必要と認められる妊婦に対しても同様の支援を行います。

#### 【量の見込みの考え方】

令和4年度の量の見込みは平成30年度～令和3年度の平均値とし、令和5年度以降は0歳児の人口の変化と同様に推移するものと想定します。

#### 【確保方策の考え方】

児童虐待の未然防止、早期発見のために関係機関と定期的に情報共有を行い、支援を必要とする家庭に対しては、保健師や保育士等の訪問による養育相談や支援、ヘルパー派遣による家事・育児援助を行います。

年度	見直し前		見直し後		【参考】
	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和4年 (2022年)
量の見込み	66件	65件	76件	76件	76件

### 2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

#### 【事業概要】

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性やネットワーク機関間の連

携を強化し、地域住民への周知を図る取り組みを実施する事業です。

**【確保方策の考え方】**

調整機関職員や要保護児童対策協議会構成員が資質向上を図る研修を受講するとともに、児童虐待防止につながる子育て支援等についての講演会を開催し地域住民への周知を図ります。

## ⑦ 地域子育て支援拠点事業

## 【事業概要】

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や子育てに関する情報提供等、不安や悩みの相談等ができる場所を提供する事業です。

## 【量の見込みの考え方】

令和4年度の量の見込みは31,126人とし、令和5年度以降、3号認定を除いた0～2歳児の変化と同様に推移するものと想定します。

## 【確保方策の考え方】

提供区域内の地域実情や利用ニーズなどを総合的に検討し、令和6年度に市全域で2カ所の増設を実施します。

区域	年度	見直し前		見直し後		【参考】
		令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和4年 (2022年)
全域	量の見込み	45,478人	45,231人	29,533人	28,533人	31,126人
	確保方策 拠点	11カ所	11カ所	13カ所	15カ所	13カ所
川西南	量の見込み	7,690人	7,689人	4,852人	4,688人	5,114人
	確保方策 拠点	2カ所	2カ所	3カ所	3カ所	3カ所
川西	量の見込み	10,589人	10,591人	6,603人	6,380人	6,959人
	確保方策 拠点	4カ所	4カ所	5カ所	5カ所	5カ所
明峰	量の見込み	3,974人	3,868人	2,559人	2,472人	2,697人
	確保方策 拠点	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
多田	量の見込み	7,080人	7,013人	4,701人	4,542人	4,955人
	確保方策 拠点	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
緑台	量の見込み	3,677人	3,578人	2,217人	2,142人	2,337人
	確保方策 拠点	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
清和台	量の見込み	4,771人	4,883人	3,407人	3,291人	3,590人
	確保方策 拠点	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
東谷	量の見込み	7,697人	7,609人	5,194人	5,018人	5,474人
	確保方策 拠点	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所

※第2期計画（当初）に未計上の「久代児童センター」「川西児童館」を反映。

●市内の子育て支援拠点

区域	拠点施設名
川西南	アップルみなみ、アップルかも、久代児童センター
川西	川西児童館、アステ川西、アップルちゅうおう、こども・若者ステーション、タブリエ
明峰	TSUNAGARI
多田	アップルただ
緑台	キオラクラブ
清和台	まるの間
東谷	アップルまきのだい

※ 上記拠点のほか、市独自拠点として、出張型のプレイルーム・0歳児交流会を随時行っています。(全4か所：令和4年度時点)

## ⑧ 一時預かり事業（幼稚園等）

## 【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった園児について、通常の教育時間の前後や長期休業期間中等、主に昼間において幼稚園等で一時的に預かる事業です。

## 【量の見込みの考え方】

令和4年度の量の見込みは51,133人とし、令和5年度以降、2号認定の増加割合及び1号認定の減少割合と同様に推移するものと想定します。

## 【確保方策の考え方】

当事業を実施する幼稚園等では、在園児の利用希望について、それぞれの園で対応することとなります。

		見直し前		見直し後		【参考】
年度		令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和4年 (2022年)
量 ①	1号認定	3,856人	3,892人	4,101人	3,876人	4,412人
	2号認定	47,850人	48,300人	45,526人	44,863人	46,721人
	計	51,706人	52,192人	49,627人	48,739人	51,133人
確保方策②		51,706人	52,192人	49,627人	48,739人	51,133人
②-①		0人	0人	0人	0人	0人

## ⑨ 一時預かり事業（保育所、ファミリーサポートセンター等）

## 【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、主として昼間において、認定こども園・保育所、その他の場所において一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

## 【量の見込みの考え方】

令和4年度は平成30年度～令和3年度の平均値とし、令和5年度以降は就学前の保育ニーズの変化と同様に推移するものと想定します。

## 【確保方策の考え方】

一時預かり事業を、特定教育・保育施設及び地域型保育事業所等で実施します。

		見直し前		見直し後		【参考】
年度		令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和4年 (2022年)
量の見込み①		5,566人	5,534人	3,846人	3,994人	3,718人
確 ②	一時預かり事業	5,178人	5,148人	3,015人	3,131人	2,914人
	子育て援助活動支援事業	388人	386人	831人	863人	804人
	子育て短援支援事業	0人	0人	0人	0人	0人
②-①		0人	0人	0人	0人	0人

## ⑩ 病児・病後児保育事業

### 【事業概要】

病気や病気回復期にあり集団保育が困難な児童を、保護者の就労等の理由で保育できない際に、保育施設等に設置された専用室で預かる事業です。

### 【量の見込みの考え方】

令和4年度の量の見込みは平成30年度～令和3年度の平均値とし、令和5年度以降は就学前の保育ニーズの変化と同様に推移するものと想定します。

### 【確保方策の考え方】

現在、病気やけがの病中から児童の保育を実施する病児・病後児保育事業は1日あたり3人の定員で実施しています。

		見直し前		見直し後		【参考】
年度		令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和4年 (2022年)
量の見込み①		235人	234人	175人	182人	169人
確 ②	病児・病後児保育事業	235人	234人	175人	182人	169人
	子育て援助活動支援事業	0人	0人	0人	0人	0人
	計	235人	234人	175人	182人	169人
②-①		0人	0人	0人	0人	0人

## ⑪ 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）（就学児）

## 【事業概要】

子育ての援助をしたい人（協力会員）と援助をしてほしい人（依頼会員）が会員となり、地域の中で助け合いながら子どもを自宅で預かるなどの子育て援助活動をする組織の会員相互の連絡・調整を行う事業です。

## 【量の見込みの考え方】

令和4年度の量の見込みは782人とし、令和5年度以降、留守家庭児童育成クラブのニーズの変化と同様に推移するものと想定します。推計値算出にあたっては、市内全域のニーズ量を活用しています。

## 【確保方策の考え方】

ファミリーサポートセンターにおける相互援助活動を実施することにより、仕事と育児を両立し安心して働くことができる環境を整備し、地域の子育て支援を行います。また、預かり中の子どもの安全対策のため、協力会員への講習会等を実施します。ファミリーサポートセンターについてのPRを強化し、相互援助活動を担う協力会員の確保に努めます。

年度		見直し前		見直し後		【参考】
		令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和4年 (2022年)
量 ①	低学年	875人	872人	703人	715人	663人
	高学年	105人	105人	126人	128人	119人
	計	980人	977人	829人	843人	782人
確保方策②		980人	977人	829人	843人	782人
②—①		0人	0人	0人	0人	0人

## ⑫ 妊婦に対する健康診査

## 【事業概要】

母子保健法第13条に基づき、妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、必要な回数の妊婦健康診査を受けられるよう、妊婦健康診査費の助成を実施する事業です。

### 【量の見込みの考え方】

令和4年度の量の見込みは1,413人とし、令和5年度以降、0歳児人口の変化と同様に推移するものと想定します。

### 【確保方策の考え方】

産科または婦人科の医療機関及び助産所（国内）において実施した妊婦健康診査費の助成を実施します。

		見直し前		見直し後		【参考】
年度		令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和4年 (2022年)
量	受診者数	1,490人	1,458人	1,329人	1,303人	1,413人
	健診回数	11,784回	11,528回	10,519回	10,313回	11,186回
確保方策		実施場所：産科または婦人科の医療機関及び助産所（国内） 実施体制：兵庫県内協力医療機関及び助産所で受診…助成券、兵庫県内協力医療機関及び助産所以外で受診…償還払い 検査項目：妊婦健康診査にかかる検査項目				

## ⑬ 実費徴収にかかる補足給付を行う事業

### 【事業概要】

各施設事業者において実費徴収を行うことができる①日用品、文具等、または行事への参加に要する費用、②給食費について、保護者の世帯所得の状況等を勘案し、低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行うものです。

### 【確保方策の考え方】

幼児教育保育の無償化に伴う制度改正により、令和元年10月から、教育保育給付認定の子どもを保護者のうち、生活保護世帯等を対象に、①日用品、文房具等または行事への参加に要する費用の補助を実施しています。施設等利用給付認定の子どもを保護者のうち、年収360万円未満相当世帯及び所得にかかわらず、第3子以降を対象に、②給食費のうち副食材料費に要する費用の補助を実施しています。



#### ⑭ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

##### 【事業概要】

保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を活かしながら、保育所、地域型保育等の設置を促進していくことが必要です。

新たに設置・開設した施設が事業を安定的かつ継続的に運営し、利用者との信頼関係を築いていくためには一定の期間が必要であることから、新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう支援、相談・助言、さらには他の事業者の連携施設のあっせん等を行うものです。

##### 【確保方策の考え方】

平成 28 年度から地域型保育事業施設を対象に、事業を円滑に運営していくことができるよう、保育内容や指導法等の総合的な指導を行っています。

また、地域型保育事業における、連携施設のあっせん等についても、必要に応じて実施できるよう検討します。

## 6 教育保育の一体的提供及び推進体制の確保

### (1) 質の高い教育保育等の提供

乳幼児期が生涯の人格形成の基礎を培う重要な時期であることを踏まえ、すべての乳幼児の育ちを保障するため、質の高い幼児期の教育保育、地域の子育て支援の役割及び推進方策、保幼小連携の取り組みの推進に関する事等について、関連する施策・事業において示す内容を推進します。

また、これらの実施に向けては、教育保育に携わる職員の資質向上が重要となるため、次のような取り組みを進めます。

#### ① 教育保育に関わる職員に対する研修の実施

教育保育の質の向上のためには、各施設の現状を評価し、研修体制を整えることが不可欠です。日常の保育において子どもの育ちを振り返り、保育内容を研究し、教育保育を常に改善するためにも研修への参加を促します。また、私立就学前教育保育施設を含め、これからの教育・保育について学びあうための合同研修等を開催します。

#### ② 特に配慮を要する子どもに関わる職員の資質向上

すべての子どもの健やかな育ちや子どもの最善の利益の保障の重要性から、障がいのある子どもや特別な支援を要する子どもについて、個々に応じた適切な教育保育が提供されるよう専門機関と連携するとともに、職員の資質向上に努めます。

#### ③ 教育保育に関わる職員の処遇改善

教育保育事業の量的確保や質の改善のためには、質の高い職員の確保が重要となります。今後とも国の制度を活用するなど、教育保育の担い手の処遇改善に努めます。

## (2) 教育保育の一体的な提供及び推進

新制度では保護者の就労状況や家庭環境等の変化にかかわらず、ニーズに応じ多様で質の高い教育保育、地域の子育て支援が受けられる体制づくりの推進をめざしています。

この実現において、幼稚園と保育所の機能や利点をあわせ持ち、地域の子育て支援を行う認定こども園は、教育保育を一体的に行う施設として大きな役割を果たします。

とりわけ、認定こども園の4つの類型の中でも幼保連携型認定こども園については、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が「幼稚園教育要領」と「保育所保育指針」との整合性の確保ならびに小学校における教育との円滑な接続に配慮して改定され、子どもの発達の連続性を考慮した0歳から小学校就学前までの一貫した教育・保育や、子どもの在園時間や登園日数の違いを踏まえた教育保育などを展開していくこととされています。

本市では、これまで4つの市立幼保連携型認定こども園を整備してきましたが、今後の開設については、本計画に掲げる「量の見込み」と「確保方策」の状況や、地域のニーズ、他の教育保育施設とのバランス、次章に記載している「市立幼稚園・保育所・認定こども園のあり方」などを考慮しながら検討を行います。

## (3) 幼稚園、保育所、認定こども園、小学校等の連携

乳幼児期の教育保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、また乳幼児期の育ちと学びが義務教育の基盤としてつながり、「生きる力」の育成へとつながっていきます。

そのためには、幼稚園・保育所・認定こども園、そして小学校が、ともに子どもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育保育内容や指導方法についての理解を深め、共有することが必要となります。

こうしたことから、就学前の取り組みや成果を踏まえ、就学前から小学校への接続をしっかりと行うことにより、子どもたちの健やかな成長に資するとともにその学びがより豊かなものとなるよう、私立就学前教育保育施設を含め、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校等との交流や意見交換、合同研究等、子どもの育ちと学びをつなぐための連携を行い、小学校への円滑な接続のために取り組んでいきます。

## 第7章 市立就学前教育保育施設の あり方

## 1 市立幼保連携型認定こども園の整備

第1期子ども・子育て計画において、「幼保一体化を進める施設の配置」を市立就学前施設に関する基本方針の一つに定め、施設の耐震対策・老朽化対策等を図るために、市立幼稚園と市立保育所を一体化した幼保連携型認定こども園整備を進めてきました。

その結果、4幼稚園と4保育所を一体化し、4つのこども園を開園しました。1号認定3歳児の受け入れや午後8時までの延長保育の実施、生後57日からの保育実施に加え、こども園に通うすべての子どもたちに給食を提供するなど、市立幼稚園と保育所が長年培ってきた経験とノウハウに基づく、質の高い幼児教育保育を提供できる環境が整ってきたところです。

今後は、これまでの市立幼保連携型認定こども園整備の成果を踏まえ、それを継承しつつ新たな課題の解決に向け、施策を展開していく必要があります。

項目/施設名	牧の台みどり こども園	加茂こども園	川西こども園	川西北こども園
開園日	平成30年4月1日	平成31年4月1日	令和2年4月1日	令和4年4月1日
定員(人)	130	230	130	180
内、1号	70	170	70	100
内、2～3号	60	60	60	80
機能	・地域子育て支援拠点 ・一時預かり	・地域子育て支援拠点 ・一時預かり	—	—
一体化前施設	・牧の台幼稚園 ・緑保育所	・加茂幼稚園 ・加茂保育園	・川西幼稚園 ・川西保育所	・川西北幼稚園 ・川西北保育所

## 2 現在の状況

### (1) 市立幼稚園の利用状況

いずれも定員に満たず、児童数は減少傾向が続いています。(下表以下の「定員」は利用定員)

各年5月1日時点(人)

施設名	年齢別	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)
久代 (定員90)	4歳児	37	23	22	11	11
	5歳児	24	39	22	26	10
	合計	61	62	44	37	21
多田 (定員60)	4歳児	20	12	14	15	5
	5歳児	28	21	13	16	16
	合計	48	33	27	31	21
清和台 (定員60)	4歳児	14	13	6	7	1
	5歳児	23	15	13	8	9
	合計	37	28	19	15	10
東谷 (定員90)	4歳児	33	10	15	13	8
	5歳児	27	36	14	16	14
	合計	60	46	29	29	22

### (2) 市立保育所の利用状況

弾力的な運用により概ね定員を超えた受け入れを行っています。

各年5月1日時点(人)

施設名	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)
川西南(定員80)	82	80	81	81	84
小戸(定員90)	98	100	89	84	89
多田(定員110)	120	120	112	110	114
川西中央(定員60)	67	70	63	69	70

### (3) 市立認定こども園の利用状況

2・3号認定については、弾力的な運用により概ね定員を超えた受け入れを行っています。

各年5月1日時点（人）

施設名		平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)
加茂	1号(定員170)	144	129	131	122	122
	2・3号(定員60)	64	87	79	71	71
川西	1号(定員70)	21	25	36	44	53
	2・3号(定員60)	66	69	78	75	72
川西北	1号(定員100)	49	56	54	36	53
	2・3号(定員80)	78	76	79	74	85
牧の台 みどり	1号(定員70)	61	81	72	67	68
	2・3号(定員60)	58	68	69	68	67

※斜体部は市立認定こども園移行後

### 3 現在の課題

#### (1) 少子化・保育ニーズの増加に伴う市立幼稚園児童数の減少

人口減少・少子化による就学前児童人口の減少や女性の就業率の上昇、幼児教育保育の無償化などにより保育ニーズがより長時間・長期間へとシフトする中、1号認定のニーズには減少傾向が見られます。

特に、市立幼稚園では著しく入園児童数が減少しており、一定規模の集団形成が困難であることが危惧され、集団教育が成立しない恐れがあります。

#### ★市立幼稚園の利用状況（再掲）

施設名	年齢別	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)
久代 (定員90)	4歳児	37	23	22	11	11
	5歳児	24	39	22	26	10
	合計	61	62	44	37	21
多田 (定員60)	4歳児	20	12	14	15	5
	5歳児	28	21	13	16	16
	合計	48	33	27	31	21
清和台 (定員60)	4歳児	14	13	6	7	1
	5歳児	23	15	13	8	9
	合計	37	28	19	15	10
東谷 (定員90)	4歳児	33	10	15	13	8
	5歳児	27	36	14	16	14
	合計	60	46	29	29	22

こうした課題認識のもと、早急な対応を図るため、市立就学前教育保育施設の現状と課題や再編に関する基本方針・事業計画等を定めた「市立教育保育施設のあり方について（原案）」を令和4年4月に策定しました。同原案を踏まえ、一人ひとりの子どもたちが小学校への円滑な接続を果たすことができるよう、市立幼稚園の入園児童数減少を踏まえた施設のあり方を本計画に反映しています。

#### \*集団教育について

「幼稚園生活は、家庭から離れて同年代の幼児と日々一緒に過ごす初めての集団生活である。幼稚園において、幼児は多数の同年代の幼児と関わり、気持ちを伝え合い、ときには協力して活動に取り組むなどの多様な体験をする。そのような体験をする過程で、幼児は他の幼児と支え合って生活する楽しさを味わいながら、主体性や社会的態度を身に付けていくのである。幼稚園において、同年齢や異年齢の幼児同士が相互にかかわり合い、生活することの意義は大きい。」出典：幼稚園教育要領解説  
 以上のような環境を子どもたちに提供するために、一定規模の集団による教育保育（4歳児、5歳児で各々1クラス当たり21人から30人程度）が望ましいものと考えています。



## (2) 市立教育保育施設の果たすべき役割と私立就学前教育保育施設との連携

### ・市立教育保育施設の果たすべき役割

#### ① 教育的役割

私立の教育保育施設では、独自の特色ある教育を行っている施設があります。それに対し、市立教育保育施設は一定の質が確保された教育・保育を推進することに加え、子どもたちを取り巻く環境が変化する中でその時々々の社会の状況において求められる教育保育に関する研究・実践に取り組むなど、教育保育の水準を示していく必要があります。

#### ② 福祉的役割

保護者の経済的な負担を極力減らしつつ、様々な困難を抱える家庭や障がい、アレルギー等、特別な支援が必要な児童を受け入れるなど、先導的な役割を果たす必要があります。

#### ③ 施設間連携

それぞれの施設と各学校との円滑な接続や地域との連携を図るため、教育保育施設及び地域型保育事業所、その他の認可外施設間のコーディネーターとしての役割を担う必要があります。

### ・私立就学前教育保育施設との連携

就学前児童が減少傾向にある中で、市立就学前教育保育施設の役割を踏まえつつ、私立就学前教育保育施設と相互に補完し、全体として、本市の就学前教育保育の質の向上を図るため、両者が連携し、協力して就学前教育保育の充実を図る必要があります。

また、障がいの有無や家庭環境等にかかわらず、希望する施設で就学前教育保育を受けることができる環境を整えることが求められています。

## (3) 認定こども園化の推進

市では、施設の耐震対策・老朽化対策等を図るため、市立幼稚園と市立保育所を一体化し、幼保連携型認定こども園の整備を進めてきました。

今後、これまでの成果を検証しつつ、これらの施設の位置づけや役割を整理し、市立こども園の運営面での充実を図る必要があります。

また、市立幼稚園と市立保育所の一体化が可能な園所については、引き続き、一体化を促進し、幼保連携型認定こども園への移行を進めます。

#### (4) 施設の老朽化

各施設共に耐震基準は満たしていますが、整備後約40年～50年が経過し、施設の老朽化が著しい状況です。

子どもたちの快適な教育保育環境を確保するため、各施設の状況などを踏まえつつ、適切な老朽化対策を検討する必要があります。

#### (5) 待機児童（国基準）0人後の保育ニーズへの対応

就学前教育保育施設については、民間認可保育所、認定こども園などの整備や各施設における定員を超えた児童の受け入れ等により、待機児童（国基準）0人の目標を達成（令和4年4月1日時点）するなど一定の成果がありました。認可保育施設の定員超過受入、年度途中の待機児童発生や希望園所に入園できていない家庭があるなどの課題があります。

## 4 今後の方針と事業計画

### (1) 市立幼稚園・市立保育所・市立認定こども園の方針と事業計画

#### ① 市立幼稚園

市立幼稚園は、入園児童が減少しており、今後も顕著な増加が見込めないことから、市立保育所と統合して幼保連携型認定こども園に移行、または入園児数の状況により閉（休）園を検討します。

施設名	事業計画
久代幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川西南保育所と一体化し、幼保連携型認定こども園とします。本計画期間中の事業着手をめざします。</li> <li>・原則として施設全体の新設は行わず、既存施設の有効活用を検討します。施設の老朽化への対応については、施設の状況や配置などを考慮し、適切な手段を検討します。</li> <li>・今後の園児募集において、4歳児クラスの児童数が5人未満となった場合は、認定こども園開設を予定していることを踏まえ、休園等を検討します。</li> </ul>
多田幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多田保育所と一体化し、幼保連携型認定こども園とします。令和7年度からの次期子ども・若者未来計画期間中の開設をめざします。</li> <li>・設置場所などについて検討するとともに、施設の老朽化への対応については、施設の状況や配置などを考慮し、適切な手段を検討します。</li> <li>・今後の園児募集において、4歳児クラスの児童数が5人未満となった場合は、認定こども園開設を予定していることを踏まえ、休園等を検討します。</li> </ul>
東谷幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の園児募集において、4歳児クラスの児童数が5人以上となった場合は、幼稚園の運営を継続します。5人未満となった場合は、翌年度末を目途に、閉園を検討します。その際、在園児の転園先に関するあわせ調整等の支援を実施します</li> </ul>

## ② 市立保育所

市立保育所については、市立幼稚園と一体化して幼保連携型認定こども園に移行する施設を除いて、現状のまま継続して運営します。

施設名	事業計画
川西南保育所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>久代幼稚園と一体化し、幼保連携型認定こども園</u>とします。本計画期間中の事業着手をめざします。</li> <li>・ 原則として施設全体の新設は行わず、既存施設の有効活用を検討します。施設の老朽化への対応については、施設の状況や配置などを考慮し、適切な手段を検討します。</li> </ul>
多田保育所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>多田幼稚園と一体化し、幼保連携型認定こども園</u>とします。令和7年度からの次期子ども・若者未来計画期間中の開設をめざします。</li> <li>・ 設置場所などについて検討するとともに、施設の老朽化への対応については、施設の状況や配置などを考慮し、適切な手段を検討します。</li> </ul>
小戸保育所 川西中央保育所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 継続して運営します。</li> </ul>

## ③ 市立認定こども園

市立幼保連携型認定こども園については、継続して運営を続け、地域における幼児教育保育及び地域子育て支援の拠点となる機能を担う施設となるよう検討します。

施設名	事業計画
加茂こども園 川西こども園 川西北こども園 牧の台みどりこども園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 継続して運営します。</li> <li>・ 就学前教育保育に関し、研究・実践を進め、その成果を地域の私立就学前教育保育施設と共有するなど、就学前教育保育に関する質の向上などに関する地域の拠点となる施設とするよう、令和7年度からの次期子ども・若者未来計画期間中に、検討します。</li> </ul>

## (2) 待機児童（国基準）0人後の保育ニーズへの対応

1号認定については、利用ニーズを踏まえつつ、定員減の取組を進めます。

2号認定については、利用ニーズを見極め、必要に応じて定員を増やす取り組みを進めます。また、子どもたちにとってより良い教育保育の提供や、年度途中の入園希望等に対応するため、定員内の受け入れに努めます。

3号認定については、定員内の受け入れに努めます。

## (3) 市立教育保育施設としての取り組み

これまでに引き続き、一定の質が確保された教育保育を実践し、市立教育保育施設として求められる水準を示すほか、先進事例なども参考にしながら教育保育に関する研修・実践に努め、地域の拠点となる施設とするよう取り組みを推進します。

以上のことを推進するために、必要な人材確保に努めるほか、各園所がこれまでに培ってきたノウハウを引き継ぐ体制づくりをめざし、小学校との円滑な接続に向けた「接続期カリキュラム」の実施段階においては、市立施設が主導的な役割を担いつつ、いずれの地域においても実効性のあるカリキュラムとなるよう取り組みを進めていきます。

特別な支援を要する児童や困難を抱える家庭等への支援については、希望する施設で就学前教育保育を受けることができるよう、私立教育保育施設と連携を図り、支援施策に取り組めます。

## (4) 閉園後の施設活用・転用

市立幼稚園閉園後の施設については、当該地域住民の意向なども考慮し、まちづくり全体の観点から、施設の活用方法などを検討します。